

大学機関別認証評価

自己評価書

平成24年6月

産業技術大学院大学



## 目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	3
	基準2 教育研究組織	7
	基準3 教員及び教育支援者	18
	基準4 学生の受入	33
	基準5 教育内容及び方法	41
	基準6 学習成果	63
	基準7 施設・設備及び学生支援	72
	基準8 教育の内部質保証システム	84
	基準9 財務基盤及び管理運営	94
	基準10 教育情報等の公表	126

## I 大学の現況及び特徴

### 1 現況

(1) 大学名 産業技術大学院大学

(2) 所在地 東京都品川区

#### (3) 学部等の構成

研究科： 産業技術研究科

関連施設： オープンインスティテュート、

附属図書館

#### (4) 学生数及び教員数（平成24年5月1日現在）

学生数： 大学院200人

専任教員数： 30人

### 2 特徴

#### ①産業技術大学院大学の設置の目的及び経緯

東京都は、大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活及び文化の向上に寄与することを目的として、平成 17 年 4 月に公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）を設立した。

法人は、この使命を達成するため、平成 24 年 6 月現在、首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の三つの高等教育機関を管理運営している。

産業技術大学院大学は、専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門技術者の育成を目的として、平成 18 年 4 月に開学した。開学と同時に、産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻を、平成 20 年 4 月には同研究科創造技術専攻を開設し、1 研究科 2 専攻の構成を採用している。

また、学士課程を持たない専門職大学院大学であり、産業界で働く技術者などの社会人や首都大学東京を始めとする幅広い大学学部卒業生等を受け入れることを方針としている。

#### ②教育研究等の特色

産業技術研究科のもとには、情報分野のスーパープレイヤーである「情報アーキテクト」を育成する「情報アーキテクチャ専攻」と、感性と機能の統合デザイナーとしてイノベーションをもたらす「ものづくりアーキテクト」を育成する「創造技術専攻」という 2 つの専攻を設置している。これらの専攻では、第一線で活躍してきた実務家教員と研究業績の高い教員との連携による高度な実践的教育を実施し、産業分野のアーキテクトを育成する。特に、プロジェクトを遂行するために必要とされる

高度な業務遂行能力（Competency）に重点を置いたグループ学習形態である PBL（Project Based Learning=問題解決型学修）を全面的に取り入れ、Competency Base の教育を実施している点が、本学のカリキュラムの大きな特徴となっている。

また、本学の学生の大半は、産業界で一定の経験を持つ社会人である。そのため、授業の多くを平日夜間および土曜日昼間に開講しているほか、1 年を 4 期に区分し専門知識や技能を短期間で集中的に修得できるクオータ制や、すべての講義がビデオ録画され遠隔からの視聴が可能な講義支援システム、さらに科目履修生として修得した単位を正規入学後に活用できる単位バンクなど、社会人の学修を支援する多くの革新的な学修制度を導入している。

本学においては、研究科のほかに、大学院の教育研究成果を広く社会に還元するとともに、学位等にとらわれず、産業界のニーズにタイムリーに応えたカリキュラムを提供する場として、オープンインスティテュート（OPI）を設置している。実践的な講座を提供していくほか、自治体や産業界と連携した様々な取り組みを実施している。

## II 目的

産業技術大学院大学の基本的な目標

### ○目的及び使命

産業技術大学院大学は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする目的として、産業振興に資する豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを使命とする（産業技術大学院大学学則第1条）。

### ○教育に関する目標

専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に貢献する意欲と能力を持つ高度専門技術者を育成する。

### ○3つのミッション

#### ① 東京産業振興に資する高度専門職業人（プロフェッショナル）の育成

東京に求められる機能は、グローバルに発生する産業のシーズと東京に集積する資本を連携させ、開発された製品やサービスを首都圏という巨大な消費市場とのインタラクションにより洗練し、イノベーションを引き起こす価値を持つ商品として世界に供給するというプロセスを確立することである。そのためには、製品化やサービスのデザインから製造ライン及び流通プロセスまでをプロデュースする多様で豊富な専門職人材が必要とされる。本学はこうした観点から、産業分野横断的に必要とされる専門職人材として“情報アーキテクト”及び“ものづくりアーキテクト”と呼ぶ人材を育成する情報アーキテクチャ専攻及び創造技術専攻を開設している。

#### ② 複線型教育システムの実現

本学は、全国の高等専門学校専攻科を卒業した学生の受け入れ態勢を整えている。さらに、ものづくり産業を担う多様なレベルの人材を輩出するため、都立産業技術高等専門学校との連携により、9年間一貫教育・複線型教育システムの基盤を整備している。

#### ③ 産業振興にかかるシンクタンク機能

本学は東京都が設立した公立大学であり、「東京都のシンクタンク」としての機能を積極的に果たしていく。

### ○専攻の目的

「情報アーキテクチャ専攻」では、企業の業務を分析し、戦略的な情報化企画を行い、ソリューションの枠組み策定、設計、プロジェクト管理を含めた開発工程を一段高い位置からみることのできる情報アーキテクトを育成する。

「創造技術専攻」では、ものづくりの個別プロセスで得られている普遍的な知見を統合したものづくり技法に精通し、技術マネジメント能力と、デザインマネジメント能力をあわせ持ち、新たな価値を持つ製品を創造することを通じて、産業の振興に資する意欲と能力を持つ人材である「ものづくりアーキテクト」を育成する。

### III 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

観点 1－1－①： 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

##### 【観点に係る状況】

本学は学部を持たない専門職大学院大学であることから、その目的に関しては、「観点 1－1－②」にて、大学院の目的として述べるものとする。

##### 【分析結果とその根拠理由】

なし。

**観点 1－1－②：** 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

大学の目的は学則で定められており、さらに、より具体的な内容が中期目標で明確に定められている《資料 1－1－②－i、ii》。また、本学は 1 研究科 2 専攻の大学院大学であるため、大学の目的が研究科の目的となっている。学則に定められた目的は、学校教育法第 99 条 2 項に定める専門職大学院の目的に関する規定の文言に沿ったものである《資料 1－1－②－iii》。

《資料 1－1－②－i：産業技術大学院大学学則（抜粋）》

平成 18 年度法人規則第 3 号

制定 平成 18 年 4 月 3 日

（目的及び使命）

第 1 条 産業技術大学院大学（以下「本学」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的として、産業振興に資する豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを使命とする。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/31/121/176.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/18-003\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/31/121/176.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/18-003_23.pdf)

《資料 1－1－②－ii：公立大学法人首都大学東京第二期中期目標（抜粋）》

産業技術大学院大学に関する目標

1 教育に関する目標

専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に貢献する意欲と能力を持つ高度専門技術者を育成する。

（1）教育の内容等に関する目標

○ アドミッション・ポリシーに基づいて質の高い学生を確保するため、入学者選抜の成果を検証し、入試広報や選抜方法の改善を図る。

○ 産業界で必要とされる知識と技術を活用するための業務遂行能力（コンピテンシー）を明確にし、個々の学生の経験等にも配慮した実践的な教育を通じて修得させる。

○ 産業界と連携し、現場のニーズを教育内容に反映させるよう努めるとともに、ビジネス動向を踏まえて PBL（問題解決型学習）教育を検証・改善する等、実践的な教育を推進する。

（2）教育の実施体制等に関する目標

○ 企業や他大学等との連携を推進し、現場実習の場や実務家教員を確保する等、より実践的・効果的な教育を行う体制を整備する。

○ 意欲ある若い世代に、より高度な専門知識や技術を学ぶ機会を提供するため、教育研究における東京都立産業技術高等専門学校との連携を強化する。

○ 教育内容や教育成果に関する評価と、それに基づく改善に不断に取り組み、教育の質の向上を図る。

### (3) 学生支援に関する目標

- 高度専門職業人を育成する専門職大学院の役割を踏まえ、社会人学生に配慮した学修環境を整備するとともに、修了後も必要に応じて学び直しができる仕組みを整える。
- 学生が必要な知識や技術を確実に修得し、産業界で活躍できるよう、学生の適性や就労経験等を踏まえたキャリア形成支援を行う。

### 2 研究に関する目標

- 産業界の人材育成ニーズや技術動向、修了生の活動状況等を踏まえ、高度専門技術者の育成に資する研究を推進する。
- 現場のニーズを研究に反映させる仕組みを整備するとともに、広範かつ高度な研究を実現するため、企業や教育研究機関等との連携を強化する。

### 3 社会貢献等に関する目標

#### (1) 都政との連携に関する目標

- 専門職大学院として培ったノウハウを生かし、東京都や区市町村の課題解決に向け、より現実的・実践的な施策提案や事業協力をを行い、地域社会の発展に貢献する。
- 大学の知的資源を活用し、業務遂行に必要な実践的な能力を身につけられるよう、東京都や区市町村の職員等の人材育成を支援する。

#### (2) 社会貢献等に関する目標

- 専門職大学院の機能やノウハウを活用し、中小企業の人材育成や製品開発を支援するとともに、産業界や研究機関との共同研究や人材交流を進め、東京の産業振興に貢献する。
- 広く社会人を対象にキャリアアップや学び直しを支援するため、働きながらでも学びやすい学修システムの構築や環境整備に取り組む。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/guideline/middle\\_target/2nd/2581.html?d=assets/files/download/guide1ine/252/2303tvuukimokuhyou.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/guideline/middle_target/2nd/2581.html?d=assets/files/download/guide1ine/252/2303tvuukimokuhyou.pdf)

### 《資料1－1－②－iii：学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抜粋）》

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

○2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととするものは、専門職大学院とする。

### 【分析結果とその根拠理由】

大学、大学院研究科の目的が学則及び中期目標にて明確に定められており、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に沿った内容であることから、これらの目的は大学院一般に求められる目的に適合しているものと考えられる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学の目的は、学則及び中期目標にて明確に定められており、それが学校教育法に規定された大学及び大学院一般に求められる目的に鑑みて適切な内容となっている。さらに、その目的が学生や教職員に周知されるとともに、ホームページや大学概要等を通じて、わかりやすい形で社会に広く公表されている。

【改善を要する点】

該当なし

## 基準 2 教育研究組織

### (1) 観点ごとの分析

観点 2－1－①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2－1－②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

該当なし

観点 2－1－③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、「観点 1－1－②」に記したとおり、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことの目的として、産業振興に資する豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを使命としている。

その使命を果たすため、教育体制については、情報アーキテクチャ専攻と創造技術専攻という 2 つの専攻からなる産業技術研究科を設置している。情報アーキテクチャ専攻では高度情報系専門職である「情報アーキテクト」の育成を、創造技術専攻では感性と機能の統合デザイナーとしてイノベーションをもたらす「ものづくりアーキテクト」の育成を、それぞれ目的としている。

情報アーキテクチャ専攻の 1 年次のカリキュラムは情報アーキテクトに必要とされる知識の修得を目的にしており、情報アーキテクトの基本的な考え方を学習する IT 基礎科目群（平成 24 年度から基礎科目群に名称変更）、基本共通科目群（平成 24 年度から一般科目群に名称変更）及び産業技術研究科共通科目群、それぞれの専門領域について深く学ぶ専門科目群（ICT 系科目群、エンタープライズ系科目群、システム開発系科目群、マネジメント系科目群）から構成されている。

創造技術専攻の 1 年次のカリキュラムは業務遂行に必要となる基本知識を修得する創造技術基礎科目群及び産業技術研究科共通科目群、専門科目群（ものづくりをする上で必要な産業技術に関する知識を学ぶ産業材料科目群、機能創成を実現するプロダクト・イノベーション科目群、感性創成を実現するインダストリアル・デザイン科目群、組み込み技術などを学ぶデジタル技術科目群）から構成されている《資料 2－1－③-i》。

一方で、各専攻のカリキュラムにおいては、高度な専門知識やスキルだけではなく、プロジェクトを遂行するための高度な業務遂行能力（Competency）を身に付けることに重点を置いている。特に、チーム学修である PBL（Project Based Learning）を全面的に取り入れ、Competency Base の教育を実施している点が大きな特徴である。

2 年次のカリキュラムでは、両専攻ともに PBL 型科目を中心として、様々なプロジェクトに参加することにより、それぞれの専攻において育成を目指す人材に必要な業務遂行能力を身に付けることに力を入れている。

## 《資料2－1－③－i：産業技術大学院大学履修規則（抜粋）》

平成18年度法人規則第16号

制定 平成18年4月3日

## (情報アーキテクチャ専攻の科目群及び授業科目等)

第3条 高度な業務遂行能力を持つ情報アーキテクトを育成するため、情報アーキテクチャ専攻に次の科目群を設ける。

- (1) 本学講義を理解する上で前提となるIT知識を与えるIT基礎科目群
- (2) 業務遂行に必要となる基本知識を与える基本共通科目群
- (3) ICT系科目群、エンタープライズ系科目群、システム開発系科目群、マネジメント系科目からなる専門科目群
- (4) 両専攻共通の産業技術研究科共通科目群

## 《省略》

## (創造技術専攻の科目群及び授業科目等)

第3条の2 高度な業務遂行能力を持つものづくりアーキテクトを育成するため、創造技術専攻に次の科目群を設ける。

- (1) 業務遂行に必要となる基本知識を与える創造技術基礎科目群
- (2) 産業材料科目群、プロダクト・イノベーション科目群、インダストリアル・デザイン科目群、デジタル技術科目群からなる専門科目群
- (3) 両専攻共通の産業技術研究科共通科目群

## 《省略》

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/31/122/177.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/18-016\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/31/122/177.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/18-016_23.pdf)

## 【分析結果とその根拠理由】

研究科及び専攻の構成は、専門職大学院課程における教育研究の目的達成に適切なものになっている。なお、今後も研究科、専攻の専門性及び目的や特徴をさらに明確にしていく中で、研究科組織のあり方についても検討を行っていく。

**観点2－1－④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

該当なし

観点2－1－⑤：附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育研究に関する附属施設、センター等として、オープンインスティテュート（以下「OPI」とする。）および附属図書館を設置している《資料2－1－⑤－i, ii》。

OPIは、大学院の教育研究成果を広く社会に還元するとともに、学位等にとらわれず、地域・産業界のニーズにタイムリーに応えたカリキュラムを提供する場として、また、地域・産業界との交流の場として設置しており、企業の経営層や技術者はもちろん、本学学生も対象として、実践的な専門講座、セミナー、フォーラム、研究会を数多く開催している。また、産学公連携を積極的に希望する企業や近隣地域の自治体との共同研究及び開発型研究などの事業協力も実施している。

本学附属図書館は、首都東京の産業を牽引する高度専門職業人の育成を目的として設立された公立の大学院大学の附属図書館として、基礎から専門まで多岐にわたる知的資産を提供している。本学の専門分野を考慮し、情報技術、経営、マネジメント、工学、デザイン等の約15,000冊（平成24年5月1日時点）の蔵書があり、蔵書目録はデータベースで管理され、インターネット経由で蔵書検索ができる。また、附属図書館の管理運営を行う学内委員会である図書情報委員会は、PCやLMS（学習管理システム）等の情報システムについても管理運営しており、「基準5－5－①」に示すとおり、本学の講義ビデオの配信等も行っている《資料2－1－⑤－iii》。

《資料2－1－⑤－i：産業技術大学院大学オープンインスティテュート規則（抜粋）》

平成18年度法人規則第1号

制定 平成18年4月3日

（目的）

第1条 この規則は、産業技術大学院大学学則（平成18年度法人規則第3号。以下「学則」という。）第4条第4項及び第67条並びに公立大学法人首都大学東京組織規則（平成17年法人規則第3号。以下「組織規則」という。）に定めるほか、産業技術大学院大学オープンインスティテュート（以下「OPI」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第2条 OPIは、次の事業を行う。事業の実施に当たっては、公立大学法人首都大学東京の中期目標及び中期計画に基づき実施するものとする。

- (1) 産業界ニーズや技術革新に適時的確に対応するため、特定分野の社会人を対象とするリカレント教育等の公開講座及びその他の事業を実施して、教育研究成果を広く都民に還元する事業
- (2) 地域社会を活性化し、東京の産業振興に資する事業
- (3) その他オープンインスティテュート長（以下「OPI長」という。）が必要と認める事業

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/55.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/18-001\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/55.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/18-001_23.pdf)

《資料2－1－⑤－ii：産業技術大学院大学附属図書館管理規則（抜粋）》

平成18年度法人規則第2号

制定 平成18年4月3日

(目的)

第1条 この規則は、産業技術大学院大学学則（平成18年度法人規則第3号）第4条第5項の規定に基づき、本学における図書館活動の基本的事項を定めることを目的とする。

(図書館の責務)

第2条 本学附属図書館（以下「図書館」という。）は、教職員及び学生の教育及び研究活動に資するため、図書及び電磁的記録その他の資料（以下「学術資料」という。）の収集、保管及び利用に関する業務等の管理運営にあたることをその責務とする。

(図書館の位置)

第3条 図書館は、品川シーサイドキャンパスに置く。

(運営に関する重要事項)

第5条 図書館の運営に関する重要事項は、教育研究審議会において審議する。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/56.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/18-002\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/56.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/18-002_23.pdf)

《資料2－1－⑤－iii：産業技術大学院大学図書情報委員会要綱（抜粋）》

20産技大管管第1181号

平成21年3月18日

(目的)

第1条 この要綱は、産業技術大学院大学図書情報委員会（以下、「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 産業技術大学院大学附属図書館の管理運営に関すること
- (2) 産業技術大学院大学教育研究用情報システムの管理運営に関すること
- (3) その他図書及び情報システムに関し必要な事項に関すること

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 図書館長
- (2) 産業技術研究科長が指名する教員 各専攻1名
- (3) 産業技術大学院大学管理部管理課長
- (4) その他図書館長が指名する教職員

【分析結果とその根拠理由】

本学が設置しているオープンインスティテュート(OPI)及び附属図書館は、いずれも本学の教育研究の目的に合う機能を持っており、教育研究に関する附属施設として役割を果たしている。

観点 2－2－①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

全学の教育活動に係る重要事項については、学長を議長とする教育研究審議会で審議しており、月 1 回程度開催している《資料 2－2－①－ i , iii, iv》。一方、研究科には教授会を置いており、教育研究審議会の議を経て定められる基本方針に基づき、入学試験の合否判定や修了判定等、研究科の教育活動に係る重要事項を審議している《資料 2－2－①－ iii, v》。また、これらの他に、各種の運営委員会が置かれており、その 1 つとして、教務及び学生指導の適正な遂行を図ることを目的に教務学生委員会を置き、さらに、産業技術大学院大学の教育機関としての機能の充実と、教員の教育能力の向上を図るために全学的に取り組むことを目的として、FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を置いている《資料 2－2－①－ ii, vi, vii》。

《資料 2－2－①－ i : 公立大学法人首都大学東京定款（抜粋）》

第 2 節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第 20 条 首都大学東京及び産業技術大学院大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、それぞれ教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、学長、学長以外の副理事長、理事及び学長の指名する教育研究組織の長をもって構成する。

(審議事項)

第 23 条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- (2) 教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- (4) 教育研究に係る自己点検及び評価に関する事項
- (5) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- (6) 学生の円滑な修学、進路選択等に必要な助言、指導その他の支援に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位に係る方針に関する事項
- (8) その他教育研究に関し、学長が重要と認める事項

2 教育研究審議会は、第 19 条第 1 項第 4 号のうち教員の人事の方針に関する事項（人員、人件費及び給与制度の方針に関する事項を除く。）について、経営審議会に意見を申し述べることができる。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/24/38.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/teikan\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/24/38.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/teikan_23.pdf)

## 《資料2－2－①－ii：公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（抜粋）》

平成17年度法人規則第5号

制定 平成17年4月1日

## (目的)

第1条 この規則は、公立大学法人首都大学東京組織規則（平成17年法人規則第3号。以下「組織規則」という。）第2条の4の規定に基づき、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）に設置する運営委員会の名称、所掌事項、運営に係る基本事項等、運営委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (運営委員会)

第2条 法人に設置する運営委員会の名称及び所掌事項は、別表のとおりとする。

2 理事長は、別表に定める運営委員会のほか、組織規則第2条の4第2項に掲げる場合に該当し、必要と認める場合には、新たに運営委員会を設置することができる。この場合、理事長は、あらかじめ学長又は校長（以下「学長等」という。）と協議の上、経営審議会の議を経なければならない。

3 学長は、新たに運営委員会を設置しようとするときは、教育研究審議会の議を経て、理事長に申し出ることができる。

4 校長は、新たに運営委員会を設置しようとするときは、理事長に申し出ることができる。

5 特定の事項について取り扱うために時限的に設置する運営委員会については、本規則別表の改正を要しないこととする。

## (運営委員会の職務)

第5条 運営委員会は、理事長又は学長等の定める方針の下、以下の職務を遂行する。

(1) 各運営委員会規程に職務として定める事項及び理事長又は学長等から指示される事項に関する調査、審議

(2) 所管事項とされた実務の実施

(3) その他必要な事項

2 理事長又は学長等は、各運営委員会の事項に係る基本方針を示し、又は期限を定めて特に審議すべき事項を諮問することができる。

3 運営委員会は、前項の基本方針に従い、運営されなくてはならない。

4 運営委員会は、期限内にとりまとめを行い、理事長又は学長等に報告をし、又は事務を執行しなくてはならない。

## 別表（第2条関係）（抜粋）

(2) 産業技術大学院大学

産業技術大学院大学教務学生委員会	教務及び学生指導の適正な遂行に関するこ。
産業技術大学院大学FD委員会	教育の改善に関するこ。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/49.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/17-005\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/49.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/17-005_23.pdf)

《資料2－2－①－iii：産業技術大学院大学学則（抜粋）》

(教育研究審議会)

第6条 本学に教育研究審議会を置き、公立大学法人首都大学東京定款第20条の定めによる者をもって構成する。

2 学長は、教育研究審議会を招集し、その議長となる。

3 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
  - (2) 人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関する事項
  - (3) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
  - (4) 教育課程の改善に関する調査研究に係る事項
  - (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
  - (6) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
  - (7) 第2条に定める自己点検、評価に関する事項
  - (8) 中期目標について知事に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項
  - (9) その他大学の教育研究に関する重要な事項
- 4 教育研究審議会は前項第4号の事項を実施するため、必要な組織を設けることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、教育研究審議会に関する必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第8条 研究科に教授会を置く。

2 研究科長は、教授会を招集し、その議長となる。

3 教授会は、当該組織の教授をもって構成する。なお、教授会には准教授その他の職員を加えることができる。

4 教授会は、教育研究審議会の議を経て定められる基本方針に基づき、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
  - (2) 教育課程の編成に関する事項
  - (3) 第2条に定める自己点検、評価に関する事項
  - (4) その他教育研究に関する重要な事項
- 5 前4項に定めるもののほか、教授会に関する必要な事項は、別に定める。

## 《資料2-2-①-iv：公立大学法人首都大学東京教育研究審議会規則（抜粋）》

平成17年度法人規則第6号

制定 平成17年4月1日

## (目的)

第1条 この規則は、首都大学東京及び産業技術大学院大学（以下「両大学」という。）の教育研究審議会（以下「審議会」と言う。）に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (構成員)

## 第2条

2 産業技術大学院大学の審議会の構成員は、学長、事務局長及び理事（組織規則第7条の2に定める校長及び同規則第9条に定める副学長である理事を除く。）のほか、学長が指名する次の各号に掲げる教育研究組織の長とする。

- (1) 産業技術研究科長
- (2) オープンインスティテュート長
- (3) 図書館長

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/46.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/17-006\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/46.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/17-006_23.pdf)

## 《資料2-2-①-v：公立大学法人首都大学東京教授会規則（抜粋）》

平成17年度法人規則第8号

制定 平成17年4月1日

## (目的)

第1条 この規則は、公立大学法人首都大学東京が設置する大学の組織に置く教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 学部及び研究科のほか、学長が指定する次の各号に掲げる組織に教授会を置く。

## 《省略》

## (構成)

第3条 教授会は、当該組織の教授（主任教授を含む。）をもって構成する。

2 当該組織の長は、必要に応じ、当該組織の准教授、助教授、その他教職員を教授会の構成員に加えることができる。

## (審議事項)

第7条 教授会は、教育研究審議会の議を経て定められる基本方針に基づき、次に掲げる教育研究に関する事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関すること及び学位の授与に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項のうち、当該組織に係る事項
- (4) その他教育研究に関する重要な事項

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/58.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/17-008\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/58.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/17-008_23.pdf)

《資料 2－2－①－vi：産業技術大学院大学教務学生委員会規程（抜粋）》

平成 18 年度法人規程第 2 号

制定 平成 18 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 産業技術大学院大学における教務及び学生指導の適正な遂行を図ることを目的に、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（平成 17 年法人規則第 5 号）第 2 条に定める運営委員会として、教務学生委員会を置く。

(委員会の職務)

第 2 条 教務学生委員会は、次の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 教育課程その他教育に関すること。
- (2) 情報教育の計画に関すること。
- (3) 学生の福利厚生（他の大学との共同事業を含む。）及び生活指導に関すること。
- (4) 学生の課外活動に関すること。
- (5) その他教務及び学生について必要な事項に関する事。

(委員会の構成)

第 3 条 教務学生委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 各専攻 各 1 名
- (2) 産業技術大学院大学管理課長
- (3) その他学長が指名する教職員

《資料 2－2－①－vii：産業技術大学院大学 FD 委員会規程（抜粋）》

平成 18 年度法人規程第 6 号

制定 平成 18 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 産業技術大学院大学の教育機関としての機能の充実と、教員の教育能力の向上を図るために全学的に取り組むことを目的として、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（平成 17 年法人規則第 5 号）第 2 条に定める運営委員会として、FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を置く。

(委員会の職務)

第 2 条 FD 委員会は、次の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 教員の授業内容・方法の改善のための組織的な取り組みに関する事。
- (2) 教育業績評価及び授業評価に関する事。
- (3) その他教育の改善についての必要な事項に関する事。

(委員会の構成)

第 3 条 FD 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 各専攻 各 1 名
- (2) その他学長が指名する教職員

**【分析結果とその根拠理由】**

教育に関する重要事項を審議するため、全学組織として教育研究審議会を設置するとともに、研究科に教授会等を置いている。これらの組織は、適切な役割分担のもと定例的に開催され実質的な審議を行っている。以上のことにより、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。また、各種委員会が設置され、教育課程や教育方法について審議が行われている。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

**【優れた点】**

教育に関する重要事項を審議するため、全学組織として教育研究審議会を設置するとともに、研究科に教授会を置いている。これらの組織は、適切な役割分担のもと定例的に開催され実質的な審議を行っている。また、教務学生委員会と FD 委員会が定例的に開催されることで、教育活動に係る重要事項についての丁寧で迅速な意思決定が行われている（「観点 2－2－①」）。

**【改善を要する点】**

該当なし

### 基準3 教員及び教育支援者

#### (1) 観点ごとの分析

観点3－1－①：教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

##### 【観点に係る状況】

教員組織は研究科の専攻ごとに編制し、教育研究の必要に応じて、それぞれ専任の教員である教授・准教授・助教を配置している。

教育課程の遂行に当たっては、専攻には専攻長を置き、専攻長を中心に、専攻内で役割分担を行いながら、各教員が連携して、組織的に教育を実施している（資料3－1－①－i）。

《資料3－1－①－i：公立大学法人首都大学東京組織規則（抜粋）》

平成17年法人規則第3号  
制定 平成17年4月1日

##### （産業技術大学院大学の教育研究組織）

第3条の2 産業技術大学院大学の教育研究組織として産業技術研究科、オープンインスティテュート及び附属図書館を置く。

##### （部局）

第4条 この規則及び法人の他の規程において部局とは、首都大学東京の学部（系を含む。）、大学教育センター、国際センター、オープンユニバーシティ、図書情報センター、戦略研究センター及び研究科並びに産業技術大学院大学の研究科をいう。

##### （学長の職）

第7条 首都大学東京及び産業技術大学院大学の教育研究組織を統括する長として、それぞれの大学に学長を置く。

##### （部局長の職）

第12条 部局長として、首都大学東京の学部に学部長を、都市教養学部の系に系長を、大学教育センター、国際センター、図書情報センター及び戦略研究センターにセンター長を、オープンユニバーシティにオープンユニバーシティ長を、研究科に研究科長を、産業技術大学院大学の研究科に研究科長を置く。

##### （専攻長等の職）

第15条の3 首都大学東京大学院学則（平成17年法人規則第49号）第4条第1項及び産業技術大学院大学学則（平成18年度法人規則第3号）第4条第1項に定める専攻に専攻長を、首都大学東京大学院学則第4条第2項に定める学域に学域長を置く。

##### （教授等の職）

第19条 大学の教育研究組織に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第1項に定める教授として教授を、准教授として准教授を、助教として助教を、助手として助手を置く。

2 高等専門学校の教育研究組織に、学校教育法第120条第1項に定める教授として教授を、准教授として准教授を、助教として助教を、助手として助手を置く。

(部局長の職責)

第27条 部局長は、学長の命を受け、部局の事務をつかさどり所属職員を指揮監督する。

2 部局長のうち系長は、前項の規定にかかわらず、都市教養学部長の命を受け、系の事務をつかさどり所属職員を指揮監督する。

3 部局長が必要と認める場合、検討機関を置くことができる。

(専攻長、学域長の職責)

第29条の3 専攻長は、研究科長の命を受け、専攻に係る事務を処理する。

2 学域長は研究科長の命を受け、学域に係る事務を処理する。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/43.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/17-003\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/43.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/17-003_23.pdf)

【分析結果とその根拠理由】

研究科の専攻を単位とする教員組織編制を行い、この教員組織が、専攻長を中心に、責任をもって大学院の教育課程の遂行にあたっていることから、教育研究の目的を達成するための適正な教員組織編制がなされている。

観点3－1－②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

該当なし

観点 3－1－③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

専門職大学院において法令上必要とされる専任教員については、専門職大学院設置基準第5条及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文部科学省告示第53号）第1条及び第2条にて規定されている《資料3－1－③－i、ii》。平成15年文部科学省告示第53号第1条1項により、法令上必要とされる専任教員数は、各専攻につき10名である。加えて、その10名のうち、同告示同条3項によると、半数以上は教授でなければならず、同告示2条によると、おおむね3割以上は専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員（実務家教員）でなければならない。

実際に配置されている専任教員数（実務の経験を有する教員を含む）は、《資料3－1－③－iii》のとおりである。これを見ると、情報アーキテクチャ専攻および創造技術専攻とともに、法令上必要とされる教員数の要件を満たしており、実務家教員数についても、同様に必要とされる教員数を上回っている。

《資料3－1－③－i：専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）（抜粋）》

（教員組織）

第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項に規定する教員の数に算入できないものとする。

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

《資料 3－1－③－ii：平成 15 年文部科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）（抜粋）》

（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）

第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置くものとする。

2 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。

3 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

《資料 3－1－③－iii：専任教員数》

研究科・専攻	現員数(人)			法令上必要な専任教員数(人)		
	専任教員	うち教授	うち実務家専任教員数	専任教員	うち教授	うち実務家専任教員数
産業技術研究科 情報アーキテクチャ専攻 (うち、プロジェクト型任用教員)	13 (0)	8 (0)	8 (0)	10	5	3
産業技術研究科 創造技術専攻 (うち、プロジェクト型任用教員)	16 (1)	9 (1)	5 (1)	10	5	3

※上記の専任教員数には、学長を含まない。

※平成 24 年 6 月 30 日現在、情報アーキテクチャ専攻の教授 1 名及び助教 1 名について、公募を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

専門職大学院である本学においては、専門職大学院設置基準を満たす資格を有する教員が確保され、かつ専門職大学院課程における教育を遂行するために必要な教員が確保されている。

観点 3－1－④： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教員採用については、基本的に公募制が採られている《資料 3－1－④－i》。教員選考は、主に候補者の教育研究業績及び社会貢献業績等を選考基準として、一定の選考手続により実施されている。

本学では教員について任期制が導入されており、より適切な制度運用を検討しながら実施されている《資料 3－1－④－i、ii》。教育研究の実態に即した任期制の種類を設定しており、大学が定め又は参画する特定の計画に基づき教育研究を行うプロジェクト型任用制度を設け、実際に創造技術専攻の専任教員 1 名についてプロジェクト型任用を行うなど、重点的な研究教育分野への人員配置が可能となっている。

また、グローバル化への対応の 1 つとして、外国人教員数は 2 人（全教員中約 6.90%）であり、全国平均を大きく上回っている。実務家教員数についても、「観点 3－1－③」でも示したとおり、必要とされる教員数を上回っている。

さらに、教員組織の活動をより活性化させるための措置として、サバティカル制度《資料 3－1－④－iii》および裁量労働制《資料 3－1－④－iv》を導入している。また、平成 22 年度より、教員の教育研究活動を活性化させることを目的として、質の高い講義、わかりやすい教授方法の実現に寄与し、昨年度の「学生による授業評価」において優秀な評価を受けた教員に授与される、「Best Professor of the Year」を設けている《別添資料 3－1－④－v》。

《資料 3－1－④－i：公立大学法人首都大学東京第一期中期計画（平成 20 年 2 月変更認可）（抜粋）》

VII 法人運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○教員への任期制・年俸制の導入及び業績評価制度の適正な運用

・年功序列的人事を排し、業績に応じた公正な任用給与制度を確立することにより優秀な教員を確保する。平成 17 年度から任期制・年俸制を導入するとともに、業績評価制度は平成 18 年度の試行の後、平成 19 年度に本格実施する。

○教員採用における公平性・透明性の確保

・教員採用については、原則として、公募制により実施し、公平性・透明性の確保を図る。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/guideline/middle\\_plan/1st/261.html?d=assets/files/download/guideline/253/200313\\_henkou.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/guideline/middle_plan/1st/261.html?d=assets/files/download/guideline/253/200313_henkou.pdf)

《資料 3－1－④－ii：公立大学法人首都大学東京大学教員の任期に関する規則（抜粋）》

平成 17 年法人規則第 14 号

制定 平成 17 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この規則は、公立大学法人首都大学東京教職員就業規則（平成 17 年法人規則第 21 号。以下「教職員就業規則」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）が雇用する大学教員の任期及び再任に関する事項等について定めることを目的とする。

（任期制の種類等）

第 2 条 教員に適用する任期制の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) プロジェクト型 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき教育研究を行う職に就く教員に適用するもの
- (2) ステップアップ型 教授又は准教授（それぞれ公立大学法人首都大学東京組織規則（平成 17 年法人規則第 3 号。以下「組織規則」という。）第 19 条に定める教授及び准教授をいう。以下同じ。）の職のうち前号に定めるプロジェクト型に該当しない職に就く教員に適用するもの
- (3) 助教型 助教（組織規則第 19 条に定める助教をいう。以下同じ。）の職のうち第 1 号に定めるプロジェクト型に該当しない職に就く教員に適用するもの

2 前項各号の任期制により任期を定めて任命する教員の教育研究組織、対象となる職及び再任に関する事項等は、別表 1 に定めるところによる。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/26/61.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/17-014\\_221201\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/26/61.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/17-014_221201_23.pdf)

《資料3－1－④－iii：公立大学法人首都大学東京教員の特別研究期間制度（サバティカル）に関する規程（抜粋）》

平成19年度法人規程第11号

制定 平成19年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）が設置する大学（以下「本学」という。）の教員（教授及び准教授（公立大学法人首都大学東京組織規則（平成17年法人規則第3号）第19条に定める教授及び准教授をいう。）に任命する者をいう。以下同じ。）の特別研究期間制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(特別研究期間)

第2条 特別研究期間とは、専門分野に関する教育研究能力の更なる向上のため、教員に対して、日常的な教育及び管理運営の負担を免除し、一定期間継続的に自主的な調査研究に専念することを認める期間をいう。

2 前項の期間は、原則6月以上1年以内の引き続く一の期間とし、この期間内において、複数の年度にわたる期間を設定することができる。

3 前項の規定にかかわらず、産業技術大学院大学に所属する教員については、5月以内の期間とすることができます。

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）が設置する大学（以下「本学」という。）の教員（教授及び准教授（公立大学法人首都大学東京組織規則（平成17年法人規則第3号）第19条に定める教授及び准教授をいう。）に任命する者をいう。以下同じ。）の特別研究期間制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(特別研究期間)

第2条 特別研究期間とは、専門分野に関する教育研究能力の更なる向上のため、教員に対して、日常的な教育及び管理運営の負担を免除し、一定期間継続的に自主的な調査研究に専念することを認める期間をいう。

2 前項の期間は、原則6月以上1年以内の引き続く一の期間とし、この期間内において、複数の年度にわたる期間を設定することができる。

3 前項の規定にかかわらず、産業技術大学院大学に所属する教員については、5月以内の期間とすることができます。

4 特別研究期間の始期は、原則4月又は10月とする。ただし、前項に該当する場合は、別に定めることができる。

《資料 3－1－④－iv：公立大学法人首都大学東京教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（抜粋）》

平成 17 年法人規則第 24 号

制定 平成 17 年 4 月 1 日

(所定勤務時間)

第 2 条 教職員の所定勤務時間は、第 7 条に定める休憩時間を除き、1 日 7 時間 45 分、1 週 38 時間 45 分とする。

(所定勤務時間の割振り)

第 3 条 前条に定める所定勤務時間の割振りは、暦日を単位として月曜日から金曜日までの 5 日間において行うこととする。

2 理事長（公立大学法人首都大学東京事案決定規則（平成 17 年法人規則第 4 号）により、当該事項につき決定権限が配分された者を含む。以下同じ。）は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある教職員については、前項の規定にかかわらず、1 日及び 1 週の勤務時間が所定勤務時間を超えない範囲で、所定勤務時間の割振りを別に定めることができる。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/27/81.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/17-024\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/27/81.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/17-024_23.pdf)

《別添資料 3－1－④－v：『AIIT FD レポート 第 11 号』 p5, 6》

【分析結果とその根拠理由】

本学は教員組織の活動をより活性化するための適切な措置を講じている。教員組織について、原則公募制による選考、年度・任期による教員評価の実施、サバティカル制度、裁量労働制、優秀な指導を行っている教員を表彰する制度である「Best Professor of the Year」等さまざまな取組を実施している。

**観点3－2－①：** 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

「観点3－1－④」でも述べたとおり、教員の採用は、原則公募により実施している。「公立大学法人首都大学東京教職員の任命等に関する規則」及び「公立大学法人首都大学東京における大学教員採用手続き」に基づき、教員選考委員会及び人事委員会の審査において選考が行われる《資料3－2－①－i、ii、iv》。選考に当たっては、教育領域、研究領域、社会貢献領域、さらに分野マッチングについての評価が基本になり、さらに研究科での学問分野の特性に応じた基準による評価が加わる。昇任の場合においても、採用に基づく基準に準じて実施される。候補者について、教育研究上の指導実績等の評価を基に実施している。

また、「公立大学法人首都大学東京教員の評価に関する規程」に基づき、教員は年度末及び任期末に、自己申告による目標設定と実績に対して部局長等の評定を受ける。この評定は教員評価委員会の定める評価基準によって行われるが、評定に対する教員本人の苦情申出制度を設けるなど、評定の公平性、透明性が図られている《資料3－2－①－iii、iv》。

## 《資料3-2-①-i：公立大学法人首都大学東京教職員の任命等に関する規則（抜粋）》

平成17年法人規則第15号

制定 平成17年4月1日

第4条 公立大学法人首都大学東京組織規則（平成17年法人規則第3号。以下「組織規則」という。）に定める職の任用の必要が生じた場合においては、理事長は、採用、再任、昇任、異動（転任又は配置換をいう。）、兼務又は降任のいずれか一の方法により、任期を定めて教職員を任命することができる。

4 組織規則第12条に定める部局長、同規則第13条に定めるオープンインスティテュート長及び附属図書館長、同規則第15条に定める部局長補佐、同規則第15条の2に定める学科長及びコース長、同規則第15条の3に定める専攻長及び学域長並びに公立大学法人首都大学東京オープンユニバーシティ規則（平成17年法人規則第10号）第3条第2項に定める主査の任命については、別に定める公立大学法人首都大学東京部局長等任命規則（平成17年法人規則第13号）による。

5 組織規則第19条に定める教授は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもののうちから、学長の申出に基づき、理事長が命ずる。

- (1) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第14条に定める教授の資格を有する者
- (2) 大学院の博士後期課程の研究指導又は専門職大学院の授業を担当する能力を有する者
- (3) 学校教育法第92条第1項に定める准教授相当以上の職を5年以上務めた者、又はこれに準じる経験を有する者

6 組織規則第19条に定める准教授は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもののうちから、学長の申出に基づき、理事長が命ずる。

- (1) 大学設置基準第15条に定める准教授の資格を有する者
- (2) 大学院の博士前期課程の研究指導又は専門職大学院の授業を担当する能力を有する者
- (3) 学校教育法第92条第1項に定める助教相当以上の職を3年以上務めた者、又はこれに準じる経験を有する者

7 組織規則第19条に定める助教は、大学設置基準第16条の2に定める助教の資格を有するもののうちから、学長の申出に基づき、理事長が命ずる。

8 組織規則第20条に定めるその他の職のうち、理事長が指定する教員の職（以下「その他の教員」という。）は、学長の申出に基づき、理事長が命ずる。

## (任命の手続)

第5条 学長は、前条第5項から第7項までに定める教授、准教授及び助教の任命（次項に定める場合を除く。）に係る申出を行う場合、公立大学法人首都大学東京人事委員会規則（平成17年法人規則第7号）に定める人事委員会が行う審査並びに同規則第6条に定める教員選考委員会が行う選考又は審査を踏まえるものとする。

2 学長は、前条第5項から第7項までに定める教授、准教授及び助教の兼務による任命並びに同条第8項に定めるその他の教員の任命にかかる申出を行う場合は、当該教員が所

属する部局（組織規則第4条に定めるものをいう。）の部局長（同規則第12条に定めるものをいう。）の指名を踏まえるものとする。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/26/64.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/17-015\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/26/64.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/17-015_23.pdf)

《別添資料 3－2－①－ii：「公立大学法人首都大学東京における大学教員採用手続きについて（通知）」》

《資料 3－2－①－iii：公立大学法人首都大学東京大学教員の評価に関する規程（抜粋）》

平成 18 年度法人規程第 9 号

制定 平成 18 年 4 月 25 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人首都大学東京教職員就業規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）が設置する大学の教員が、自らの職務に目標を設定して取り組むことで、課題の発見と改善に努め、優れた点を更に伸ばす取組みにつなげ、意識改革及び能力向上を図るとともに、大学全体の教育研究活動の活性化を通じて、学生及び大学院生に対する教育の質の向上を図り、あわせて大学への出資者である都民に対する説明責任を果たすこととする。

(評価の種類)

第 3 条 評価の種類は、年度評価及び任期評価とする。

(年度評価)

第 4 条 年度評価は、毎年度 1 回、4 月 1 日を基準日として実施する。

(任期評価)

第 5 条 任期評価は、一の任期期間の最終年度（以下「任期最終年度」という。）の 10 月 1 日を基準日として実施することを原則とする。10 月 1 日以降の年度途中採用者については、任期最終年度の 4 月 1 日を基準日として実施する。

(評定者)

第 7 条 評価を実施する者は、別表 1 左欄に定める教育研究組織に所属する被評定者について同表右欄に定める者（以下「評定者」という。）とする。

2 学長（組織規則第 7 条に定める者をいう。以下同じ。）は、前項に定める評定者に事故等があり、評価を実施できない場合においては、別の者を評定者とすることができる。

(教員評価委員会)

第 8 条 公立大学法人首都大学東京人事委員会規則（平成 17 年法人規則第 7 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、別表 2 左欄に定める教育研究組織について同表右欄に定める教員評価委員会を設置する。

2 前項に定める教員評価委員会の委員長は、部局長とする。

3 第 1 項に定める教員評価委員会の委員数及び委員は、委員長が定める。

4 各教員評価委員会の運営に当たっては、それぞれ 1 名以上の外部委員（法人の教職員以外の者をいう。）を選任し、当該委員の意見を聴くものとする。

(評定結果の通知)

第 11 条 評定者は、評定結果を被評定者本人に対して通知するものとする。

2 法人は、通知された評定結果に関する被評定者からの苦情について適切な措置を講ずるものとする。

## 《資料3－2－①－iv：公立大学法人首都大学東京人事委員会規則（抜粋）》

平成17年度法人規則第7号

制定 平成17年4月1日

## (委員会の職務)

第2条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項を職務とする。

《省略》

- (3) 任命、服務及び業績評価など人事に係る基準及び手続に関する検討
- (4) 人員・人件費配分、採用・昇任など人事に係る計画に関する検討
- (5) 採用、昇任、再任、業績評価に関する審査

《省略》

- (7) 業績評価に対する苦情への対応

## (委員会の構成)

第3条 人事委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 総務部長
- (3) 経営企画室長
- (4) 次項に定める者

2 前項第4号に定める者は、次の表（抜粋）の左欄に掲げる検討・審査事項について、同表右欄に掲げる者とする。

(3) 任命、服務及び業績評価など人事に係る基準及び手続に関する検討  (4) 人員・人件費配分、採用・昇任など人事に係る計画に関する検討	首都大学東京の副学長、学部長、系長、大学教育センター長、国際センター長及びオープンユニバーシティ長  産業技術大学院大学の研究科長及び オープンインスティテュート長  学生サポートセンター長  産学公連携センター長  経営審議会の学外委員  一の大学のみに関する場合は、その都度委員長が別に定めることができる。
採用、昇任、再任、業績評価に関する審査	【産業技術大学院大学に係る事項】  産業技術大学院大学の研究科長及び オープンインスティテュート長  経営審議会の学外委員
業績評価に関する苦情への対応	対象となる教職員の所属組織以外の長

(教員選考委員会)

第6条 人事委員会の部会として、法人の教員の採用等に係る選考、審査を実施することを目的として、教員選考委員会を置く。

(教員選考委員会の職務)

第7条 教員選考委員会は、専門的見地から教員の採用、昇任、再任の選考及び異動、降任、解雇、懲戒処分に係る審査を実施する。

(教員選考委員会の構成等)

第8条 教員選考委員会は、教員の採用、昇任、再任に係る選考を行う場合は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 選考等が行われる部局の部局長
- (2) 選考等が行われる同分野の学内教員で部局長が指名する者
- (3) FD担当や産学公連携担当等の学内教員で学長が指名する者
- (4) 選考が行われる同分野の学外専門家で部局長の推薦する者のうちから学長が指名する者

(教員評価委員会)

第9条の2 人事委員会の部会として、教育研究の特性を踏まえた適切な教員評価を実施するため、教員評価委員会を置く。

- 2 教員評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/47.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/17-007\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/25/47.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/17-007_23.pdf)

**【分析結果とその根拠理由】**

教員の採用について、選考基準及び選考手続きが明確に定められ、さらに教員選考委員会、人事委員会で審査され選考が行われている。教員の昇任についても、教員選考に準じた基準に基づき、実施されている。以上から、本学においては教員採用・昇任について明確な基準が定められ、かつ、適切な運用がなされている。

**観点 3－2－②：** 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

**【観点に係る状況】**

教員は、「公立大学法人首都大学東京大学教員の評価に関する規程」に基づき、教育・研究活動等の項目について、年度評価、任期評価を受けることとされている。年度評価は、毎年度1回、4月1日を基準日として、当初の自己申告（4月1日基準日）と年度末の自己申告（3月31日基準日）をもとに実施する。研究科において教員評価委員会を設置し、そこを中心に、部局別評価基準に従い評価を行い、評定者となる部局長が評定案を決定し、人事委員会で審査を踏まえ評定を決定し、結果を学長へ報告する。任期評価については、年度評価に準じた方法で一の任期に対し評価を行う《資料3－2－①－iii、iv》。

年度評価の結果は教員の業績給に反映し、任期評価は再任判定に用いられる。

**【分析結果とその根拠理由】**

教員は、毎年度行われる年度評価、任期期間の最終年度に実施する任期評価を受けることとされ、その中で、教育活動についての評価が行われる。これらは、研究科に教員評価委員会を設置し、あらかじめ評価基準を定め、公正・公平な評価を実施している。年度評価の結果は業績給へ、任期評価の結果は再任判定へ用いられる。

のことから、本学における教育活動についての評価は定期的に実施され、その結果に基づいた適切な取組がなされている。

**観点 3－3－①：** 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

**【観点に係る状況】**

事務職員等の配置状況は《資料3－3－①－i》に示すとおりである。

《資料3－3－①－i：事務職員等の配置状況》										
職員		現員								
		事務系			司書系			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	
本務職員	設置団体の職員	6	2	8				6	2	8
	法人採用職員	5	5	10				5	5	10
本務職員計		11	7	18				11	7	18
臨時職員（常勤的非常勤職員を含む）				5			2			7
人材派遣会社				2						2
その他										

※司書に関しては、平成24年6月15日より、外部委託に切り替える。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程を効果的に展開するために、各部門に事務職員等が適切に配置されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. 本学設置目的を踏まえた教員組織編制を行い、この教員組織が教育課程の遂行にあたっている（「観点3－1－①」）。
2. 本学は教員組織の活動をより活性化するための適切な措置を講じている。教員採用の公募制（原則）、教員評価制度、サバティカル制度、裁量労働制の導入、「Best Professor of the Year」等の各種取組が行われている（「観点3－1－④」）。
3. 教育課程をより効果的に展開するために、事務職員等を適切に配置している（「観点3－3－①」）。

【改善を要する点】

該当なし

## 基準4 学生の受入

### (1) 観点ごとの分析

**観点4－1－①：** 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

#### 【観点に係る状況】

産業技術大学院大学産業技術研究科では、入学者受入方針について、教育の目的に沿って、専攻ごとにアドミッションポリシーを定めており《資料4－1－①－i》、募集要項や本学ウェブサイト等に掲載している。また、入学者選抜については、入学志願者選考規則において、その基本方針が定められている《資料4－1－①－ii》。

#### 《資料4－1－①－i：アドミッションポリシー》

##### 情報アーキテクチャ専攻

1. 大学で学んだ知識、社会人としての経験を論理的・体系的に整理する能力があり、これらの知識や経験を基礎として、さらに発展的に学ぶことで新しい課題を解決できる業務遂行能力を獲得したいという意欲を持った人材
2. 最新の情報技術の動向を把握して新しいビジネス価値を見いだす能力を身につけ、環境に配慮し、グローバル化した実社会で役立つ情報システムの企画・構築計画を策定し実現しようという志を持った人材
3. 本学の教育システムを理解し、与えられた時間を活用して効率的に学ぶ計画性があり、チーム学習において協調性とリーダーシップを發揮できる人材

##### 創造技術専攻

1. 豊かな感性と体系的、論理的、計画的に思考する力、さらに優れたコミュニケーション力を有し、あわせて目的達成のために努力を惜しまない人材
2. 本学の教育内容を理解する基本的知識を有するとともに、地域やグローバル社会の課題を理解し、その解決に取り組む意欲のある人材
3. ものづくりへの深い関心と旺盛な知的好奇心を持ち、環境に配慮し新たな創造に果敢に挑戦できる人材

本学ウェブサイト <http://aiit.ac.jp/view.rbz?nd=106&ik=1&pnp=106&cd=79>

《資料 4－1－①－ii：産業技術大学院大学入学志願者選考規則（抜粋）》

平成 18 年度法人規則第 6 号

制定 平成 18 年 4 月 3 日

(選考)

第 2 条 入学の許可は、選考による。

2 前項の選考は、教授会が行う。

(入試委員会)

第 3 条 前条の選考を行うため、入試委員会をおく。

2 前項の入試委員会は、選考に関する事務を統括し、その運営にあたる。

3 入試委員会については、別に定める。

(選考方法)

第 4 条 選考は、本学の学力試験、出願書類等を総合的に判断して行う。

2 学力試験は筆記試験、口頭試問等により実施することとする。

(試験科目)

第 5 条 学力試験の科目は、教授会が定める。

(特別選抜)

第 6 条 社会人特別選抜及び外国人特別選抜については、別に定める。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/31/123/180.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/18-06\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/31/123/180.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/18-06_23.pdf)

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針について、専攻ごとにアドミッションポリシーを明確に定め、募集要項や本学ウェブサイト等に掲載しており、本観点を満たしている。

観点 4－1－②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

「観点 4－1－①」に示すアドミッションポリシーに沿った学生を受け入れるため、入学者選抜を実施している。

3 回の一般入試、2 回の推薦入試、10 月入学入試等、受験のチャンスを多く設けており、受験者の都合に合わせて受験できる《資料 4－1－②－i》。推薦入試には、高等専門学校専攻科生および社会人を対象としたものがあり、面接やプレゼンテーションを通して多様な知識・経験を持った学生の選抜を行っている。また、平成 23 年度より 10 月入学入試を開始している。これは、少しでも早く入学し、少しでも早く修了して、ご自分が身に付けたスキルを活用したいといった社会人のニーズに応えるものであり、会社の繁忙期である 4 月ではなく、10 月の入学を選ぶことにより、仕事と学業との両立がしやすくなることが期待できる。さらに、諸外国では 9 月修了が多いいため、留学生にとっても、4 月まで待つことなく入学することができるという点でメリットとなる。

## 《資料4－1－②－i：平成23年度入学者選抜一覧》

## 平成23年度 産業技術大学院大学 入学試験

入試	募集人員	入試日程	試験内容
10月入学入試 (10月1日入学)	情報：5 創造：5	平成23年9月10日(土) ・11日(日)	【情報】 IT基礎知識A、小論文、面接・口頭試問 【創造】 小論文またはデッサン、面接・口頭試問

## 平成24年度 産業技術大学院大学 入学試験

入試	募集人員	入試日程	試験内容
第1期一般入試	情報：15 創造：15	平成23年9月10日(土) ・11日(日)	【情報】 IT基礎知識A、小論文、面接・口頭試問 【創造】 小論文またはデッサン、面接・口頭試問
高専専攻科対象推薦入試	情報：若干名 創造：若干名	平成23年11月12日(土)	書類審査、面接
社会人対象特別入試	情報：15 創造：15	平成24年1月22日(日)	書類審査、面接、 プレゼンテーション
第2期一般入試	情報：15 創造：15	平成24年2月18日(土) ・19日(日)	【情報】 IT基礎知識B、小論文、面接・口頭試問 【創造】 小論文またはデッサン、面接・口頭試問
第3期一般入試	情報：5 創造：5	平成24年3月10日(土) ・11日(日)	【情報】 IT基礎知識B、小論文、面接・口頭試問 【創造】 小論文またはデッサン、面接・口頭試問
特別入試	情報：若干名 創造：7名	平成24年3月24日(土)	【情報】 面接・口頭試問 【情報】 面接・口頭試問

※高専専攻科対象推薦入試については、平成24年度は志願者がいなかったため、実施していない。

## 【分析結果とその根拠理由】

「アドミッションポリシー」に沿った学生を受入れるため、各専攻において3回の一般入試、2回の推薦入試、10月入学入試といった多様な入試が行われており、社会人や留学生等のニーズにも応えた、適切な入学者選抜が採用されている。

観点4－1－③：入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学者選抜は入試委員会が中心となって実施している。問題作成、入試の実施、合否判定に至るまで1年間のスケジュールが組まれ、入試委員会を中心とする各教員はそれぞれの段階で役割に応じて関わり、教員と職員が相互にチェックし合い、入学者選抜に人為的ミスが加わることを厳正に避けている《資料4－1－③－i》。

入学者選抜の実施当日は、全体を統括する入試管理本部を置き、研究科長の指揮のもと、各試験室を統括する。また、当日は職員も含め、全体的かつ統一的に対応する体制がとられている。

適切な入学者選抜の実施のため、情報管理の徹底と公平性の確保に留意している。情報管理については、出題や採点、面接に関わる委員名は、学内でも関係者以外には秘匿する、作問関連作業は場所と時間を限定して秘密裏に行う、個人情報の保管方法・場所を限定するなどの取組を行っている。また、不正行為を未然に防ぐため、試験時間中の監督員の業務についても、監督員要領に詳細に記載し、試験の実施に万全を期している。入試の合否については、各入試の後に実施される臨時入試委員会にて検討された後、臨時教授会の審議によって判定される《資料4－1－③－ii》。

《資料4－1－③－i：産業技術大学院大学入試委員会開催状況》

開催日時	会議名	審議内容
平成23年4月12日	平成23年度第1回入試委員会	平成24年度入試日程について 試験問題流出への対応について
平成23年5月10日	平成23年度第2回入試委員会	平成23・24年度入試日程について 秋入学入試・第1期一般入試募集要項(たたき台)について 試験問題流出への対応について
平成23年6月14日	平成23年度第3回入試委員会	10月入学入試・第1期一般入試募集要項について 10月入学入試・第1期一般入試実施体制について 10月入学入試・第1期一般入試監督員要領について 留学生特別入試について
平成23年7月12日	平成23年度第4回入試委員会	10月入学入試・第1期一般入試募集要項について 10月入学入試・第1期一般入試実施体制について 10月入学入試・第1期一般入試監督員要領について
平成23年9月13日	平成23年度第5回入試委員会	10月入学入試・第1期一般入試合否原案について 高専専攻科対象推薦入試募集要項について 高専専攻科対象推薦入試実施体制について

平成23年10月11日	平成23年度第6回入試委員会	高専専攻科対象推薦入試募集要項について ----- 高専専攻科対象推薦入試実施体制について ----- 社会人対象特別入試について ----- 大学院説明会における広報のあり方について
平成23年11月8日	平成23年度第7回入試委員会	大学広報の現状と今後のあり方について ----- 社会人対象特別入試募集要項について ----- 社会人対象特別入試実施体制について ----- 第2期一般入試募集要項について
平成23年12月6日	平成23年度第8回入試委員会	第2期一般入試募集要項について ----- 第2期一般入試実施体制について ----- 第2期一般入試監督員要領について ----- 第3期一般入試募集要項について ----- 東京都職員推薦について
平成24年1月17日	平成23年度第9回入試委員会	第3期一般入試実施体制について ----- 第3期一般入試監督員要領について ----- 平成25年度入試日程について
平成24年2月9日	平成23年度第10回入試委員会	入試問題冊子の表紙フォーマットについて ----- 平成25年度入試日程について
平成24年3月6日	平成23年度第11回入試委員会	特別入試について ----- 平成25年度入試日程について
平成24年4月10日	平成24年度第1回入試委員会	平成25年度入試日程について ----- 第1期社会人対象特別入試募集要項について
平成24年5月8日	平成24年度第2回入試委員会	入試広報について ----- 第1期社会人対象特別入試募集要項について ----- 第1期社会人対象特別入試実施体制について ----- 第1期一般入試・10月入学入試募集要項について
平成24年6月7日	平成24年度第3回入試委員会	第1期一般入試・10月入学入試募集要項について ----- 第1期一般入試・10月入学入試実施体制について ----- 第1期一般入試・10月入学入試監督員要領について ----- 第2期一般入試募集要項について

## 《資料4－1－③－ii：臨時教授会開催状況》

開催日時	会議名	審議内容
平成23年9月13日	平成23年度臨時教授会	10月入学入試の合否判定 ----- 第1期一般入試の合否判定
平成24年1月24日	平成23年度臨時教授会	社会人対象特別入試の合否判定
平成24年2月21日	平成23年度臨時教授会	第2期一般入試の合否判定
平成24年3月13日	平成23年度臨時教授会	第3期一般入試の合否判定
平成24年3月24日	平成23年度臨時教授会	特別入試の合否判定

## 【分析結果とその根拠理由】

月に1回開催される入試委員会を中心として、入学者選抜の基本的体制は整備されており、また、入学者選抜の公正性についても担保されている。

**観点4－1－④：** 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

毎月定例的に開催される入試委員会における審議にて、学生の受入状況を検証している《資料4－1－③－i》。また、入試に際して行われる事前資格審査（臨時入試委員会）にて、志望理由を審査し、受験希望者が本学のアドミッションポリシーを満たしているかを確認している《資料4－1－④－i》。

《資料4－1－④－i：事前資格審査実施（臨時入試委員会開催）状況》

開催日時	会議名	審議内容
平成23年8月24日	平成23年度臨時入試委員会	10月入学入試の事前資格審査 ----- 第1期一般入試の事前資格審査
平成24年1月4日	平成23年度臨時入試委員会	社会人対象特別入試の事前資格審査
平成24年2月1日	平成23年度臨時入試委員会	第2期一般入試の事前資格審査
平成24年2月21日	平成23年度臨時入試委員会	第3期一般入試の事前資格審査
平成24年3月16日	平成23年度臨時入試委員会	特別入試の事前資格審査

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針に沿った学生受入の実態について入試委員会を中心に分析を行っており、入試制度の検証・改善に結びついている。このことから本観点を満たしている。

**観点4－2－①：** 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

**【観点に係る状況】**

入学者選抜においては、《資料4－2－①－i》に示すとおり、実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていない。

《資料4－2－①－i：入学者数及び定員充足率》

研究科名	定員 (人)	平成24年度 入学者数 (人)						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均
産業技術研究科 情報アーキテクチャ専攻	50	50	1.08	1.12	1.10	1.16	1.00	1.09
産業技術研究科 創造技術専攻	50	46	0.98	1.04	1.10	1.06	0.92	1.02
合計	100	96	1.03	1.08	1.10	1.11	0.96	1.05

※平成24年度は、10月入学入試を実施予定であるため、最終的な入学者数及び定員充足率は変動することが予想される。

**【分析結果とその根拠理由】**

入学者選抜において、実入学者数は入学定員に対して適正な数値を確保している。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

**【優れた点】**

- アドミッションポリシーに沿った学生を受け入れるため、各専攻において4月入学入試および社会人・留学生のニーズを考慮した10月入学入試を実施している。4月入学入試においては、3回の一般入試並びに高等専門学校専攻科および社会人を対象とした推薦入試等、多様な選抜を実施している（「観点4－1－①、②」）。
- 入学者選抜にあたっては、入試委員会を中心に、公正に実施されるよう体制が整えられている（「観点4－1－③」）。
- 定員充足率の5年間の平均値が1.05であり、毎年度、安定的に適正な入学者数を確保しており、入学定員に対して適正な数値を確保しているといえる（「観点4－2－①」）。

**【改善を要する点】**

該当なし

## 基準 5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

#### <学士課程>

観点 5－1－①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

該当なし

観点 5－1－②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

該当なし

観点 5－1－③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

該当なし

観点 5－2－①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

該当なし

観点 5－2－②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

該当なし

観点 5－2－③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

該当なし

観点 5－2－④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

該当なし

観点 5－2－⑤：夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5－2－⑥：通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5－3－①：学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

該当なし

観点 5－3－②：成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

該当なし

観点 5－3－③：成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

該当なし

観点 5－3－④：学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

該当なし

## &lt;大学院課程（専門職学位課程を含む。）&gt;

観点5－4－①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学における教育課程の編成・実施方針については、学則に規定されている《資料5－4－①－i》。また、各授業科目の具体的な実施方針については、シラバスにて定められている。

《資料5－4－①－i：産業技術大学院大学学則（抜粋）》

(教育課程の編成方針)

第32条 教育課程は、研究科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成については、常に点検及び評価を行い、その改善に努めるとともに、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

(授業の方法及び履修)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習又はこれらの併用により行うほか、実践的な教育を行うため事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他適切な方法により行うよう配慮する。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 履修科目の登録方法、履修方法その他授業に関し必要な事項は、別に定める。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成・実施方針は、学則やシラバスにて、明確に定められている。

**観点 5－4－②：** 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

本学においては、学則に定められている教育課程の編成・実施方針に関する規定に従い、第一線で活躍してきた実務家教員と研究業績の高い教員との連携による高度な実践的教育を通して、産業分野のアーキテクトを育成することを目的とした教育課程を編成している。

情報アーキテクチャ専攻は、高度情報系専門職である情報アーキテクトの育成を目的としている。情報アーキテクトには、IT をビジネスに役立てるため、業務やニーズを分析し新しい仕組みを提案する技術、最適なシステムの設計技術、最新のネットワーク技術、データベース技術、高度なプログラミング技術、さらにプロジェクトマネジメント技術など幅広い知識とそれを実践する業務遂行能力が求められる。

情報アーキテクチャ専攻のカリキュラムにおいては、1年次にこのような情報アーキテクトに必要な基本的な知識を効率よく修得できるように考慮されており、情報アーキテクトの基本的な考え方を学修する IT 基礎科目群（平成 24 年度から基礎科目群に名称変更）、基本共通科目群（平成 24 年度から一般科目群に名称変更）及び産業技術研究科共通科目群、それぞれの専門領域について深く学ぶ専門科目群（ICT 系科目群、エンタープライズ系科目群、システム開発系科目群、マネジメント系科目群）に体系化して配置している《資料 2－1－③－i》。2 年次は、情報アーキテクトに必要な業務遂行能力を身につけるために PBL（Project Based Learning）型科目である情報システム学特別演習 1、2 を設置している。情報アーキテクチャ専攻のカリキュラムを修了した際には、「情報システム学修士（専門職）」の専門職学位が授与される。

創造技術専攻は、感性と機能の統合デザイナーとしてイノベーションをもたらすものづくりアーキテクトの育成を目的としている。創造技術専攻で育成する「ものづくりアーキテクト」には、プロダクト・イノベーション、インダストリアル・デザイン、デジタル技術、産業材料学に関する高度な知識と業務遂行に必要となる基礎知識が求められ、また、これらの知識を的確に使いこなすための業務遂行能力が必要とされる。

創造技術専攻のカリキュラムにおいては、1年次にこのような知識体系と業務遂行に求められる基礎知識及び「ものづくりアーキテクト」に必要とされる基本的な考え方を習得できるよう考慮されており、業務遂行に必要となる基礎知識を修得する創造技術基礎科目群及び産業技術研究科共通科目群、それぞれの専門領域について深く学ぶ専門科目群（ものづくりをする上で必要な産業技術に関する知識を学ぶ産業材料科目群、機能創成を実現するプロダクト・イノベーション科目群、感性創成を実現するインダストリアル・デザイン科目群、組み込み技術などを学ぶデジタル技術科目群）を配置している《資料 2－1－③－i》。そして、2年次に PBL 型科目のイノベーションデザイン特別演習 1、2 を通じて業務遂行能力を養成できるよう設計されている。創造技術専攻のカリキュラムを修了した際には、「創造技術修士（専門職）」の専門職学位が授与される。

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的や授与される学位に照らして、修了した者に必要な知識と能力が備わるように全体として教育課程を体系的に編成している。その結果、学問分野の目的や職業分野における期待にこたえることができる教育課程になっている。各専攻では、その教育課程の目的に応じて、授業科目の内容は、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っている。

**観点 5－4－③：** 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

「観点 4－1－②」に述べたとおり、4月に仕事の繁忙期を迎えることの多い社会人や、9月修了の多い諸外国からの留学生のニーズを考慮して、平成 23 年度より、従来の 4 月入学に加えて 10 月入学の受入れを開始している。また、他の大学院との単位互換を認めるほか、企業でのインターンシップについても単位として認める等、教育課程の編成において、学生のニーズに柔軟に対応している。

授業科目の内容についても、学生からのニーズを踏まえて編成している。具体的には、産業技術特別講義[1、2]、国際開発特論、国際経営特論、技術倫理から成る産業技術研究科共通科目群を、学生のニーズを反映して設置した《資料 5－4－③－i》。また、学生の理解度の確認および教育内容・方法の改善のため、FD 活動の 1 つとして ICT (Web) を活用した情報システムによる授業評価アンケートを実施しており、教員は、このアンケート結果に基づいて授業を改善するためのアクションプランを提案している。

社会からの要請に対しては、産業界のニーズの把握と教育内容への反映、また産業界との連携による効果的な教育研究の実践のため、本学が人材育成を担う産業分野の専門家、企業の経営者等の学外委員を中心メンバーとする運営諮問会議を設置している《資料 5－4－③－ii、iii》。ここでは、産業界から見た本学教育カリキュラムの妥当性、修了生のキャリアパス、教員の研修、PBL テーマの共同開発等、本学教育体制に関する広範な課題についての提言を受け、本学では、これらの提言を基に、産業界のニーズにあった教育研究を実現している。

《資料 5－4－③－i：産業技術大学院大学履修規則 別表 1、3 (抜粋)》

授業科目名	講 義 等 の 内 容
産業技術研究科共通科目群	先端的な産業分野に関する特別講義を実施する。特に、授業体系としてのカリキュラムの枠からはみ出した内容であっても、本学学生が学ぶべき分野であると判断できる場合には、積極的に講義を企画し学生に提供することを目的とする。本講義を受講することで、本学のカリキュラムで獲得する知識、スキル、能力の幅を広げができる。
	本授業科目は、受講者に、開発援助（国際開発、経済協力）に関する包括的な知識を教授するとともに、演習を通じて、開発援助政策の企画立案能力をも付与することを目的とする。第 1 モジュールでは、開発経済学の理論的枠組みに則り、世界の開発援助政策の経緯を俯瞰するとともに、開発援助の基本概念、新古典派経済成長理論の各種のモデルについて学修する。第 2 モジュールでは、開発主義、国際関係論の視点、情報社会学、Geographic Simulation Model、開発ファイナンス論、BOP (Base of the Pyramid) ビジネス等開発援助の分野における新しい視点、研究分野に関する包括的な知見を教授する。新古典派経済成長理論に関する十分な理解の上にこれら新しい視点、研究分野に関する知見を獲得することにより、開発援助政策の企画立案、開発援助の現場における即戦力を獲得することができる。第 3 モジュールでは、これらの知識・知見を元に、関心のある特定の国カテゴリー、セクターを受講者に選択させ、そのターゲットに対する開発援助政策の企画立案について演習を実施することにより、当該分野における政策の企画立案能力を獲得させる。

	授業科目名	講 義 等 の 内 容
産業技術研究科共通科目群	国際経営特論	本授業科目は、受講者に、アジアを中心とする海外における企業活動の中でも、特に社会インフラ建設、コンサルティング（エンジニアリング）業務、製造業等に関する事業経営の中核を担える実務実践的な能力を付与することを目的とする。現在著しい経済成長を遂げているアジア諸国がさらなる発展段階へと進むためには、経済成長の核を握る民間企業の経営を担う優れた人材を育成することが急務であり、本授業科目はこの要請に応えるものである。授業は講義とPBL型の演習を統合して実施する。第1モジュールでは、今日のアジアの経済発展における民間企業の役割について理解する。第2モジュールでは、海外における企業経営に必要な経済学、経営学に関する実務的な知識を選択的に学修する。さらに、キャッシュ・フロー及び財務計画についての演習を実施する。第3モジュールでは、受講者は、アジアの国際機関が列挙している現実の重要案件のうちからプロジェクトを選択し、その経営計画の策定についてPBL型演習を通して実践的に学修する。まとめとして、受講者が策定した経営計画について外部経験者を交えた評価を付して受講者の学修レベルを適切に評価し、受講者にフィードバックする。
創造技術基礎科目群	技術倫理	ものづくりアーキテクトは間違いない意思決定をする能力を獲得する必要がある。このような意思決定をする際に、技術倫理について学び誤った判断をすることを防ぐ考え方のトレーニングをすることが重要である。本授業科目では、普遍的な倫理学の考え方について概観し、各種学協会の倫理規範を比較検討することで職業倫理の考え方を学ぶ。さらに倫理問題と法的問題の関連などを事例を通じて学ぶ。

《資料 5－4－③－ii：産業技術大学院大学運営諮問会議設置要綱（抜粋）》

（目的）

第1条 産業界ニーズを把握し、迅速かつ柔軟に産業技術大学院大学（以下、「本学」という。）の教育内容に反映させるとともに、产学連携の推進、効果的な教育研究を実践することを目的に、学長の諮問機関として運営諮問会議を設置する。

（運営諮問会議の職務）

第2条 運営諮問会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、答申する。

- (1) 産業界の実情を背景とした大学教育カリキュラムへの評価と改善に関すること
- (2) 产学協同カリキュラム開発、产学協同研究等に関する評価と戦略目標に関すること
- (3) オープンインスティテュートの活用に関すること
- (4) 大学運営全般に関すること
- (5) 学生に対する支援策
- (6) その他、会議の目的に沿う事項

（運営諮問会議の構成）

第3条 運営諮問会議は、次の各号の委員をもって構成する。また、学長は、これ以外にオブザーバ委員を加えることができる。

- (1) 産業界
- (2) 産業労働局長

## 《資料5－4－③－iii：産業技術大学院大学 運営諮問会議開催状況》

開催日	会 議	内容
平成18年4月19日	第1回運営諮問会議	【諮問】 ・産業技術大学院大学の今後の教育研究及び運営体制のあり方について
平成18年8月24日	実務担当者会議	・答申内容の検討 ・意見交換(認識の共通化・課題の洗い出しについて)
平成18年10月12日	実務担当者会議	・答申内容の検討 ・学生の学習効果測定方法を含めた情報アーキテクチャ専攻のカリキュラムの評価と改善案に関するアンケート調査の実施について
平成18年11月7日	実務担当者会議	・答申内容の検討 ・アンケート調査の実施結果について及び運営諮問会議答申案の作成について
平成18年12月8日	第2回運営諮問会議	・産業技術大学院大学の『今後の教育研究及び運営体制のあり方』に関する答申
平成19年7月5日	第3回運営諮問会議	【諮問】 1 情報アーキテクチャ専攻の今後の教育研究及び運営体制のあり方について 2 本学の設置目的達成に資する共同プロジェクトの可能性について
平成19年11月7日	実務担当者会議	・答申内容の検討 ・意見交換(認識の共通化・課題の洗い出しについて)
平成19年12月18日	運営諮問会議準備会	・平成20年度運営諮問会議新体制に向けての準備会
平成20年2月26日	実務担当者会議	・答申内容の検討(答申案たたき台について議論)
平成20年3月5日	第4回運営諮問会議	・産業技術大学院大学からの諮問に対する答申
平成20年7月7日	第5回運営諮問会議	【諮問】 1 情報アーキテクチャ専攻の新カリキュラムに対する評価について 2 創造技術専攻が育成する人材像及び教育カリキュラムに対する評価について 3 学生の学習効果・実力判定等の評価方法に関する検討 ・平成19年度答申内容に対する大学の対応について
平成20年12月15日	実務担当者会議	・諮問事項の確認と答申策定について(諮問事項の確認とアンケートの実施について) ・産業技術大学院大学の将来像について
平成20年2月26日	実務担当者会議	・答申内容の検討(答申案及び答申に向けたアンケートのまとめ) ・平成19年度答申に対する大学側の対応について
平成21年3月9日	第6回運営諮問会議	・産業技術大学院大学からの諮問に対する答申

平成21年7月1日	第7回運営諮問会議	【諮問】 ・産業界が考える「教育の質」とそれを保証するため本学がとるべき方策について
平成21年11月20日	実務担当者会議	・諮問事項の確認と答申策定について ・実務担当者会議座談会の実施について
平成21年12月15日	実務担当者会議 座談会	・答申内容の検討
平成21年12月17日	実務担当者会議 座談会	・答申内容の検討
平成22年2月3日	実務担当者会議 座談会	・答申内容の検討
平成22年2月19日	実務担当者会議	・運営諮問会議答申(案)について
平成22年3月15日	第8回運営諮問会議	・産業技術大学院大学からの諮問に対する答申
平成22年7月8日	第9回運営諮問会議	【諮問】 ・产学連携によるグローバルな高度専門職人材の育成方法について
平成22年9月15日	実務担当者会議	・諮問事項の確認と答申策定について ・実務担当者会議座談会の実施について
平成23年1月19日	実務担当者会議 座談会	・答申内容の検討
平成23年1月21日	実務担当者会議 座談会	・答申内容の検討
平成23年1月28日	実務担当者会議 座談会	・答申内容の検討
平成23年2月23日	実務担当者会議	・運営諮問会議答申(案)について ・平成21年度答申に対する大学側の対応(案)について
平成23年3月10日	第10回運営諮問会議	・産業技術大学院大学からの諮問に対する答申
平成23年7月7日	第11回運営諮問会議	【諮問】 ・第二期中期計画における産業技術大学院大学の教育のあり方について
平成23年10月20日	実務担当者会議	・諮問事項の確認と答申策定について ・実務担当者会議座談会の実施について
平成24年1月13日	実務担当者会議 座談会	・答申内容の検討
平成24年1月20日	実務担当者会議 座談会	・答申内容の検討
平成24年1月26日	実務担当者会議 座談会	・答申内容の検討
平成24年2月20日	実務担当者会議	・運営諮問会議答申(案)について ・平成22年度答申に対する大学側の対応(案)について
平成24年3月15日	第12回運営諮問会議	・産業技術大学院大学からの諮問に対する答申

### 【分析結果とその根拠理由】

多様な学生に配慮した教育課程の編成や、学生のニーズを踏まえた授業科目の設置、授業内容の改善に係る制度を実施している。また、運営諮問会議を通じた産業界の要請への対応組等を行っている。このことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると言える。

**観点 5－5－①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。**

### 【観点に係る状況】

「観点 1－1－①」に記したとおり、本学は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的として、産業振興に資する豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを使命としている。

その使命を果たすため、情報アーキテクチャ専攻と創造技術専攻からなる産業技術研究科を設置しており、情報アーキテクチャ専攻では高度情報系専門職である「情報アーキテクト」の育成を、創造技術専攻では感性と機能の統合デザイナーとしてイノベーションをもたらす「ものづくりアーキテクト」の育成を、それぞれ目的としていることは、「観点 2－1－③」でも述べたとおりである。

情報アーキテクチャ専攻および創造技術専攻における、1年次のカリキュラムは、「情報アーキテクト」あるいは「ものづくりアーキテクト」としての業務遂行に必要となる、基本的な知識や考え方の修得を目的とした各科目群から構成されている。

一方で、2年次のカリキュラムにおいては、チーム学修による実務実践的教育手法である PBL (Project Based Learning) 型教育を全面的に取り入れている。PBL 型教育においては、学生 5 名程度のグループに分かれ、そのグループに対して 3 名の指導者がつき、徹底的に指導を行っていく体制をとっている。

このようにして、両専攻のカリキュラムにおいては、高度な専門知識やスキルだけではなく、プロジェクトを遂行するための高度な業務遂行能力 (Competency) を身に付けることに重点を置いている。

加えて、本学においては、従来の形式にとらわれない多様な授業形態を実施している。その 1 つである講義支援システムは、全ての講義をビデオ録画して学外からの視聴を可能としたものであり、講義に関する質問の受付、演習課題の提出等にも利用され、時間に制約のある学生の学修をサポートする仕組みとなっている。さらに、録画された授業をビデオライブラリ化し、めまぐるしく進歩する産業技術に関する情報を e-Learning コンテンツとして卒業後 10 年間無料で視聴可能とする制度 (AIIT Knowledge Home Port 制度) も導入されている。また、遠隔授業として、メインキャンパス（品川シーサイドキャンパス）で開講している講義の一部を、専用回線で結ばれたサテライトキャンパス（秋葉原サテライトキャンパス）において受講することを可能としている。

### 【分析結果とその根拠理由】

各専攻において、1年次に基本知識の習得、2年次に PBL 型教育による業務遂行能力の向上を目指す中、知識の習得を補助する手段として、遠隔授業や AIIT Knowledge Home Port 制度を設けている。よって、各専攻において教育の目的を達成するため、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されている

**観点 5－5－②： 単位の実質化への配慮がなされているか。**

【観点に係る状況】

履修案内等を活用しながら、カリキュラムガイダンス及び施設・事務手続き等に関する新入生向けのガイダンスを実施している。履修に関しては、1年間の履修科目登録の上限は45単位に設定しており、重複履修と判断される事項についても、履修を認めていない。また、入学予定者を対象にプレスクールを実施しており、本学入学後の学修をスムーズに進めるための内容を扱っている。

加えて、本学においては、授業の内容が学生の身につくように、様々な学習支援体制を整備している。授業時間外の学生の学習については、授業期間中の所定の時間帯に、各専任教員によるオフィスアワーを週1回程度設定しており、履修及び授業内容などに関する質問を受け付けている《資料 5－5－②－i》。また、本学の全ての講義をビデオ録画し、学外からの視聴を可能とする講義支援システムは、講義に関する質問の受付、演習課題の提出等にも利用され、時間に制約のある学生の学修をサポートする仕組みとなっている。さらに、録画された授業をビデオライブラリ化し、e-Learning コンテンツとして卒業後 10 年間無料で視聴可能とする制度（AIIT Knowledge Home Port 制度）が導入されている。

そのほか、遠隔授業として、メインキャンパスで開講している講義の一部を、専用回線で結ばれたサテライトキャンパスでも受講することを可能としており、必要に応じて、サテライトキャンパスの学生からメインキャンパスの教員へ質問を行うこともできる。

『資料 5－5－②－i：平成 24 年度産業技術大学院大学履修の手引き（抜粋）』

II 履修概要

3 履修について

(2) 履修科目的登録の上限

1年間に履修科目として登録することができる単位数は、45 単位を上限とします。

(3) 重複履修の禁止

次に掲げる事項は重複履修とされ、履修が認められません。

①同一クオータの同一曜日、同一時間に2科目以上の授業科目を履修申請すること。

②既に単位を修得した授業科目を再度、履修申請すること。

III 学生生活

6 オフィスアワー

本学の各専任教員が授業期間中の所定の時間帯に、研究室で履修及び授業内容などに関する質問を受け付けます。詳細は掲示板を確認してください。

『平成 24 年度産業技術大学院大学履修の手引き』 p10, 23

【分析結果とその根拠理由】

授業の履修に際して、ガイダンスの実施や履修科目登録の上限設定が行われている。また、プレスクールやオフィスアワー、講義支援システムの実施を通して、授業内容が確実に学生の身につくように支援する取組を行っている。さらに、遠隔授業等の実施により、忙しくとも講義を受けやすい環境を整備している。以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると言える。

**観点 5－5－③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。**

【観点に係る状況】

シラバスの作成に際し教員に配布される「標準シラバス」にて、シラバスに記載すべき項目が示されている《資料 5－5－③－i》。記載項目は、以下の教育内容・方法、履修要件、達成目標、成績評価方法・評価基準を明示している。

- 授業方針（教育の内容・方法）
- 修得できる知識・能力や授業の目的・ねらい（達成目標）
- 授業計画・内容（教育の内容・方法）
- 履修のための条件（履修要件）
- テキスト（教科書）
- 参考書（参考書）
- 成績評価方法（成績の評価方法・評価基準）

シラバスは、教員、学生、事務職員等に配布され、本学の Web サイトでも公開され、その内容が周知されている。教員は、学生に配布したシラバスの内容に沿って教育を行っている。

また、PBL 型科目に関しては、「PBL プロジェクト説明書（説明シート集）」が専攻ごとに作成され、学生に配布されている《別添資料 5－5－③－ii、iii》。「PBL プロジェクト説明書（説明シート集）」は、2 年次に学生が PBL 型科目を履修するにあたり、どの PBL への配属を希望するかを決定する際の判断材料となるものであり、各 PBL について、特に以下のような項目が記載されている。

- PBL の目標
- プロジェクトのテーマ
- プロジェクトの特徴
- プロジェクト実施により身に付けるべき達成目標、到達目標
- 履修条件（プロジェクトメンバーになるための前提条件）
- プロジェクトを遂行していく際のアクティビティの説明
- プロジェクトを通じて修得できるコンピテンシー

### 《資料 5－5－③－i：標準シラバス（抜粋）》

注意事項：

- フォームはワードで 1 講義を A4 縦 2 枚にする
- 説明の文字量や枠のサイズをできれば統一する
- 科目見出しを充実する
- 講義の各回の見出しを強調する
- 概要：5 行程度、目的：7 行程度、到達目標：7 行程度、内容：40 行程度、課題：6 行程度（増減は 20% 程度の範囲で変更しても良い）
- 英数文字は、半角文字を使用する。句読点は、「、。」を使用する。用語は、一般的に使われているものを使用し、統一を図る（例：Java Script、javascript → JavaScript、LINUX → Linux 等）。

#### ● 授業の手法

講義：『双方向・多方向に行われる討論や質疑応答を含む』場合はその通り記載する。それ以外の教授法については、『講義形式』と記入する。できるだけ『双方向・多方向に行われる討論や質疑応答を含む』ようとする。

演習：『事例研究、現地調査等を含む PBL 型教育による実践的な教授法』と記載する。

実習：本学には該当する授業科目は存在しない。

- 「出席○%」以外の表現であっても、授業参加態度の類は出席点だと判断される恐れがあるので避けることが望ましい。
- 大学設置基準では、1 単位の科目は 45 時間の学習が必要で、2 単位の講義科目の場合には、教室での 30 時間（1 日 2 時間 × 15 週）の授業と授業外での 60 時間の学習で計 90 時間の学習の成果により単位を与えられることが定められている。したがって、これを確実にするため、授業外での学習指導が行われているかどうかが確認される可能性が高いため、今回、「受講準備」の項目を書き足した。
- 「履修条件」を満たした学生に対して、「授業の内容」を行った結果、これを「成績評価」にしたがって評価した結果、多くの学生が「達成目標」のレベルに到達するというバランスに留意されたい。

各項目:

●授業の概要（旧：授業方針）

授業の概要、教員のポリシー、この授業にあたって特に考えていることを教員の視点で書く。

●授業の目的・狙い

授業の目的・狙い、修得できる知識・スキルを学生の視点で書く。修得できる知識・スキルを列挙するとよい。

●到達目標（旧：修得できる知識・能力） 独立した項目にしました。

到達目標（目標値）を具体的に書く。最低到達レベル（概して60点～70点）と上位到達レベル（概して80点～90点）を「～ができるレベル」等の表現で具体的に示す。

●授業の内容（授業計画・内容）

授業の内容を15回で計画する。各回の内容をできるだけ詳細に示す。同じ内容で複数回行う場合、「第○～○回○○」あるいは(1)、(2)、(3)等の表現を使ってもよいが、各回の詳細項目を示し、すべての内容が区別できるように書く。最終週は、「まとめ」あるいは「総括」でもよい。授業（試験を除く）を15回開講する必要があるため、「（定期・最終）試験」等の表現は不可。

●課題 独立した項目にしました。

課題は、内容及び提出する時期を細かく書く。

●履修条件

該当科目を履修するための前提知識・スキルあるいは前提修得科目を書く。

●受講準備 新設しました。

各回の授業を受講するにあたって行うべき内容を書く。「開講時（授業中）に指定する」等のみの表現は不可。

□例) 毎回の授業前に、テキストで該当箇所を予習すること。

□例) 毎回、次回の授業に関連する課題を指示するので、事前に作成すること。

□例) 每回配布するフィードバックシートに、授業のまとめ・意見を書いて提出すること。

□例) 「○○特論」で扱った「○○」に関する知識とスキルが必要であるため、ノートを再読すること。

●テキスト・教材

授業で使用する教科書、教材等、学生が準備するもと書く。出版年（西暦）と値段も書く。

□例) ○○著、『○○』（○○出版、○○年） 1,900円

□例) 『○○』、<http://aiit.ac.jp/>

●参考書

授業理解を深めるための書籍等を書く。テキストの書籍名の例を参考にされたい。

●成績評価

成績評価にあたって、試験、レポート、小テスト等の評価手段と配点基準を具体的に示す。「出席○%」の表現は不可。「授業態度」、「平常点」等の表現も出席点と判断される恐れがあるため、できるだけ避ける。「開講時（または授業中）に示す」という表現は不可。「～を基準に総合的に評価する」という表現はよいが、100%以上の加算と判断できる表現は不可。

□例) 最終試験50%、小テスト20%、提出課題30%

《別添資料 5－5－③－ii : H24 年度情報アーキテクチャ専攻 PBL プロジェクト説明書》

《別添資料 5－5－③－iii : 2012 年度創造技術専攻 PBL プロジェクト説明シート集》

【分析結果とその根拠理由】

シラバスには、授業方針、修得できる知識・能力や授業の目的・ねらい、授業計画・内容、履修のための条件、テキスト、参考書、成績評価方法等が記載されており、適切なシラバスが作成され、活用されている。

観点 5－5－④：夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5－5－⑤：通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5－5－⑥：専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

該当なし

観点 5－6－①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

「観点 2－1－③」で述べたとおり、本学の教育研究の目的は、「情報アーキテクト」及び「ものづくりアーキテクト」の育成である。

アーキテクトレベルの人材に必要であると考えられる高度な業務遂行能力（コンピテンシー）について、本学では「3つのメタコンピテンシー」と「7つのコアコンピテンシー」（情報アーキテクチャ専攻）、「5つのコアコンピテンシー」（創造技術専攻）として、以下のとおり整理されている。

○ 3つのメタコンピテンシー

- コミュニケーション能力
- 繙続的学修と研究の能力
- チーム活動

○ 情報アーキテクチャ専攻 7つのコアコンピテンシー

- 革新的概念、アイデアの発想力
- 社会的視点及びマーケット的視点
- ニーズ分析力
- モデリングとシステム提案
- マネジメント能力
- ネゴシエーション力
- ドキュメンテーション力

○ 創造技術専攻 5つのコアコンピテンシー

- 発想力（企画アイデア力・実現アイデア力・独創力）
- 表現力（要求定義力・提案力・可視化力）
- 設計力（機能デザイン力・感性デザイン力・機能と感性の統合力）
- 開発力（開発準備力・実装力・テスト・問題解決力）
- 分析力（データ解析力・ユーザビリティ評価力・マーケットリサーチ力）

情報アーキテクチャ専攻においては上記の「3つのメタコンピテンシー」及び「7つのコアコンピテンシー」（情報アーキテクチャ専攻）を学生に身に付けさせることを目指している。カリキュラムにおいては、1年次に情報アーキテクトに必要な基本的な知識を効率よく修得するための各科目群を体系化して配置し、2年次には情報アーキテクトに必要な業務遂行能力を身につけるためのPBL型科目を設置している。

創造技術専攻においては上記の「3つのメタコンピテンシー」及び「5つのコアコンピテンシー」（創造技術専攻）を学生に身に付けさせることを目指している。カリキュラムにおいては、1年次にものづくりアーキテクトに必要な知識体系並びに基礎知識及び基本的考え方を習得するための各科目群を配置し、2年次にはものづくりアーキテクトに必要な業務遂行能力を身につけるためのPBL型科目を設置している。

そして、学則及び学位規則に基づき、それぞれのカリキュラムを修了した学生に、「情報システム学修士（専門職）」と「創造技術修士（専門職）」の学位を授与している（《資料 5－6－②－i、ii》）。

《資料 5－6－①－i：産業技術大学院大学学則（抜粋）》

(修了要件)

第44条 専門職学位課程の修了要件は、2年以上在学し、本学が定める授業科目を40単位以上修得することとする。

(学位の授与)

第45条 前条の規定により所定の単位を修得した者に対しては、当該課程を修了したものと認め、修士（専門職）の学位を授与する。

2 授与する学位については、別に定める。

《資料 5－6－①－ii：産業技術大学院大学学位規則（抜粋）》

平成18年度法人規則第4号

制定 平成18年4月3日

(学位の種類)

第2条 授与する学位は、修士（専門職）とする。

2 専攻分野の名称を付記した学位の名称は、次のとおりとする。

情報アーキテクチャ専攻 情報システム学修士（専門職）

創造技術専攻 創造技術修士（専門職）

(修士（専門職）の学位授与要件)

第3条 産業技術大学院大学学則（平成18年度法人規則第3号）第45条第1項の規定により、本学の課程を修了した者に対し、修士（専門職）の学位を授与する。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/31/122/178.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/18-004\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/31/122/178.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/18-004_23.pdf)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、本学の教育研究の目的として育成しようとする人材について、身に付けるべきコンピテンシーを整理している。本学のカリキュラムは、これらのコンピテンシーを身に付けることを考慮して編成されたものであり、カリキュラムを修了したと認定された学生に学位が授与される仕組みになっている。よって、本学において、学位授与方針が明確に定められていると言える。

観点 5－6－②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学の授業における成績評価は、優・良・可・不可の4段階で行われており、優・良・可を合格として単位が付与され、不可を不合格とする。《資料 5－6－②－i, ii》。また、GPA による成績評価は、必要に応じて学生の学習指導に利用されるとともに、授業料減免の判定基準の一つに用いられている《資料 5－6－②－iii》。これらの成績評価基準については、本学の学則及び履修規則に規定されているほか、「履修の手引き」に記載され、学生への周知が図られている。

成績評価は試験により行われる。試験は、各クオータの試験・授業期間内に行う試験、試験・授業期間外に随時授業担当者が行う試験、レポートその他による考查、あるいはこれらいくつかを併用したもの等、各授業担当者の定める方法によって行われる《資料 5－6－②－iii》。各授業における、試験の方法及び複数の試験を併用する場合の成績評価に占める配点の内訳については、「シラバス」に授業科目ごとに詳細に記載されており、「シラバス」は本学ウェブサイト ([http://aiit.ac.jp/img/aiit/h23\\_syllabus.pdf](http://aiit.ac.jp/img/aiit/h23_syllabus.pdf)) からも閲覧することが可能である。

なお、必修科目である PBL 型科目については、成績評価基準が、専攻ごとに「PBL プロジェクト説明書」等に記載され、学生に周知されている。そして、すべての専任教員が参加する PBL 成績判定会議で成績評価を決定されている。

《資料 5－6－②－i : 産業技術大学院大学学則（抜粋）》

(学修の評価)

第37条 学修の評価は、4段階評定とし、上位3段階までを合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

《資料 5－6－②－ii : 産業技術大学院大学履修規則（抜粋）》

(成績評価)

第5条 成績の評価は、毎学期ごとに筆記試験等により行う。

2 授業科目的成績評価は、優・良・可・不可をもって評価し、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(単位の授与)

第6条 前条第2項の評価により合格した授業科目には、所定の単位を与える。

《資料 5－6－②－iii：平成 24 年度産業技術大学院大学履修の手引き（抜粋）》

## II 履修概要

### 5 試験と成績評価

#### （1）試験の方法

試験は各授業担当者の定める方法によって行います。その方法とは、各クオータの試験・授業期間内に行う試験、試験・授業期間外に随時授業担当者が行う試験、レポートその他による考查、あるいはこれらのいくつかを併用したものです。

各クオータの試験・授業期間内に行う試験等の日程については、事務室前の掲示板及びポータルサイト等に掲示します。

#### （4）成績の評価

成績の評価は以下のとおりです。

100 点法	成績通知書 の表示	成績証明書 の表示	程度	単位	GPA 素点
90 点以上	5	優	優	非常に優れ ている	○ 4.0
80～89点	4	優	優	優れている	○ 3.0
70～79点	3	良	良	普通	○ 2.0
60～69点	2	可	可	やや劣る	○ 1.0
59点以下	1	不可	表示せず	劣る	× 0
	0	不可	表示せず	評価の対象 にならない	× 0

※成績通知書は5点法で表示します。2以上が合格で、単位を修得 することになります。

#### （6）GPAによる成績評価

GPA (Grade Point Average : 成績平均法) とはアメリカ、カナダ、イギリス等の大学で用いられている成績評価法の1つです。算出方法は以下のとおりです。

- 2～5までの成績表示点に対して、それぞれから1を引いた値をGPA素点とします。
- 0、1の成績表示点は、いずれも0をGPA素点とします。
- 科目のGPA素点をGP、その科目の単位数をn、履修申請した単位数の合計をNとするとGPAは次式で計算されます。

$$N = \sum n$$

$$GPA = \sum (GP \times n) / N$$

このようにGPAはGPに単位数をかけた値の平均（加重平均）となります。なお履修申請をした後に履修を放棄した場合は、GPは0として平均点が算出されるため、履修申請をして単位が修得できなければ、GPAは下がるので注意してください。

GPAは必要に応じて学生の学習指導に利用されます。

『平成 24 年度産業技術大学院大学履修の手引き』 p12～14

#### 【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は学則及び履修規則に規定があり、組織として策定されていると言えるほか、配付物やウェブサイトによって学生に周知されている。その基準に従い、本学では、成績評価・単位認定が適切に実施されている。

観点 5－6－③：成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価の方法については、「シラバス」にその詳細が記載されており、学生に周知されている。各科目担当教員が「シラバス」に記載した方法に沿って評価を行うことが、本学における成績評価の前提となっている。

必修科目である PBL 型科目については、成績評価方法が「PBL プロジェクト説明書」に記載され、学生に周知されている。さらに、実際の成績評価については、すべての専任教員が参加する PBL 成績判定会議で決定されている。

また、学生による成績評価についての異議申立て制度があり、学生から、授業科目名、成績表示、申立て理由等が記入された申立書が提出されると、教務学生委員会にて調査・審議が行われることとなっている。

【分析結果とその根拠理由】

「シラバス」や「PBL プロジェクト説明書」等による、成績評価方法の周知、PBL の成績判定への全教員の参加、学生による成績異議申立て制度等、成績評価の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられている。

観点 5－6－④：また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学は、教育研究の目的として、情報アーキテクチャ専攻においては「情報アーキテクト」の、創造技術専攻においては「ものづくりアーキテクト」の育成を掲げている。そして、そのような人材に必要と考えられる、「3つのメタコンピテンシー」並びに「7つのコアコンピテンシー」（情報アーキテクチャ専攻）及び「5つのコアコンピテンシー」（創造技術専攻）を整理し、それらのコンピテンシーを身に付けることを目的として編成されたカリキュラムを修了した学生に、学位が授与される。以上のこととは、「観点 5－6－①」で述べたとおりである。

本学の修了要件（修了認定基準）については、本学の学則及び履修規則に規定されている《資料 5－6－④－i, ii》。学生は、修了要件を満たすことにより、学位を得ることができる。修了要件については、本学の学則及び履修規則のほか、『履修の手引き』等に記載され、学生への周知が図られている《資料 5－6－④－iii》。

この修了要件に従い、学生の修了認定に関する審議は、教授会で行われている《資料 5－6－④－iv》。

平成 23 年度の修了判定についても、学則および履修規則の定める修了要件を満たす 2 年次の学生 98 名（情報アーキテクチャ専攻 52 名、創造技術専攻 46 名）について修了と認定する旨の案が臨時教授会に提出され、審議の結果、承認された。

《資料 5－6－④－i : 産業技術大学院大学学則（抜粋）》

(修了要件)

第 44 条 専門職学位課程の修了要件は、2 年以上在学し、本学が定める授業科目を 40 単位以上修得することとする。

## 《資料 5－6－④－ii：産業技術大学院大学履修規則（抜粋）》

## (修了要件)

第8条 学則第44条に定める専門職学位課程の修了要件は、本学に2年以上在学し、本学が定める授業科目を、次に定めるところにより40単位以上修得することとする。

## 情報アーキテクチャ専攻

- (1) 選択科目（インターンシップを除く） 28 単位以上
- (2) 必修科目 12 単位以上

## 創造技術専攻

- (1) 選択科目（インターンシップを除く） 29 単位以上
- (2) 必修科目 11 単位以上

## 《資料 5－6－④－iii：平成 24 年度産業技術大学院大学履修の手引き（抜粋）》

## II 履修概要

## 2 修了に必要な単位数と要件

本学では、次に示す修了要件を満たすことにより、学位を得ることができます。

## (1) 修了要件【情報アーキテクチャ専攻】

- ①在学年数 2 年以上（長期履修生は 2 年 6 か月又は 3 年以上）
- ②修得単位数 40 単位以上（必修科目 12 単位、選択科目 28 単位以上）
- ③次の必修科目の単位修得
  - ・情報システム学特別演習 1
  - ・情報システム学特別演習 2

## (2) 修了要件【創造技術専攻】

- ①在学年数 2 年以上（長期履修生は 2 年 6 か月又は 3 年以上）
- ②修得単位数 40 単位以上（必修科目 12 単位、選択科目 28 単位以上）
- ③次の必修科目の単位修得
  - ・イノベーションデザイン特別演習 1
  - ・イノベーションデザイン特別演習 2

『平成 24 年度産業技術大学院大学履修の手引き』 p9

## 《資料 5－6－④－iv：産業技術大学院大学学則（抜粋）》

## (教授会)

第8条 研究科に教授会を置く。

4 教授会は、教育研究審議会の議を経て定められる基本方針に基づき、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

### 【分析結果とその根拠理由】

本学の修了認定に係る認定基準は、原則として学則及び履修規則に定められており、『履修の手引き』等に記載されて学生に周知されている。この修了認定基準に従い、教授会にて修了についての審議が行われている。以上のことから、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されていると言える。

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

1. 産業技術研究科では、情報アーキテクチャ専攻および創造技術専攻にて育成しようとする人材像に合わせて、両専攻において教育課程が体系的に編成されている（「観点 5－4－②」）。
2. 教育課程の編成において、社会人や留学生等、多様な学生のニーズに配慮しているほか、運営諮問会議などを通じて産業界の意見を取り入れている（「観点 5－4－③」）。
3. プロジェクトを遂行するための高度な業務遂行能力（Competency）を身に付けることに重点を置いて、実務実践的教育手法である PBL 型科目を積極的に取り入れており、また、必要に応じて講義支援システム、遠隔授業等の様々な授業形態が活用されている（「観点 5－5－①」）。
4. 本学における成績評価および修了認定は、シラバスや履修の手引きにて学生に周知した基準に沿って実施されている（「観点 5－6－②、③、④」）。

#### 【改善を要する点】

特になし

## 基準 6 学習成果

### (1) 観点ごとの分析

**観点 6－1－①：** 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

#### 【観点に係る状況】

産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻および創造技術専攻の、標準修業年限内における学位の取得状況は、《資料 6－1－①－i》に示すとおりであり、平成 24 年 3 月における標準修業年内学位取得率（長期履修制度利用者を除く）は、情報アーキテクチャ専攻では 86.5%、創造技術専攻では 84.8%、両専攻あわせて 85.7% である。また、本学における退学（除籍を含む）および休学の状況は、《資料 6－1－①－ii、iii》に示すとおりであり、平成 23 年度における退学率は、約 5.4%、休学率は、約 13.3% である。

本学独自の実務実践的な学習の成果は、本学学生の各種コンペティションにおける実績《資料 6－1－①－iv》に表れているほか、PBL 型教育において学生たちが取り組んだプロジェクトの成果は、企業や自治体との連携事業や特許出願等に繋がり、メディアにも取り上げられている《資料 6－1－①－v》。

このほか、情報アーキテクチャ専攻においては、年度開始時点および修了時における学生のスキルレベルのチェックを目的とした IT スキル診断を実施しており、学習成果の把握を行っている。

《資料 6－1－①－i：学位の取得状況（標準修業年限内学位取得率）》

#### 【情報アーキテクチャ専攻】

入学年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入学者数(人) (うち 長期履修制度利用者数)	52 (3)	53 (3)	54 (13)	56 (6)	55 (3)
標準修業年限内修了者数(人) (うち 長期履修制度利用者数)	45 (3)	41 (1)	42 (4)	48 (5)	45
標準修業年限内修了率(%)	86.5	77.4	77.8	85.7	86.5

#### 【創造技術専攻】

入学年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入学者数(人) (うち 長期履修制度利用者数)	49 (5)	52 (7)	55 (9)
標準修業年限内修了者数(人) (うち 長期履修制度利用者数)	41 (3)	46 (6)	39
標準修業年限内修了率(%)	83.7	88.5	84.8

※平成 22 年度入学者については、平成 24 年 6 月時点で未だ長期履修制度の修業年限を迎えていないので、標準修業年限内修了者数には長期履修制度利用者数は含まれていない。

※ 標準修業年内学位取得率＝学位取得者のうち標準修業年次に学位を得た人数／当該年次に係る入学者数

## 《資料6－1－①－ii：退学者の状況（退学・除籍者計／各年度5月1日時点在学者数（退学率））》

退学・除籍者数(人)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
業務都合	1	2	1	6	4	5
一身上の都合		4	1	2	1	4
授業料未納			2	4	3	2
家庭事情			1			
休学満了				2		
体調不良					1	1
他大進学					1	1
合計	1	6	5	14	10	13
在学者数(5/1時点)	52	104	159	219	236	240
退学率	1.9%	5.8%	3.1%	6.4%	4.2%	5.4%

## 《資料6－1－①－iii：休学者の状況（休学者計／各年度5月1日時点在学者数（休学率））》

休学者数(人)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
業務都合	2	6	8	10	13	22
体調不良		1	4	2	1	3
家庭事情				1		4
一身上の都合					2	2
経済的理由						1
合計	2	7	12	13	16	32
在学者数(5/1時点)	52	104	159	219	236	240
休学率	3.8%	6.7%	7.5%	5.9%	6.8%	13.3%

## 《資料6－1－①－iv：学生のコンペティション等での主な実績》

専攻	賞の名称等	授与組織等	受賞年月	受賞内容
情報アーキテクチャ専攻・創造技術専攻	RICOH & Java Developer Challenge 2011 リコー賞	主催：株式会社リコー 協賛：日本オラクル株式会社	平成24年1月	「リーコのファッショナレポート」 顔の画像からヘアスタイルやファッショを提案するシステム。
	RICOH & Java Developer Challenge 2010 オラクル賞	主催：株式会社リコー 協賛：日本オラクル株式会社	平成23年1月	「らんちょんマップ」 移動型店舗にも対応した位置情報を含む食情報（ランチマップ）を複合機を通して配信。
情報アーキテクチャ専攻	システムインテグレーション部門 講演会 RTミドルウェアコンテスト ロボットサービスイニシアティブ (RSi) 賞	主催：公益社団法人 計測自動制御学会	平成23年12月	ロボットテクノロジーを RSNP とマイク サービスを活用してインターネットに公 する方法の開発、及びこれを AR(拡張現 実)技術に適用させ、ロボットテクノロジー 新しい展開方法を提案。
創造技術専攻	第3回 HCD 研究発表会 奨励賞	主催：人間中心設計推進 機構	平成23年12月	電車通学時間を利用して読書習慣を身に けるデザインの提案。
	プロと卵のエコデザイン展 2011 奨励賞	主催：社団法人日本インダストリアルデザイナー協会	平成23年12月	「Slids(スライズ)」 自然を生活に上手く取り入れるエコ・カ メイ。カスタマイズできる障子の提案。
	東京デザインマーケット 2011 出展デザイナー 選出	主催：東京都 運営：公益財団法人 日本デザイン振興会	平成23年10月	「土の植木鉢」 蟻で土をコーティングすることで、その ま土に還したり、植え替えることができる。
	第4回エコ・プロダクトデザイン コンペ 企業賞：大阪ガス株式会社	主催：エコ・プロダクト デザインコンペ実行委員会 協賛：大阪ガス株式会社	平成23年8月	「五徳カバー 華凜」 既存の五徳を物理的に覆うことでコンロ 見た目をシンプルに、かつ横に逃げる熱 減らして熱効率を上げるための“五徳カ ー”。
	iida AWARD 2011 ファイナリスト	主催：KDDI 株式会社	平成23年5月	「Ink-Stone」 デジタルフォトフレームと無接点充電ア ンプラーを融合。

## 《資料 6-1-①-v : PBL 型教育における成果例》

専攻	指導教員名	年度	プロジェクトの内容および成果
創造技術専攻	越水 重臣	22 年度	自動車のドライバー認証の方法として、「品質工学の MT システムを用いた着座認証」を考案し、発明名称を「個人認証装置および個人認証システム」として特許を取得。 座った際に座席にかかる圧力の特徴を分析することで個人を識別できるシステムを開発。 (日経産業新聞 2011 年 12 月 14 日掲載)
情報アーキテクチャ専攻	加藤 由花	23 年度	業界団体「ロボットサービスイニシアチブ (RSi)」ベースにおいて研究成果のデモ展示を実施。
			「情報処理学会マルチメディア通信と分散処理ワークショッピング」にて、優秀論文賞を受賞。
	南波 幸夫	22 年度	「情報処理学会マルチメディア通信と分散処理ワークショッピング」にて、学生奨励賞を受賞。
			南波 幸夫 江東区と連携して、職員 3000 人を対象とした勤怠管理システムを構築。 (日経ビジネス 2011 年 6 月 24 日掲載)

## 【分析結果とその根拠理由】

社会人等、標準修業年限内で修了することが難しい学生のために設置された長期履修制度等の活用により、退学率および休学率は低い水準に抑えられている。また、コンペティションへの参加や、PBL 型教育における実際のプロジェクトへの取組等において、高い成果を上げている。

以上のことから、本学の教育はその成果や効果があがっていると考えられる。

**観点 6－1－②：** 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

**【観点に係る状況】**

FD 委員会は、平成 18 年度より、クオータごとに「学生による授業評価」アンケートを実施している。

「学生による授業評価」アンケートは、各専攻における 1 年次の授業（講義科目）に加え、PBL 科目である 2 年次の情報システム学特別演習及び創造技術（イノベーションデザイン）特別演習について実施されている。調査項目はその年度ごとに実態に合わせて変更が重ねられており、平成 23 年度下半期のうち、授業についての満足度に関する調査項目は、《資料 6－1－②－i》に示すとおりである。それぞれの項目について、「1：全くそう思わない」から「5：強くそう思う」の 5 段階評価で答える部分のほか、文章で自由に記述する部分がある。自由記述項目については、①この授業をより良くするための提案、②この授業で特に良かった点、他の授業でも取り入れて欲しい点など、③その他、授業、カリキュラムなどについて、の 3 項目を用意している。

アンケート結果は、半期ごとに刊行される『FD レポート』にて公開される《資料 6－1－②－ii》。また、アンケート結果については、総合的な観点から分析が行われており、平成 23 年度下半期における分析結果は、《資料 6－1－②－iii》に示すとおりである。また、個々の講義別の分析結果については、各教員がアンケート結果を受けて作成しているアクションプランにて詳述されている。

《資料 6－1－②－i：平成 23 年度下半期「学生による授業評価」アンケート

授業についての満足度に関する調査項目(抜粋)》

□一般講義科目的調査項目

**【授業についての満足度】**

問 1 3 私は、この授業を受講して満足した。

問 1 4 私は、この授業を受講して、より興味を持ち、深く学びたいと感じた。

問 1 5 私は、この授業の受講を他の人に薦めたい。

□情報システム学特別演習／創造技術特別演習の調査項目

**【授業についての満足度】**

問 1 0 私は、この授業を受講して満足した。

問 1 1 私は、この授業を受講して、より興味を持ち、深く学びたいと感じた。

問 1 2 私は、この授業の受講を他の人に薦めたい。

『AIIT FD レポート 第 11 号』 p68, 69

《資料 6－1－②－ii：平成 23 年度下半期「学生による授業評価」アンケート  
授業についての満足度に関する調査項目の評価点(抜粋)》

## 【情報アーキテクチャ専攻 一般講義科目】

		2006年度 前期	2007年度 前期	2008年度 前期	2009年度 前期	2010年度 前期	2011年度 前期
授業 満に 足つ 度い ての	問13 満足度	3.80	3.74	4.07	4.11	4.08	4.10
	問14 興味	3.94	4.00	4.09	4.20	4.19	4.17
	問15 推薦度		3.72	3.98	4.03	4.01	3.87

## 【創造技術専攻 一般講義科目】

		2008年度 前期	2009年度 前期	2010年度 前期	2011年度 前期
授業 満に 足つ 度い ての	問13 満足度	3.96	4.05	3.87	3.96
	問14 興味	4.00	4.08	3.96	3.96
	問15 推薦度	3.87	3.89	3.73	3.84

## 【情報アーキテクチャ専攻 PBL 科目（情報システム学特別演習）】

		2007年度 前期	2008年度 前期	2009年度 前期	2010年度 前期	2011年度 前期
授業 満に 足つ 度い ての	問10 満足度	3.75	3.60	4.16	4.48	4.50
	問11 興味	4.20	4.16	4.21	4.64	4.63
	問12 推薦度	3.55	3.51	3.94	4.50	4.40

## 【創造技術専攻 PBL 科目（創造技術特別演習）】

		2009年度 前期	2010年度 前期	2011年度 前期
授業 満に 足つ 度い ての	問10 満足度	4.04	4.30	3.76
	問11 興味	4.12	4.42	4.18
	問12 推薦度	3.90	4.24	3.88

《資料6－1－②－iii：平成23年度下半期「学生による授業評価」アンケート分析結果（抜粋）》

**【情報アーキテクチャ専攻 一般講義科目】**

- 22年度に引き続き全体的に評点が下がっているが、項目ごとのばらつきは平準化されており、全体的に4点前後の評点であることから、年度ごとの学生の特質の違いと考えられる。
- 評価項目の中では「教員熱意」「テーマ関心」「興味」などの項目の評価が高く、教員、学生双方が高い意欲をもって講義に取り組んでいることがわかる。

**【創造技術専攻 一般講義科目】**

- 22年度に比べ全体的に評点が上がっており、4点弱の値となっている。
- 「教員熱意」の項目の評価が特に高く、教員の高い意欲を感じられる。
- 「シラバス」の項目が相対的に低い評価であり、今後の改善が望まれる。

**【情報アーキテクチャ専攻 PBL 科目（情報システム学特別演習）】**

- 全体的に評点が高く、項目ごとのばらつきも小さくなっている。
- 「演習環境」が相対的に低い値を付けている。
- 「満足度」「興味」「推薦度」についてはいずれも4.4点以上の高評価となっており、学生がテーマに関心を持ち、意欲的にPBL活動に取り組んでいることがわかる。
- 23年度から「チーム決定」方法を変更したが、「テーマ設定」とともに前年度と比較して評点が上がっており、満足度の高いチーム決定方法になっていると考えられる。

**【創造技術専攻 PBL 科目（創造技術特別演習）】**

- 22年度と比較して全体的に評点が大きく下がっている。
- 特に、「チーム決定」「演習環境」「説明書」等の評点が低下しており、設備や環境等に問題があると考えられる（演習環境は2.85点と特に低い値になっている）。
- 「意欲的」「興味」の評点は4点を超えており、学生は意欲的にPBL活動に取り組んでいることがわかる。
- 設備の充実や環境の整備等、今後も引き続き検討を続けていく必要がある。

『AIIT FD レポート 第11号』p69～70

**【分析結果とその根拠理由】**

FD委員会が実施している「学生による授業評価」アンケートの結果から分析して、学生が興味を持ち、意欲的に取り組んでいると判断でき、特にPBL型科目についてその傾向が強い。

**観点 6－2－①：** 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学は社会人学生が多く、平成 23 年度における、有職者の修了生に占める比率は、情報アーキテクチャ専攻では約 98.1%、創造技術専攻では約 37.0%、両専攻あわせて約 69.4%を占めている。このような、修了前に既に企業等に就職していた学生を含めると、平成 23 年度修了生の就職率は、情報アーキテクチャ専攻では約 96.2%、創造技術専攻では約 82.6%、両専攻あわせて約 89.8%である（資料 6－2－①－i）。

《資料 6－2－①－i：修了生の進路状況》								
区分	修了者総数			現職 (人)	就職 ・ 転職 (人)	就職希望 (人)	その他 (人)	不明 (人)
	入学時の 状況	人数 (人)	比率 (%)					
情報アーキテクチャ専攻	新卒者	1	1.9	—	1	0	0	0
	有職者	51	98.1	42	7	0	2	0
	既卒者	0	—	—	—	—	—	—
	合計	52	100.0	42	8	0	2	0
創造技術専攻	新卒者	25	54.3	—	21	3	1	0
	有職者	17	37.0	12	3	2	0	0
	既卒者	4	8.7	—	2	1	1	0
	合計	46	100.0	12	26	6	2	0
産業技術研究科全体	新卒者	26	26.5	—	22	3	1	0
	有職者	68	69.4	54	10	2	2	0
	既卒者	4	4.1	—	2	1	1	0
	合計	98	100.0	54	34	6	4	0

【分析結果とその根拠理由】

修了前に既に就職していた学生を含めると、就職率は約 89.8%に上り、高い水準にあると言える。

観点 6－2－②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

#### 【観点に係る状況】

本学においては、適宜修了生を対象としたインタビュー等を行っており、その結果について、本学ウェブサイトや大学院案内に掲載している。さらに、平成 23 年度には、「AIIT 成功体験インタビュー」と題して、プロの記者による本学修了生等の成功体験についてのインタビューを実施しており、本学ウェブサイトに掲載している (<http://aiit.ac.jp/guide/relate/index.html>)。これらのインタビューにおいては、PBL 型教育をはじめとする本学の実務実践的な教育や、社会人が仕事を続けながら学修することを可能にする環境について、修了生が高い満足度を感じたことが語られている。

また、キャリアカウンセラーの企業訪問レポートからも、本学修了生が就職した企業から、本学が高い評価を得ていることがわかる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学ウェブサイトや大学院案内に掲載している修了生インタビュー、修了生の就職先の結果等から分析して、学習成果が上がっていると判断できる。

### （2）優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

1. コンペティションや PBL 型教育における実際のプロジェクトにおける成果等から、学生が本学独自の実務実践的な学習の成果を上げていると判断できる（「観点 6－1－①」）。
2. クオータごとに実施している「学生による授業評価」アンケートを通じて、学生の達成度や満足度を把握しており、特に PBL 活動について、学生が興味を持ち、意欲的に取り組んでいると判断できる（「観点 6－1－②」）。
3. 社会人学生が多い本学の特徴を反映して、修了時有職者数は高い水準にある（「観点 6－2－①」）。

#### 【改善を要する点】

該当なし

## 基準 7 施設・設備及び学生支援

### (1) 観点ごとの分析

観点 7－1－①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

#### 【観点に係る状況】

本学施設は、東京都立産業技術高等専門学校（以下、高等専門学校）との合同キャンパス内（東京都品川区東大井）に設置されている。当地は東京都内最大の産業集積地である城南地域にあり、「専門知識と体系化された技術ノウハウを活用して、産業の活性化に資する高度専門職業人材を育成する」という本学の理念に照らして、産業界と密接に連携することを可能とする良好な立地である。本学施設の総面積は、約 4,625 m<sup>2</sup>（専用が約 2,757 m<sup>2</sup>、共用が約 1,868 m<sup>2</sup>）であり、学生 1 名当たりの面積としては、約 20.1 m<sup>2</sup> (=4,625(m<sup>2</sup>) ÷ 230(人)) である。

本学においては、《資料 7－1－①－i》に示すとおり、産業技術研究科に設置されている 2 専攻の学習・教育目標を達成するに足るだけの講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設、その他の施設を設置している。なお、本学においては、夜間に多く授業を開講しているため、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設について、原則《資料 7－1－①－ii》に示す時間内で学生に使用を認めている。さらに、時間外使用の可能な施設については、《資料 7－1－①－iii》に掲げる要件を満たす場合に限り、平日、土曜日、日曜祝日ともに 9 時～23 時まで使用することが認められる。

本学の校舎は、平成 9 年に施工され、新耐震基準を満たしていることから、耐震性の面においても問題はなく、その他に、地震発生時におけるロッカー等の転倒防止のため、L 字の金具で固定する等の工夫を施している。

バリアフリー化については、車椅子等の使用を可能とする障害者用トイレやエレベーター、校舎入口へのスロープの設置等の取組がなされている。

その他の安全・防犯のための設備としては、警備員の常駐、自動体外式除細動器（AED）の設置、人が多く出入りする場所への防犯カメラの設置、PC 盗難防止用ワイヤーロックの徹底等がある。

## 《資料 7－1－①－i：本学の教育研究に係る施設概要》

講 義 室	部屋番号	m <sup>2</sup>	座席数	主要設備等	時間外使用	専用/共用
	351 (講義室)	130	108	無線LAN対応 パソコン用電源(各席) プロジェクター(天吊式) ホワイトボード スクリーン 携帯用講義放送装置	不可	専用
	354 (CAD講義室)	160	60	無線LAN対応 プロジェクター(天吊式) ホワイトボード スクリーン 携帯用講義放送装置 プリンタ(モノクロ4台、カラー4台) カラーポスター・プリント デスクトップパソコン60台 (CADシステム用) 【ソフトウェア】 ・CATIA-V5 ・Adobe Creative Suite 3 ・Rhinoceros4.0 ・Visual Studio 2005 ・Microsoft Visio ・Microsoft Project ・LS-DYNA(5台)	不可	専用
	357 (PC講義室)	160	72	無線LAN対応 デスクトップパソコン72台 中間モニタ(教員用端末画面表示用) プロジェクター(天吊式) ホワイトボード(壁紙式) 携帯用講義放送装置 【ソフトウェア】 ・Visual Studio 2005 ・Microsoft .NET Framework ・MSDN ライブライ ・Microsoft Project ・J2seの最新版 ・terapad ・eclipse	不可	専用
	433 (大講義室)	196	200	無線LAN対応 プロジェクター(天吊式) DVD・VHS利用可 講義用ワイヤレスマイク 黒板	不可	高専との 共用

	部屋番号	m <sup>2</sup>	座席数	主要設備等	時間外使用	専用/共用
演習室	257 (自習室)	80	42	デスクトップパソコン5台 (Windows3台、Mac2台) 情報アーキテクチャ専攻学生用ロッカー	不可	専用
	258 (自習室) グループ演習用	40	18	デスクトップパソコン1台	可	専用
	259 (自習室) グループ演習用	40	18	デスクトップパソコン1台	可	専用
	265 (演習室)	60	30	無線LAN対応 ホワイトボード 机・椅子可動	不可	専用
	286 (PBL演習室)	135	(5区画)	無線LAN対応 液晶テレビモニター プロジェクター ホワイトボード 机・椅子可動 複写機	可	専用
	351b (演習室)	52	25	無線LAN対応 ホワイトボード 机・椅子可動 スクリーン	可	専用
	358a (ゼミ室)	40	18	無線LAN対応 ホワイトボード 机・椅子可動	不可	高専との 共用
	358b (ゼミ室)	40	18			
	435 (材料演習室)	60	—	ドラフトチャンバー 並列スターラー 高温電気炉 分析用電子天秤 薬品庫	不可	専用
	452 (ゼミ室)	48	27	無線LAN対応 ホワイトボード 机・椅子可動	不可	高専との 共用
	453 (ゼミ室)	48	27			
実験・実習室	部屋番号	m <sup>2</sup>	座席数	主要設備等	時間外使用	専用/共用
	137 (東京夢工房)	465	—	ミーティングスペース10ブース 自習スペース 展示スペース 工作室 塗装ブース 創造技術専攻学生用ロッカー	可	専用
	156 (Designers' Lab)	45	—	無線LAN対応 3次元計測システム 3次元プリンタ ホワイトボード その他	不可	専用
	166 (実験室)	15	—			専用
	167 (実験室)	15	—			専用
	168 (実験室)	15	—			専用

情報処理学習のための施設	部屋番号	m <sup>2</sup>	座席数	主要設備等	時間外使用	専用/共用
	160 (サーバー室)	30	—			専用
	255 (サーバ実験室)	80	—	無線LAN対応 サーバ60台 デスクトップパソコン12台 ホワイトボード 【ソフトウェア】 ・MSDN AA ・Zend Studio 5.1 ・Oracle Database 10g Standard Edition One ・IBM DB2 UDB Express Edition	不可	専用
	260a (実験スペース)	60	—			専用

その他施設	部屋	m <sup>2</sup>	部屋数	備考
	図書室	1,050	1	高専と共に用で設置している。
	研究室 (教授・准教授)	30	21	本学専任の教授および准教授につき、各1室の研究室を設置している。
	研究室 (助教)	60	2	本学専任の助教につき、専攻ごとに各1室の研究室を設置している。
	事務室	108	1	窓口が設置され、学生等の対応を行っている。

(『平成24年度産業技術大学院大学履修の手引き』 p29, 30 に掲載)

#### 《資料7-1-①-ii : 教室等の使用時間》

使 用 時 間	授業期間	平日	9時～22時
		土曜日	9時～19時
休業期間	平日		9時～17時45分

※日曜祝日は閉室。

(『平成24年度産業技術大学院大学履修の手引き』 p31 に掲載)

#### 《資料7-1-①-iii : 施設の時間外使用に係る要件》

- ①『時間外施設使用申請書』に担当教員の承認印を得た上で、施設使用日の前日までに事務局に申請すること。  
申請の際には、各自で施設の予約をした上で行うこと。
- ②使用目的がPBL活動その他授業に準ずるものとして明確にされていること。
- ③使用時間、使用者が明確にされていること。

(『平成24年度産業技術大学院大学履修の手引き』 p31 に掲載)

### 【分析結果とその根拠理由】

上に挙げた施設・設備の状況から判断して、本学で行われている教育研究活動を促進するための施設・設備は、十分確保されており、また、社会人学生が多い本学の特色を反映して、夜間や土曜日、日曜祝日の施設使用の需要にも柔軟に対応している。さらに、近年の耐震性、バリアフリー化、安全・防犯面への意識の高まりにも配慮がなされていることが分かる。

**観点 7－1－②： 教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されているか。**

### 【観点に係る状況】

本学施設のほとんどの場所では、無線 LAN (802.11n/a/b/g) の利用が可能である。また、その他にも各種の情報インフラ環境 (高速インターネット接続、電子メール、ポータルサイト、講義支援システム等) が整備されている。

ポータルサイトは、授業や学生生活に係る情報が随時掲載される掲示板、演習室や実験・実習室等の施設予約、スケジューラ等の機能が利用できるグループウェアであり、教職員以外に在学生、修了生も利用できる。さらに、PBL に関しては、各種情報及びプロジェクト活動を管理するための情報システム (iPBL) も存在し、社会人等の多忙な学生同士がグループ学習に取り組むことを可能としている。

講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設等におけるパソコンの設置状況や情報ネットワークの整備状況等については、《資料 7－1－①－i》に示すとおりである。高度専門職業人材の育成という本学の目的に配慮して、学生ができるだけ最新の高性能機器で学ぶことができるよう、情報インフラ環境及び、講義室、実習室等の PC、サーバ等の機器は、原則約 3 年で更新される。

また、本学の図書室においては、IEEE、ACM、Scopus、CiNii、日経テレコン 21、日経 BP 記事検索サービス等のオンライン DB の閲覧環境が整備されている。

これらのパソコンや情報ネットワークの適正な活用のため、サポートスタッフが常駐しており、《資料 7－1－②－i》に掲げる時間において、学内システム (ネットワーク、LMS 等) に関する相談、各種申請受付 (印刷上限管理追加許可申請、提供用ソフトの申請等) 等を取り扱っている。メールによる相談受付や、学内システム FAQ (URL : <http://pk.aiit.ac.jp/?support%2Ftop>) の掲載等も行っている。

《資料 7－1－②－i : サポートスタッフ常駐時間 (263 室開室時間)》

	開室時間【授業期間】	開室時間【休業期間】
月曜日～金曜日 (祝日を除く)	9時～22時	9時～19時
土曜日 (祝日を除く)	10時～13時 14時～19時	閉室
日曜日・祝日	閉室	閉室

『平成 24 年度産業技術大学院大学履修の手引き』 p32 に掲載

### 【分析結果とその根拠理由】

高度専門職業人材の育成という本学の目的を反映したカリキュラムの実施のため、各施設におけるパソコンや情報ネットワークの整備が徹底されており、教育研究活動において有効に活用されている。

**観点 7－1－③：** 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

#### 【観点に係る状況】

本学の図書館（図書室）は、高等専門学校と共に設置している。高等専門学校の図書施設は、平成 18 年 4 月に高等専門学校に専攻科が設置された際に大学レベルの蔵書に充実された。また、平成 18 年 4 月の本学の開学当初には、本学の専門分野に特化した専門書が 1,500 冊程度（うち外国書を半数）整備された。これ以後、毎年 1,600 冊程度の専門書等の図書を追加し、平成 24 年 5 月 1 日の段階で約 15,000 冊の蔵書がある。これらの蔵書は、日本十進分類法（NDC）により分類され、請求記号順に配架されている。加えて、随時、最新の情報を収集するため、専門書以外に複数の学術雑誌、国際会議論文集が整備され、さらに IEEE、ACM、Scopus、CiNii、日経テレコン 21、日経 BP 記事検索サービス、Zentralblatt MATH 等のオンライン DB の閲覧環境が整備されている。

図書館の運用は、専任の司書 2 名（平成 24 年 6 月より外部委託）及び高等専門学校の司書 2 名が担当しており、利用時間は、原則《資料 7－1－③－i》の表に示すとおりである。

本学の学生が活用する文献、雑誌（授業科目の教科書、参考書等）に関しては、本学専用の閲覧書架を設置し、一定の利用制限を行い、本学の学生及び教員の教育研究環境を確保している。また、首都大学東京図書情報センターとの相互利用を行い、研究環境の充実を図っている。

また、図書館では、新着図書、推奨図書、教科書、参考書等の情報を常時公開するためのブログを独自に開設している。

#### 《資料 7－1－③－i：図書館開館時間》

	開館時間【授業期間】	開館時間【休業期間】
月曜日～金曜日 (祝日を除く)	9 時～22 時	9 時～17 時
土曜日	9 時～17 時	閉館
日曜日、祝日	閉館	閉館

※休業期間の開館時間について、平成 24 年 8 月から、月曜日から金曜日は 9 時～22 時、土曜日は 9 時～19 時になる予定。

（『平成 24 年度産業技術大学院大学履修の手引き』 p32, 33 に掲載）

#### 【分析結果とその根拠理由】

図書室においては、本学における教育研究分野に対応した専門書や外国書、学術雑誌、国際会議論文集のほか、オンライン DB 等の整備がなされ、多様な学生が学習のために図書室を有効に活用できるように配慮されている。

観点7－1－④：自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

本学における学生の自主的学習環境としては、《資料7－1－①－i》にも示したとおり、本学専用の学生自習室を3室（257、258、259 自習室）および東京夢工房内の自習スペースがあり、PC、プリンタ、学生ロッカー等が設置されている。このうち、257自習室専用の貸し出しノートPCが用意されており、学生は事務室にて貸し出しを受けることができる。

本学は、社会人学生が多く在籍していることを考慮して、夜間（18:30～21:40）及び土曜日（10:30～18:00）にも多く授業を開講している。また、事務室、図書館、自習室等の開室時間は、授業開講時間及び社会人学生に対する教育上の配慮から、それぞれ《資料7－1－①－ii》、《資料7－1－③－i》、《資料7－1－④－i》のとおり設定されており、学生の勉学意欲に対応ができる体制を整備している。さらに、自習室および自習スペースに関しては、学生からの要望があれば、《資料7－1－①－iii》に掲げる要件を満たす場合に限り、平日、土曜日、日曜祝日ともに9～23時まで使用することが認められる。

また、本学では、e-Learningシステムを利用した講義支援を積極的に行っており、すべての講義はビデオ録画され、遠隔からの視聴が可能である。正規学生は、すべての講義のビデオを視聴することが可能であり、講義に関する質問の受付、演習課題の提出等も本システムを通じて行うことができる。教員が授業中に配布した講義資料の残部は、キャリア開発室内にあるレジュメボックスに保管されており、履修申請した学生のみが入手することができる。これらの方で、時間に制約のある社会人学生の自主的学習をサポートしている。

《資料7－1－④－i：事務室開室時間》

	開室時間【授業期間】	開室時間【休業期間】
月曜日～金曜日 (祝日を除く)	9時～22時	9時～17時45分
土曜日	9時～19時	閉室
日曜日、祝日	閉室	閉室

（『平成24年度産業技術大学院大学履修の手引き』p32に掲載）

【分析結果とその根拠理由】

各教室、自習室、図書館等のスペースは、社会人学生が多いという本学の特徴を踏まえた上で、学生の自主的学習の要請に応じ、夜間および休業期間においても、柔軟に開室時間を設けている。その他にも、講義支援システムの整備等により、時間に制約のある学生の自主的学習をサポートしている。

観点 7－2－①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

#### 【観点に係る状況】

学生による専攻の選択は、入試出願の段階で既になされている。志願者が専攻を選択する際の判断材料としては、本学ウェブサイトや大学院案内等の刊行物のほか、志願者を対象とした大学院説明会がある。大学院説明会においては、まず本学の紹介を行った後、各専攻に分かれて専攻の紹介や入試についての説明、キャンパスツアー、質疑応答等が行われている。

授業科目の選択については、年度初めに各専攻において、新入生ガイダンス（1年次の学生対象）及び在学生ガイダンス（2年次の学生対象）を実施している。これらのガイダンスにおいては、履修案内やシラバス等を活用しながら、カリキュラムについての説明が行われている。特に2年次に設置しているPBL型科目については、新入生ガイダンスでは主にPBLの配属決定方法について、在学生ガイダンスでは主にPBLの活動の進め方や成績評価方法について、それぞれ教員より説明を行っている。

また、PBLの配属決定に際しては、翌年度にPBL型科目を履修する予定である1年次の学生を対象として、12月～1月頃にPBL説明会を実施している。PBL説明書（PBL説明シート集）が学生に配布され、各PBLの担当教員により、プロジェクトの内容や目標、iPBLの活用方法等について説明がなされる。

これらの説明会で使用される資料は、ポータルサイトに掲示され、説明会に参加できなかった学生にも閲覧できるようになっている。さらに、情報アーキテクチャ専攻においては、説明会の模様を講義支援システムでいつでも見られるようにする等の試みがなされている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

授業科目や専攻の選択に際しては、各種の案内やガイダンス、ウェブサイトによって、十分な情報提供がなされており、それに基づいて選択がなされている。

観点 7－2－②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

「観点 5－5－②」において述べたとおり、本学では、入学予定者を対象としたプレスクール、新入生向けの施設・事務手続き等に関するガイダンス等を実施している。

また、専任教員が履修及び授業内容などに関する質問を受け付けるオフィスアワー、平成24年度より導入される担任制等によって、学習相談および助言が行われている。その他の学習支援体制については、メインキャンパスで開講されている授業をサテライトキャンパスでも受講することを可能とする遠隔授業、本学の全ての講義をビデオ録画して学外からの視聴を可能とする講義支援システム、録画された授業を e-Learning コンテンツとして卒業後10年間無料で視聴可能とする AIIT Knowledge Home Port 制度、創造技術専攻の自主トレ講座等がある。さらに、入学前に科目等履修生として習得した単位を卒業単位として認定することを可能とする AIIT 単位バンク制度、標準修業年限（2年）で修了することが困難な学生を対象とした長期履修制度などが行われている。

【分析結果とその根拠理由】

入学や履修にあたってのガイダンスの実施や、仕事等の理由で通常の授業履修および課程修了が困難な学生に配慮した様々な学習支援体制が設けられている。

観点 7－2－③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点 7－2－④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

該当なし

観点 7－2－⑤： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

「観点 5－5－②」に述べたとおり、生活や進路等に関する相談・助言体制としては、オフィスアワーがあり、各専任教員が授業期間中の所定の時間帯に、研究室で履修及び授業内容等に関する相談を受け付けている。

就職に関しては、学生の就職活動の支援のためにキャリア開発支援委員会を組織し、就職情報の提供、就職活動の指導等の支援を行っている。キャリア開発支援委員会では、首都大学東京・南大沢キャンパスの学生サポートセンターと連携し、就職情報の提供に努めている。その他、キャリアカウンセラーによる就職相談を行っている。

ハラスメントに関しては、セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントについての相談窓口および相談員を配置しており、相談体制を整備している。学生に対してはウェブサイトや冊子等の配布物により、連絡先を周知している。

健康面への対応としては、毎年1回、学生を対象とした定期健康診断を実施しており、受診費用は本学が負担するため、学生への負担はない。また、学校医による健康相談の実施や、応急処置講座の開講等も行われている。学生が教育研究活動中に被った災害に対して、必要な給付を行う災害補償制度である学生教育研究災害傷害保険があり、事務局にて随時加入することができる。

本学では、学内6か所の掲示板及びポータルサイト（グループウェア）の掲示板が整備され、上記事項のほかに、授業教室の臨時変更、休講情報、試験に関する連絡、大学から学生に対する告示、通知呼び出し等を行っている。ポータルサイトは学外からも参照できる（要ログイン）。

このほか、特に外国人留学生に対しては、住居の斡旋を行っている。また、日本に在留する外国人は、入国管理法、外国人登録法等の基本的な法令を遵守することが必要である一方で、母国との慣習の違い等が原因で必要な手続きを怠ったり、法令違反となるような行為により、強制退去等の結果を招く場合があるため、留学生の日常の状況を把握の上、必要な助言や月1回在籍確認等を実施している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する、基本的な相談・助言体制のほか、留学生等、生活面において特別な支援を必要とする学生に対して、支援体制が設けられている。

観点 7－2－⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

以下の奨学金制度を設けている。

① 日本学生支援機構奨学金

人物・学業ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により修学が困難であると認められる学生について大学が推薦し、日本学生支援機構で選考のうえ、貸与される。

② 公立大学法人首都大学東京大学院研究支援奨学金

本学学生のうち成績が優秀な者や、学内外で顕著な業績をあげ大学院の発展に寄与している者に対して与えられる給付型の奨学金であり、毎年1度募集を行い、奨学生には26万円が支給される。

③ キャリアアップ応援奨学金

提携金融機関による学費立替払い型奨学金制度であり、申請、契約後、提携金融機関が学費の立替払いを行う。

④ 再チャンレンジ応援奨学金

社会人の学び直しを応援する公立大学法人首都大学東京独自の奨学金制度であり、本学の正規課程の入学者のうち、就労経験を有する25～34歳の者を対象としている。

⑤ 高度産業人材を目指す若者を応援する公立大学法人首都大学東京独自の奨学金制度であり、東京都立産業技術高等専門学校専攻科の修了生を対象としている。

⑥ その他の奨学金制度

地方公共団体や各種法人の奨学金等があり、各種団体からの募集の都度、ポータルサイト等に掲示される。

以下の授業料等減免制度を整備している。

① 経済的理由による授業料の免除・減額（日本人学生対象）

経済的理由により授業料の納付が極めて困難な学生について、前期（第1・2クオータ）・後期（第3・4クオータ）ごとに申請に基づき免除・減額を行う。（免除：全額免除、減額：半額免除）

② 留学生の授業料の免除・減額（留学生対象）

留学生の修学援助のため、前期（第1・2クオータ）・後期（第3・4クオータ）ごとに申請に基づき免除・減額を行う。（免除：全額免除、減額：半額免除）

③ 経済的理由による授業料の分納

経済的理由により各期の授業料の一括納付が困難な学生について、前期（第1・2クオータ）・後期（第3・4クオータ）ごとに申請に基づき授業料を3回の分割納入にする。

④ AIIT 単位バンク制度利用者を対象とした授業料の免除・減額

本学において科目等履修生として単位を修得後に、本学に正規の学生として入学した学生について、既修得単位に応じて授業料を免除・減額する。

上記の他、本学の正規課程を修了した者について、以下の制度が適用される。

○ 教育訓練給付金制度

一定の条件を満たす雇用保険の一般保険者（在職者）または、一般被保険者であった者（離職者）が本学の産業技術研究科（情報アーキテクチャ専攻・創造技術専攻）に正規学生として入学し、所定の教育課程を修了し、ハローワーク（公共職業安定所）へ申請した場合、教育訓練給付金が支給される（最大10万円）。

【分析結果とその根拠理由】

経済面について支援を必要とする学生に向けて、各種の奨学金および授業料減免制度等が設けられ、活用されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. 施設・設備については、社会人学生等、時間に制約のある学生に配慮して、夜間の利用について柔軟に対応している（「観点7－1－②～④」）。
2. 各種のガイダンスやプレスクール、オフィスアワー等の実施を通じて、多様な学生に向けた学習支援を行っている（「観点7－2－①、②」）。

【改善を要する点】

該当なし

## 基準8 教育の内部質保証システム

### (1) 観点ごとの分析

観点8－1－①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

#### 【観点に係る状況】

本学では、学内外の関係者が構成する組織によって、定期的に本学の教育活動等に関する点検・評価が行われている。

東京都の附属機関である東京都地方独立行政法人評価委員会（公立大学分科会）は、法人に対して地方独立行政法人法第28条に定める業務実績評価（公立大学法人評価）を行っている《資料8－1－①－i》。評価結果（業務実績評価書）は、広く公表されるとともに都議会にも報告される。業務実績評価とは、法人の設立団体（東京都）の資源配分や政策判断のため、また、法人の業務の公共性・透明性を担保するために行われる評価である。評価の対象である法人の業務の中には、本学の業務が含まれることから、本学の業務も評価対象となる。公立大学法人の場合、設立団体（都）が法人の意見に配慮した上で策定する6年間の中期目標（都議会の議決が必要）を受け、法人が6年間の中期計画を作成して東京都知事の認可を受けることとされている。

さらに、毎年度、年度計画を作成して都知事へ届け出ている。各年度の終了時には、年度計画の項目ごとに達成状況を自己評価し、その時点における中期計画の実施状況を報告する『業務実績報告書』を作成して評価委員会に提出し、評価を受けることとなる。『業務実績報告書』のうち、本学に関する項目については、本学の学内関係委員会の意見を踏まえて、自己点検・評価を行った上で、報告書の原案を作成し、本学の「自己点検・評価委員会」がとりまとめ、本学の「教育研究審議会」で審議している。この『業務実績報告書』作成に伴う自己点検・評価の過程で明らかになった課題や、評価委員会による評価結果に対する対応が必要と判断した場合、改善計画を作成して改善を進め、その翌年度の業務実績報告書に改善状況を記載し、また、その翌々年度の年度計画に反映させることになる。《資料8－1－①－ii》に、年度計画に係る業務実績評価に関する流れを示し、《資料8－1－①－iii》に、平成23年度業務実績評価に関する学内の各種委員会の活動実績を示す。

FD委員会では、高度専門技術者を育成するための教育の質を保証するための各種のFD活動（点検・評価等）を行う。具体的には、本学のFD活動をまとめた『FDレポート』の作成及び発行や、教員の授業内容・方法の改善のため、定期的にFDフォーラムを開催している。また、学生の理解度を確認するとともに、教育内容・方法の改善のため、学生に対して授業評価アンケートを実施している。教員はこのアンケート結果に基づいて授業を改善するためのアクションプランを作成している。

また、法令によって、専門職大学院は7年に1回の機関別の認証評価と、5年に1回の分野別の認証評価を受ける必要があることから、本学では、認証評価を受ける必要がある年度には、認証評価検討委員会を設置し、認証評価のための『自己評価書』の作成等、認証評価に対処している。

さらに、平成23年度からは、教育改善検討WGを設置し、自己評価書の作成を行うと同時に、自己評価書作成過程において、本学の教育に関する事項について、見直しおよび改善を行っている。たとえば、各授業科目のシ

ラバスについて、その科目を履修することによって獲得することができるコンピテンシーの度合を記載する等の取組を行っている。

これらの教育点検のための組織は、中期あるいは年度単位で、教育点検システム自体の改善にも取り組んでいる。これらの組織では、年度毎に前年度の活動（教育システムの点検・評価及び改善のための PDCA）に関して、問題点、改善点を記録し、次年度の改善に結び付けるように運用されている。要するに、教育点検システムに関する PDCA を実行している。また、中期的にも、教育点検システム自体の PDCA を実行する取り組みが行われる。文部科学省の平成 20～21 年度「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」による「教育の質を保証する効果的な FD の取組」の中では、授業改善の PDCA 自体を改善するための取り組みが行われた。

#### 《資料 8－1－①－i：地方独立行政法人法（抜粋）》

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

**第二十八条** 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

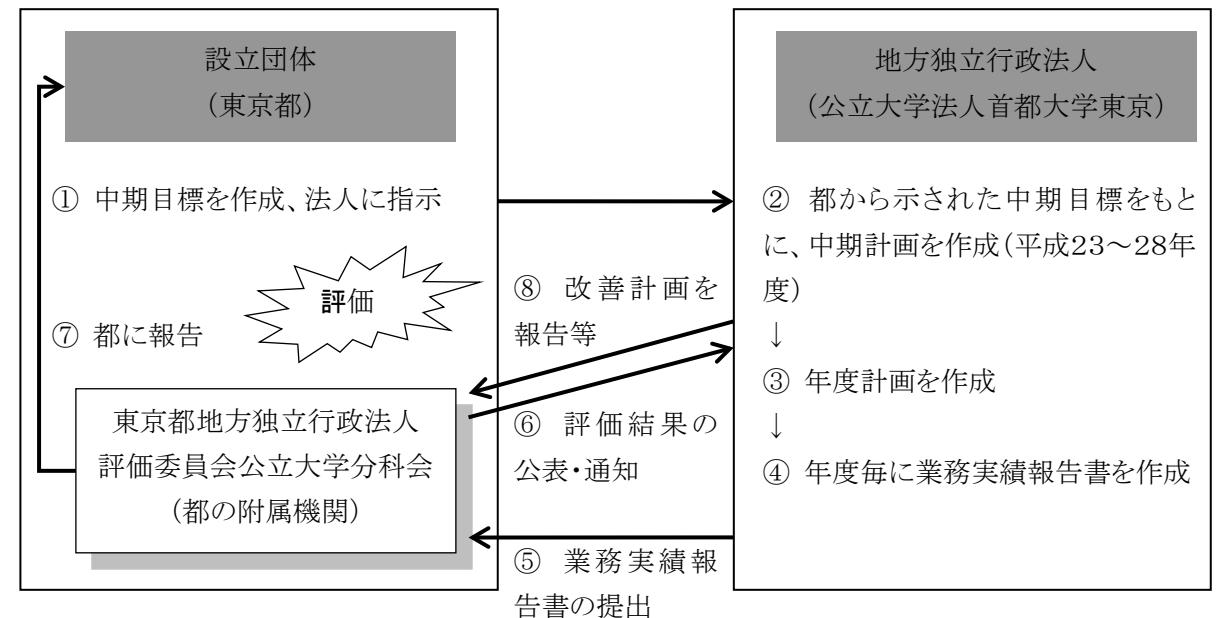
2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

#### 《資料 8－1－①－ii：年度計画に係る業務実績の評価に関する流れ》



## 《資料8－1－①－iii：平成23年度業務実績評価に関する活動実績》

日程	活動内容
平成23年12月26日	法人経営企画室より業務実績報告書の作成依頼
平成24年2月 8日	自己点検・評価委員会開催（平成23年度業務実績報告書の作成について審議）
（）	事務局でたたき台（案）を作成後、学内にて審議し、学長に報告
平成24年2月24日	平成23年度業務実績報告書たたき台を企画課に提出
（）	学内及び法人経営企画室と調整後、学長に報告
平成24年5月 9日	教育研究審議会（平成23年度業務実績報告書たたき台の報告）
（）	意見の出た項目について、事務局で集約の上、変更点等について学内及び法人経営企画室と調整
平成24年5月28日	自己点検評価委員会開催（平成23年度業務実績報告書（案）を審議）
（）	学長に報告後、法人経営企画室へ平成23年度年業務実績報告書（学長案）を提出
平成24年6月13日	教育研究審議会（平成23年度業務実績報告書（学長案）を審議）
平成24年6月 22日	経営審議会（平成23年度業務実績報告書（最終案）を審議）
平成24年6月29日	東京都総務局首都大学支援部へ提出

## 【分析結果とその根拠理由】

本学では、学内外の関係者が構成する組織によって、定期的に本学の教育研究活動等に関する点検・評価が行われており、それに基づいた改善が実施されている。

**観点 8－1－②：** 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

本学の運営委員会の1つであるFD委員会は、「観点6－1－②」でも述べたとおり、クオータごとに「学生による授業評価」アンケートを実施し、本学で行われている授業に対する学生の意見を聴取している。「学生による授業評価」アンケートは、各専攻における1年次の授業に加え、PBL科目である、2年次の情報システム学特別演習及びイノベーションデザイン特別演習について行われている。アンケート結果は、半期に一度刊行されるFDレポートにて報告され、各授業科目担当教員によるアクションプランの作成等を通じ、授業の改善に役立てられている。また、本アンケートについても、学生の意見・要望を随時受け付けており、オンラインシステムの導入等、アンケート方法の改善が行われている。

教員については、教授会や各専攻において開かれる専攻会議、教員が委員として出席するその他各種の運営委員会等の場において教育活動に関する意見交換を行う形で意見聴取が行われており、そこで出された意見は、教育の質の向上や改善に向けた検討に活かされている《資料8－1－②－i》。また、事務職員についても、部課長が参加する企画会議や課内での打合せにおいて意見が聴取されている《資料8－1－②－ii》。

《資料8－1－②－i：平成24年度 運営委員会一覧》

名称（法人設置の委員会等）	委員等	事務局	開催時期（原則）
セクハラ・アカハラ防止委員会産技大分会	研究科長、管理部長	人事課	随時
知的財産委員会	産業技術研究科1名	産学公連携センター	随時
人事委員会	研究科長、OPⅠ長、管理部長	人事課	随時
名称（本学設置の委員会等）	委員等	事務局	開催時期（原則）
広報委員会	各専攻につき1名の教員、管理課長	産技大管理課 (教務学生入試係)	毎月第2火曜
研究費評価・配分委員会	研究科長、管理部長	企画財務課	随時
教務学生委員会	各専攻につき1名の教員、管理課長	産技大管理課 (教務学生入試係)	毎月第2火曜
入試委員会	研究科長、各専攻の授業を担当する教員の代表者1名、その他研究科長が指名する者	産技大管理課 (教務学生入試係)	毎月第2火曜
自己点検・評価委員会	各専攻につき1名の教員、管理課長	産技大管理課 (企画担当)	随時
FD委員会	各専攻につき1名の教員	産技大管理課 (教務学生入試係)	毎月第2火曜
オープンインスティテュート企画経営委員会	OPⅠ長、各専攻につき1名の教員、管理課長、その他学長が指名する教職員	産技大管理課 (OPⅠ担当)	毎月第1水曜
施設・設備委員会	各専攻につき1名の教員、管理課長	産技大管理課 (庶務・会計係)	毎月第2水曜
キャリア開発支援委員会	各専攻につき1名の教員、管理課長	産技大管理課 (教務学生入試係)	毎月第2火曜

《資料8－1－②－ii：産業技術大学院大学企画会議設置要綱（抜粋）》

（目的）

第1 この要綱は、産業技術大学院大学企画会議の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（企画会議の設置）

第2 産業技術大学院大学の運営に関する重要な事項について、連絡調整を行う場として、産業技術大学院大学企画会議（以下「企画会議」という。）を置く。

（企画会議の組織及び運営）

第3 企画会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 両専攻長
- (4) オープンインスティテュート長
- (5) 附属図書館長
- (6) 管理部長
- (7) 管理部管理課長

2 企画会議は、学長が招集、主宰する。

3 企画会議の庶務は、管理部管理課において行う。

【分析結果とその根拠理由】

授業科目において、授業評価アンケートに組織的に取り組んでおり、調査結果は教職員や学生にフィードバックしている。

このほか教職員については、教授会や各種の運営委員会等の場における意見交換の形で意見聴取が行われており、教育の改善の検討に活かされている。

これらのことから大学の構成員の意見が聴取され、教育改善に適切に活かされている。

**観点 8－1－③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

**【観点に係る状況】**

本学では、産業界の意見を本学の教育研究内容に反映したり、また産業界と連携して教育研究を効果的に実践したりするために、本学が人材育成を行う産業分野の専門家、企業の経営者等の学外委員から構成される運営諮問会議を設置している《資料 5－4－③－ii》。運営諮問会議からは、産業界からみた本学の教育研究体制、運営体制、本学教育カリキュラムの妥当性、卒業生のキャリアパス、教員の研修、PBL プロジェクトの共同開発等の本学教育運営体制に関する広範な課題等に関する答申が提出される。提出された答申は、本学の中期計画、年度計画に反映されている。

また、PBL 型教育に産業界等の意見を取り入れ、専門職大学院として相応しい教育内容とするため、PBL 検討部会を設置している《資料 8－1－③－i》。PBL 検討部会では、本学での PBL 型教育におけるテーマの共同開発、運営、指導に関すること等、PBL 型教育に関し必要なことについて議論がなされている。

さらに、PBL に関しては、より学外からの意見を取り入れるため、PBL の活動状況について第三者からの助言を受ける、外部レビュー制度を平成 23 年度に創設した。

**《資料 8－1－③－i：産業技術大学院大学 PBL 検討部会 設置要綱（抜粋）》**

**(目的)**

第1条 産業技術大学院大学（以下、「本学」という。）における PBL 教育に産業界等の意見を取り入れ、専門職大学院として相応しい教育内容とするため、PBL 検討部会（以下、「部会」という。）を設置する。

**(部会の役割)**

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学での PBL 教育におけるテーマの共同開発、運営、指導に関すること
- (2) PBL 外部レビュー制度の運営、PBL 認定登録外部評価者の選出に関する事
- (3) その他 PBL 教育に関し必要なこと

**(部会の構成)**

第3条 部会は、次の各号の委員をもって構成する。また、研究科長は、これ以外にオブザーバを加えることができる。

- (1) 運営諮問会議メンバー企業から学長が指名する者
- (2) PBL 運営部会委員
- (3) その他研究科長が指名する者

**【分析結果とその根拠理由】**

運営諮問会議や PBL 検討部会における議論を通じて、教育内容や大学運営全般について、産業界等の意見を取り入れている。

**観点8－2－①：** ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

本学の運営委員会の1つであるFD委員会は、産業技術大学院大学の教育機関としての機能の充実と、教員の教育能力の向上を図るために全学的に取り組むことを目的として設置されている（「観点2－2－①」）。FD委員会は、教員の授業内容・方法の改善のため、定期的にFDフォーラムを開催している《資料8－2－①－i》。また、学生による授業評価アンケートの実施と、その結果に基づくアクションプラン作成の主導、本学のFD活動をまとめた『FDレポート』の作成及び発行等を行っている。

さらに、文部科学省の平成20～21年度「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に本学及び神戸情報大学院大学が提案した「教育の質を保証する効果的なFDの取組」が採択され、FD活動の改善に関する各種の取組が行われた《資料8－2－①－ii》。

《資料8－2－①－i：FDフォーラムの開催実績》

	開催日	講師・内容
第1回	2006年11月7日	早稲田大学名誉教授 北陸先端科学技術大学院大学名誉教授 示村 悅次郎 『学生に点火するのは貴方だ』
第2回	2007年2月27日	日本アイ・ビー・エム株式会社 SW事業・ソリューション推進部長 仲田 聰 『答申についてのプレゼンテーション』
第3回	2007年10月3日	情報処理学会 フェロー 神沼 靖子 『大学教育のためのFaculty Development』
第4回	2008年2月26日	新日鉄ソリューションズ株式会社 常務取締役 大力 修 『人材育成のための産学官連携のあり方』
第5回	2008年8月5日	文部科学省 宇宙開発委員会 委員 池上 徹彦 『専門職大学院大学における教育のあり方と教員に求められるスキル』
第6回	2009年6月4日	筑波大学大学院 システム情報工学研究科 コンピュータサイエンス専攻 教授 駒谷 昇一 『筑波大先導的ITでのFDの取り組み』
第7回	2009年11月20日	株式会社日本経済新聞社 客員コラムニスト 西岡 幸一 『専門職大学院大学に望むこと』
第8回	2010年9月16日	『専門職大学院における教育の実践 —学生の視点に立ったFD活動—』
第9回	2010年12月22日	株式会社東芝 デザインセンター センター長 井上 雅弘 『企業が求める人材像・大学院教育に期待するもの』
第10回	2011年8月2日	『平成22年度専門職大学院認証評価の実施結果を受けて』
第11回	2012年2月23日	『本学におけるグローバル人材の育成』

《資料8－2－①－ii：「教育の質を保証する効果的なFDの取組」に係る活動》

□ FD企画推進会議（毎月開催）

補助事業の企画運営を総括する会議を毎月開催し、事業の推進を総括管理するとともに、産業界の連携機関（富士通株式会社、日本電気株式会社）から産業界の意見を取得し、産業界と連携したFD活動の仕組みの構築を目的として開催した。

□ FD研修会（計4回開催）

教員が日常的に技術動向や産業を取り巻く状況変化を理解し、自らの教育に生かすために効果的な授業設計を支援するため、FD研修会を企画・開催した。

□ FD国際シンポジウム（計3回）

FD活動の成果を公開し、広く意見交換することで、ほかの大学等のFD活動との比較・検討を行うため、FDシンポジウム開催した。

□ FD支援システムの設計・開発

本学では、授業改善のPDCAサイクルを効果的に実行するため、学生による授業評価システム（携帯電話対応、多段階の意見収集対応）、教員相互の授業参観のための授業動画コンテンツの活用（iPhone等の携帯端末対応）、授業設計のための遠隔会議システムを設計・開発した。神戸情報大学院大学では、学生が獲得する知識、スキル、業務遂行能力等を管理するポートフォリオシステムを設計・開発した。

□ 国内調査

東海大学、琉球大学、熊本大学、名古屋大学、公立はこだて大学等、特徴あるFD活動を行っている大学を訪問し、情報を収集した。

【分析結果とその根拠理由】

FD委員会を中心となって、本学のファカルティ・ディベロップメントに関する様々な取組がなされている。

**観点 8－2－②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。**

**【観点に係る状況】**

教育活動を支援する職員に対しては、公立大学法人首都大学東京が「人材育成プログラム」に基づき、年度ごとに職員研修実施計画を策定し、職層教育等のスタッフ・ディベロップメントの機会を設けている。特に平成 19 年度からは、新任職員を対象に「FD・SD セミナー」を毎年行っている《資料 8－2－②－i》。

また、意欲ある職員の資質向上を目指し、職員を公立大学協会や一般社団法人日本能率協会（JMA）等、他機関が実施する研修に派遣している。

**《資料 8－2－②－i：平成 24 年度 FD・SD セミナーの概要》**

首都大学東京 FD・SD セミナー		対象	採用 1 年目正規職員 <悉皆> 任用 1 年目常勤契約職員【事務・司書】(内部登用者) <悉皆>※午後のみ 転入 1 年目都派遣職員(主任・主事) <悉皆>※午後のみ 全職員 <希望制>※午後のみ
		日程	5月 31 日(木) 終日
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○首都大学東京が抱える課題や大学教育のあり方、今日の学生実態への理解を深める。</li> <li>○職員の資質、能力の向上を図る。</li> <li>○教職員の一体感を醸成する。</li> </ul>		
こんな人に…	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現状、首都大学東京の教學に関する知識を深めたい。</li> <li>○教職員間の交流を深めたい。</li> </ul>		
研修内容	<p>【過去実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高等教育の役割と課題：グローバリゼーション・人材育成・質保証</li> <li>○首都大学東京はどこに向かうのか</li> <li>○首都大学東京の教養教育の仕組みと見直しの方向性</li> <li>○昨今の学生相談・学生支援の現状 等</li> </ul>		
過去受講者の感想	<p>○普段の業務では教員と関わる機会があまりないため、今回のセミナーで、先生方とお話しでき、考えておられることを伺うことができて良かったです。</p> <p>○日常の業務とは別に高い視点から本学を見つめ直す機会になりました。また、普段接することのない教員の方とお話しする良い機会となりました。</p> <p>○研修を通して、首都大学東京について、第一期中期目標の評価、現在置かれている第二期中期目標の内容を勉強することができました。教養教育の仕組みと見直しの方向性は、学生の為にどういった教育をすればいいのか具体的でわかりやすかったです。ワークショップでは、教員・職員で様々な意見が出て有意義な研修でした。</p>		
備考	<p>※今年度より、宿泊なしの研修に変更。</p> <p>※セミナー終了後、懇親会を予定しています。</p>		

**【分析結果とその根拠理由】**

教育活動を支援する職員に対し、「人材育成プログラム」に基づき、年度ごとに職員研修実施計画が策定され、各種の研修が実施されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学の教育活動については、東京都や産業界等の学外関係者の意見、各種運営委員会や大学構成員の意見を聞き、反映する仕組みが整備されている。

【改善を要する点】

該当なし

## 基準 9 財務基盤及び管理運営

### (1) 観点ごとの分析

観点 9－1－①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

#### 【観点に係る状況】

本学の設置者は、地方独立行政法人法に基づき東京都が設立団体となって設立した公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）である《資料 9－1－①－i》。

法人の教育研究に必要な土地・建物については、原則として設立団体である東京都から出資を受けている。土地・建物のうち、当該施設が他の東京都の施設と共に用である場合には、東京都から無償貸付または使用許可を受けている。平成 22 年度末時点における法人全体の資産は、固定資産及び流動資産の合計額 143,818,666 千円である。負債は、固定負債及び流動負債の合計額 18,826,039 千円であり、うち 11,423,471 千円が、法人が固定資産を承継・取得した場合に当該資産の見返りとして同額を負債に計上し、減価償却処理により費用が発生する都度、取崩して収益化する、資産見返負債となっている《資料 9－1－①－ii, iii》。

各業務年度における法人全体の「事業年度財務諸表」については、東京都知事の承認を得た後に、法人ウェブサイトで公開されている《資料 9－1－①－iii》。

なお、本学では、予算執行単位として法人より予算の配分を受けて執行しており、法人の決算報告に向けて、予算の執行状況を、法人の予算責任者である経営企画室長に行うこととされている《資料 9－1－①－iv, v》。このような仕組みを背景として、平成 22 年度末時点における本学単独での資産は、528,389 千円となっており、負債については、計算上、1,067,863 千円のマイナスとなっている。なお、この負債合計額から、公立大学法人会計特有の会計処理のために計上される、実質的な負債ではない勘定科目（資産見返負債、運営費交付金債務）を除いた実質的な負債部分を算出すると、その合計額は 253,392 千円である《資料 9－1－①－vi》。

#### 《資料 9－1－①－i：公立大学法人首都大学東京定款（抜粋）》

##### （目的）

第 1 条 この公立大学法人は、大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活及び文化の向上に寄与することを目指す大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することを目的とする。

##### （名称）

第 2 条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）とする。

##### （大学等の設置）

第 3 条 法人は、第 1 条の目的を達成するため、首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校を設置する。

## 《資料 9－1－①－ii：各事業年度の財務の概要（法人全体）》

(単位：千円)

年度	固定資産	流動資産	資産合計	固定負債	流動負債	負債合計	資本合計
17	74,907,750	5,522,295	80,430,046	6,998,782	2,976,601	9,975,383	70,454,662
18	74,487,327	8,507,123	82,994,451	9,167,532	5,526,440	14,693,972	68,300,478
19	72,896,537	10,517,880	83,414,418	10,647,357	5,853,109	16,500,467	66,913,951
20	128,334,049	12,218,069	140,552,119	11,732,601	6,826,589	18,559,191	121,992,927
21	130,330,062	12,112,392	142,442,454	12,596,582	6,558,311	19,154,894	123,287,560
22	132,722,112	11,096,554	143,818,666	12,479,901	6,346,138	18,826,039	124,992,627

## 《資料 9－1－①－iii：平成 22 事業年度財務諸表》

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h22/2721.html?d=assets/files/download/finance/zaimusyouyou\\_H22.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h22/2721.html?d=assets/files/download/finance/zaimusyouyou_H22.pdf)

《資料 9－1－①－iv：公立大学法人首都大学東京会計規則（抜粋）》

平成 17 年法人規則第 44 号  
制定 平成 17 年 4 月 1 日

(予算の目的)

第 7 条 予算とは、事業年度における法人の業務運営に関する計画を計数化したものであり、法第 27 条第 1 項に規定する年度計画に記載されるものをいう。

(予算責任者)

第 8 条 予算責任者は、理事長の統括のもと、前条に定める予算の編成、配分、執行管理等の事務を行う。

2 予算責任者は、別に定める。

(予算執行単位及び予算管理者)

第 9 条 予算執行単位とは、法人において予算の配分を受け、管理及び執行する組織の区分をいう。

2 前項の予算執行単位毎に予算管理者を置く。

3 法人の予算執行単位及び予算管理者は、別に定める。

4 予算管理者は、予算責任者の統括のもと、所掌の予算執行単位における第 1 項の事務を行う。

(予算の編成)

第 10 条 理事長は、あらかじめ経営審議会の議を経て予算編成方針を策定し、それに基づき予算案を作成する。

2 理事長は、作成した予算案について経営審議会による議を経て、予算を決定する。

(予算の配分)

第 11 条 理事長は、各予算執行単位の予算を予算管理者に配分する。

2 前項に規定する予算配分は、運営状況に応じて変更することができる。

3 理事長は、前項の予算配分の変更を行ったとき、法人の経営に特に影響があると認められる場合は、経営審議会に報告しなければならない。

(予算の執行)

第 12 条 予算管理者は、配分された予算に基づき予算を執行する。

2 予算管理者は、配分された予算を超えて執行しようとするときは、別に定める手続によらなければならぬ。

3 予算管理者は、管理簿によって、所管の予算執行単位における予算の執行状況を常に明らかにしなければならない。

(執行結果の報告)

第 15 条 予算責任者は、予算執行の結果を理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項に基づき報告された執行結果に基づき、法第 34 条第 2 項に定める決算報告書を作成する。

3 決算報告書は、経営審議会の議を経て決定する。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/28/105.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/17-044\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/28/105.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/17-044_23.pdf)

## 《資料9－1－①－v：公立大学法人首都大学東京予算管理規程（抜粋）》

## (予算責任者)

第2条 会計規則第8条第2項に定める予算責任者は、経営企画室長とする。

## (予算執行単位及び予算管理者)

第3条 会計規則第9条第3項に定める予算執行単位及び予算管理者は、別表のとおりとする。

## (予算執行単位への予算配分)

第7条 理事長は、会計規則第10条第2項の規定により予算を決定したときは、速やかに各予算執行単位に予算の配分を行い、当該事業年度開始前までに、その内容を予算管理者に通知しなければならない。

2 理事長は、追加の予算措置に備えるため、予算の一部を留保することができる。

## (予算執行単位における執行報告)

第14条 会計規則第15条第1項の報告のため、予算管理者は、所管の予算執行単位における予算の執行結果を、予算責任者に、その指定する期日までに報告しなければならない。

別表1（第3条関係）（抜粋）

予算執行単位	予算管理者
産業技術大学院大学	産業技術大学院大学管理部管理課長

## 《資料9－1－①－vi：平成22事業年度の財務の概要（産技大のみ）》

(単位：千円)

年度	固定資産	流動資産	資産合計	固定負債 (うち資産見返負債)	流動負債 (うち運営費交付金債務)	負債合計 (うち実質的な負債でない科目)	資本合計
18	340,489	3,071	343,560	75,514 (73)	247,306 (0)	322,820 (73)	20,740
19	571,040	30,372	601,412	43,449 (▲14,216)	390,287 (0)	433,736 (▲14,216)	167,676
20	570,045	11,794	581,839	64,807 (▲13,710)	▲253,953 (▲418,057)	▲189,146 (▲431,767)	770,985
21	706,294	15,138	721,432	91,675 (▲45,798)	▲560,099 (▲831,093)	▲468,424 (▲876,891)	1,189,856
22	525,975	2,414	528,389	▲38,748 (▲78,245)	▲1,029,115 (▲1,243,011)	▲1,067,863 (▲1,321,256)	1,596,252

**【分析結果とその根拠理由】**

公立大学法人首都大学東京の資産は、法人化に伴い東京都から出資された資産を中心に構成されており、安定した教育研究活動を遂行できる規模を充分に有している。また、債務は、主に公立大学法人会計特有の会計処理により計上される、返済を伴わない資産見返負債などから構成されており、過大ではない。

こうした背景により、法人より予算の配分を受けて運営されている本学についても、目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有し、債務についても過大ではないということができる。

**観点 9－1－②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。**

**【観点に係る状況】**

公立大学法人首都大学東京の主な経常的収入は、東京都からの運営費交付金及び施設費補助金、授業料収入・学生納付金等の自己収入及び外部資金から構成されている。平成 22 年度では、運営費交付金及び施設費補助金が約 7 割、自己収入が約 2 割であり、過去 6 年間の収入実績は、《資料 9－1－②－i》のとおりである。なお、運営費交付金のうち、法人の経常的な大学運営に係る事業費として財源措置が行われる標準運営費交付金については、使途を特定せずに交付されることから、経営努力によって予算執行を抑制し、その結果発生した利益金を「目的積立金」として積み立てることが可能である。各年度の経常的収入については、決算報告書に記載され、法人ウェブサイトにて公開されている《資料 9－1－②－ii》。

本学単独でみた収入実績は、《資料 9－1－②－iii》に示すとおりである。また、このほかに、第二期中期計画期間（平成 24 年度から平成 28 年度まで）においては、国際化のための目的積立金である「国際化ファンド」が本学に配分されている。

また、科学研究費補助金やオープンインスティテュート（OPI）における共同研究・受託研究等、外部資金についても、継続的な確保に努めている《資料 9－1－②－iv、v》。

**《資料 9－1－②－i：各年度における収入実績（法人全体）》**

(単位：百万円)

科目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
運営費交付金	15,127	16,636	14,378	16,545	16,489	16,223
施設費補助金	37	189	1,296	3,085	3,170	3,704
授業料収入・入学検定料収入	4,789	4,826	5,004	5,518	5,597	5,844
その他の自己収入	131	211	241	351	260	298
外部資金収入	822	1,375	1,352	1,812	2,067	1,972
目的積立金取崩	0	0	0	717	1,035	404
合計	20,906	23,237	22,271	28,028	28,618	28,444

**《資料 9－1－②－ii：平成 22 事業年度決算報告書》**

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h22/2724.html?d=assets/files/download/finance/3\\_22FY\\_ReportOnFinalAccounts.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h22/2724.html?d=assets/files/download/finance/3_22FY_ReportOnFinalAccounts.pdf)

## 《資料9－1－②－iii：各年度における収入実績（産技大のみ）》

(単位：千円)

科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
運営費交付金	807,581	737,719	864,316	846,253	826,550
施設費補助金	0	0	0	0	0
授業料収入・入学検定料収入	38,065	67,865	96,966	126,554	139,372
その他の自己収入	22,508	3,652	695	3,014	9,386
外部資金収入	0	0	0	69,872	62,754
目的積立金取崩	0	0	0	0	0
合計	868,154	809,236	961,977	1,045,693	1,038,062

## 《資料9－1－②－iv：科学研究費補助金の採択状況》

年度	採択件数(うち新規採択)	交付内定金額合計(千円)
平成18年度	2件(1件)	9,130
平成19年度	2件(1件)	7,880
平成20年度	10件(6件)	16,177
平成21年度	8件(2件)	16,966
平成22年度	9件(6件)	19,630
平成23年度	8件(1件)	16,250

## 《資料9－1－②－v：OPI連携事業数・外部資金獲得額推移》

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
件数 (件)	7	8	16	15	23	16
金額 (千円)	4,500	4,775	47,304	31,703	66,400	59,325

## 【分析結果とその根拠理由】

経常的収入は、東京都運営費交付金を中心として、学生納付金、外部資金等の安定的な収入を確保していることから、大学の目的にあつた教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。また、外部資金についても、安定的な確保を図っている。

観点 9－1－③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

公立大学法人首都大学東京の収支に係る計画は、中期計画及び年度計画において定められている。中期計画においては、平成 23 年度から平成 28 年度までの 6 ヶ年の予算、収支計画及び資金計画が策定され、年度計画においては、当該年度の予算、収支計画及び資金計画を策定されている。

各年度における収支予算計画の策定に当たっては、まず、法人の理事長が経営審議会の審議を経て定めた予算編成方針に基づき、法人内各執行単位の予算管理を所掌する予算管理者は、所管事業に要する経費を見積る。理事長がこの予算の見積もりを踏まえて最終的な予算案を作成し、経営審議会の審議を経て予算を決定・配分している《資料 9－1－①－iv》。なお、本学では、予算管理者である管理課長を中心として予算の見積もりを作成した後、法人の経営企画室へ提出することとなっており、最終的な予算案は本学を含む法人全体の予算の見積もりが勘案されたうえで作成されている。

また、中期計画は東京都知事の認可を受けて策定されており、年度計画については知事に届け出ている。これらの計画は、ウェブ上でも公開され、学内外に周知されている《資料 9－1－③－ii》。

《資料 9－1－③－ii：中期計画及び年度計画》

中期計画：

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/guideline/middle\\_plan/2nd/2582.html?d=assets/files/download/guideline/253/2303\\_ninka\\_2.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/guideline/middle_plan/2nd/2582.html?d=assets/files/download/guideline/253/2303_ninka_2.pdf)

平成 24 年度計画：

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/guideline/year\\_plan/2nd/2989.html?d=assets/files/download/guideline/254/24nendokeikaku.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/guideline/year_plan/2nd/2989.html?d=assets/files/download/guideline/254/24nendokeikaku.pdf)

【分析結果とその根拠理由】

収支に係る計画が中期計画、年度計画において定められており、これらの情報がウェブサイトに公開されている。以上のことにより、大学の目的を達成するための活動に係る財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等を策定し、広く一般に公開しているということができる。

観点9－1－④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

公立大学法人首都大学東京における、平成17年度から平成23年度までの収支状況を《資料9－1－④－i》に示した。平成22年度における収支状況は、経常収益25,282百万円に対して経常費用23,811百万円であり、経常利益は1,471百万円である。臨時損失及び臨時利益を加減した当期総利益は1,421百万円である。また、本学単独でみた収支状況は、《資料9－1－④－ii》に示すとおりである。各事業年度の収支情報は財務諸表としてウェブサイトで公表している《資料9－1－①－iii》。

《資料9－1－④－i：各年度における収支状況（法人全体）》

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常費用	18,520	18,671	19,508	24,054	24,230	23,811
経常収益	21,473	20,723	20,749	25,435	25,439	25,282
経常利益	2,953	2,051	1,241	1,381	1,209	1,471
臨時損失	1,171	385	47	398	752	353
臨時利益	1,171	392	15	260	612	82
目的積立金取崩額	0	12	106	170	199	220
当期総利益	2,953	2,070	1,315	1,413	1,269	1,421

《資料9－1－④－ii：各年度における収支状況（産技大のみ）》

(単位：千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常費用	283,490	411,125	970,026	1,001,255	979,764
経常収益	761,048	673,112	1,026,769	1,067,623	1,060,718
経常利益	477,558	261,987	56,743	66,368	80,954
臨時損失	0	0	0	0	397
臨時利益	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0
当期総利益	283,490	261,987	56,743	66,368	80,557

【分析結果とその根拠理由】

各年度において当期総利益を計上していることから、計画に沿った経費執行が適切に行われており、支出超過とはなっていない。

観点 9－1－⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

公立大学法人首都大学東京の予算は、基本的に「観点 9－1－③」にて述べた流れで決定され、各執行単位へ配分されており、教育研究活動に必要な経費については、法人全体として一定額が確保されるよう配慮されている《資料 9－1－⑤－i》。

本学の教育研究活動に必要な経費のうち、法人の一般財源から措置される一般財源研究費は、基本研究費と傾斜的研究費に区分されている《資料 9－1－⑤－ii》。このうち、傾斜的研究費については、本学の特徴をアピールし、その強みを発展させる研究に重点的に配分する全学分傾斜的研究費と、部局として研究を活性化するために用いる部局分傾斜的研究費とに区分して配分されている《資料 9－1－⑤－iii、iv》。

また、一般財源研究費の配分に際しては、研究費評価・配分委員会が開催されることとなっている《資料 9－1－⑤－v》。

《資料 9－1－⑤－i：各年度決算報告書》

22年度：

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h22/2724.html?d=assets/files/download/finance/3\\_22FY\\_ReportOnFinalAccounts.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h22/2724.html?d=assets/files/download/finance/3_22FY_ReportOnFinalAccounts.pdf)

21年度：

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h21/314.html?d=assets/files/download/finance/3\\_21FY\\_ReportOnFinalAccounts.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h21/314.html?d=assets/files/download/finance/3_21FY_ReportOnFinalAccounts.pdf)

20年度：

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h20/308.html?d=assets/files/download/finance/3\\_20FY\\_ReportOnFinalAccounts.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h20/308.html?d=assets/files/download/finance/3_20FY_ReportOnFinalAccounts.pdf)

19年度：

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h19/302.html?d=assets/files/download/finance/3\\_19FY\\_ReportOnFinalAccounts.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h19/302.html?d=assets/files/download/finance/3_19FY_ReportOnFinalAccounts.pdf)

18年度：

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h18/296.html?d=assets/files/download/finance/3\\_H18\\_kessan.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h18/296.html?d=assets/files/download/finance/3_H18_kessan.pdf)

17年度：

<http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h17/290.html?d=assets/files/download/finance/3-17kessan.pdf>

《資料 9－1－⑤－ii：公立大学法人首都大学東京研究費取扱規則（抜粋）》

(研究費)

第2条 研究費は、一般財源研究費と外部資金研究費とする。

(一般財源研究費)

第3条 一般財源研究費は、法人に所属する教員（助手及び非常勤講師を除く。）又は研究グループ（以下「教員代表者等」という。）に対して、法人の一般財源から措置するものとする。

2 首都大学東京及び産業技術大学院大学における一般財源研究費は、基本研究費及び傾斜的研究費とする。

(決定及び通知)

第5条 理事長は、前条により提出を受けた書類を審査し、一般財源研究費を配分すべき教員代表者等及び配分額を決定し、部局長等を通じて教員代表者等に配分額等を通知する。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/28/107.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/17-046\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/28/107.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/17-046_23.pdf)

《資料9－1－⑤－iii：公立大学法人首都大学東京一般財源研究費規程（抜粋）》

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 基本研究費 研究内容及び研究成果を担当する科目や教育及び研究に活かすことを目的に、首都大学東京及び産業技術大学院大学（以下「大学等」という。）に所属する教員（助手及び非常勤講師を除く。以下「教員」という。）に対し配分する研究費とする。

(2) 傾斜的研究費 研究内容及び研究成果を大学等全体及び学部・研究科の教育並びに研究に活かすことを目的に、大学等に所属する研究費取扱規則第3条に定める教員代表者等（以下「教員代表者等」という。）に対し配分する研究費とする。

(配分の対象)

第3条 基本研究費は、大学等に所属する教員に対し配分する。

(基本研究費の単価)

第4条 理事長は、法人の経営状態、社会経済の動向等を総合的に勘案し、別に定める日までに、翌年度の教員の職位ごとの基本研究費の単価を定め各教員に示すものとする。

(配分の対象)

第8条 傾斜的研究費は、大学等に所属する教員代表者等に対し配分する。

(配分区分)

第9条 傾斜的研究費は、次の各号に定めるとおり区分する。

2 全学分は、全学的研究基盤の強化及び大学の使命の実現に資する研究の活性化を目的とする。

3 部局分は、部局として研究を活性化させるために用いる研究費であり、研究内容及び研究成果を当該部局所属の教員が担当する教育研究に活かすことを目的とする。

(研究テーマの決定)

第10条 全学分の研究テーマは前条第2項に基づくものとし、首都大学東京及び産業技術大学院大学に設置する研究費評価・配分委員会（以下「委員会」という。）で審議のうえ、当該大学の学長が定める。

2 部局分は、前条第3項を踏まえ、部局長等が配分方針を定め、委員会で審議・承認する。

(公募)

第11条 前条に定める研究費の配分は、公募により行うことができる。

《資料9－1－⑤－iv：傾斜研究費「研究課題・研究報告」》

[http://aiit.ac.jp/graduate\\_course/expenses/subject.html](http://aiit.ac.jp/graduate_course/expenses/subject.html)

《資料9－1－⑤－v：産業技術大学院大学研究費評価・配分委員会規程》

(目的)

第1条 産業技術大学院大学に所属する常勤教員（助手を除く。）が、公立大学法人首都大学東京の一般財源による研究を適切かつ効果的に行うこと、並びに間接経費による研究開発環境の改善、研究機能の向上、研究費の管理等を円滑に実施することを目的に、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（平成17年法人規則第5号）第2条に定める運営委員会として、研究費評価・配分委員会（以下「研究費配分委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第2条 研究費配分委員会は、次の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 研究費配分の制度及び方針並びに研究の評価に関すること。
- (2) 研究費の配分（基本研究費及び傾斜的研究費）に関すること。
- (3) 研究テーマ（傾斜的研究費）に関すること。
- (4) 間接経費の配分に関すること。
- (5) その他研究費に関して理事長が特に必要と認めるものに関すること。

(委員会の構成)

第3条 研究費配分委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 事務局長、研究科長、経営企画室長及び総務部長
- (2) 前項の委員が指名する教員及び職員

【分析結果とその根拠理由】

本学の予算は、経営審議会の議を経て理事長が決定した毎年度の予算の見積方針に基づき、経営審議会の議を経て理事長が決定しており、教育研究活動に要する経費の確保に努めるとともに、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対して適切に予算配分をしている。

観点 9－1－⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

財務諸表については、地方独立行政法人法第 34 条の規定に基づき、東京都知事の承認を得た後、大学ウェブサイトにて公表している。決算報告書、事業報告書、監事監査報告書及び独立監査法人の監査報告書についても、同様にウェブサイトで公表している《資料 9－1－⑥－i》。財務に対する会計監査は、監事による監査、会計監査人による監査及び会計に関する内部監査（以下「内部会計監査」という。）を実施している。

監事による監査では、東京都知事が任命した監事が、監事監査規則に基づいて作成された当該年度の監査計画により業務監査を実施するとともに、事業年度決算時の会計監査を実施している《資料 9－1－⑥－ii、iii》。

会計監査人の監査は、東京都知事が選任した監査法人が、地方独立行政法人法第 35 条に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書について実施している《資料 9－1－⑥－iv》。

内部会計監査については、内部会計監査規程に基づき、理事長が法人職員のうちから兼務として監査員を命じて行う各予算執行単位を監査する自己監査と、各予算執行単位の部署ごとに自ら定期的に検証する自己点検からなり、会計事務の適正化に努めている《資料 9－1－⑥－v》。

また、平成 21 年 4 月からは、法人の経営企画室に監査担当係長職を新設し、監査体制を強化している。

《資料 9－1－⑥－i：財務情報等》

<http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance.html>

《資料 9－1－⑥－ii：公立大学法人首都大学東京監事監査規則（抜粋）》

平成 17 年法人規則第 45 号

制定 平成 17 年 4 月 1 日

(監査の種類)

第 6 条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査のうち、業務監査は第 10 条に定める監査計画に基づき毎事業年度に 1 回、会計監査は事業年度決算時に行う。

3 第 1 項の臨時監査は、特定の事項について監事が必要と認める場合に行う。

(監査計画)

第 10 条 監事は、毎事業年度の初めに監査の実施に関する計画（以下「監査計画」という。）を作成するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査については、この限りではない。

2 監事は、監査計画を作成し、若しくは変更したとき又は臨時監査の必要を認めるときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

(監査の実施)

第 12 条 監事は、監査計画に基づき監査を実施する。

(監査結果報告書)

第 17 条 監事は、監査終了後遅滞なく監査結果報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

2 前項に規定する監査結果報告書の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 監査結果の概要

(2) 是正又は改善を要する事項

(3) その他必要と認める事項

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/28/107.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/17-046\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/28/107.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/17-046_23.pdf)

《資料 9－1－⑥－iii：平成 22 年度監査報告書》

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h22/2725.html?d=assets/files/download/finance/4\\_22FY\\_InspectoAccountantReport.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h22/2725.html?d=assets/files/download/finance/4_22FY_InspectoAccountantReport.pdf)

《資料 9－1－⑥－iv：平成 22 年度 独立監査法人の監査報告書》

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h22/2726.html?d=assets/files/download/finance/5\\_22FY\\_IndependentAuditCorporationAccountantReport.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/finance/h22/2726.html?d=assets/files/download/finance/5_22FY_IndependentAuditCorporationAccountantReport.pdf)

《資料 9－1－⑥－v：公立大学法人首都大学東京内部会計監査規程（抜粋）》

平成 17 年度法人規程第 91 号

制定 平成 18 年 3 月 17 日

(定義)

第 2 条 内部会計監査は、自己監査及び自己点検からなるものとする。

2 自己監査（以下「監査」という。）とは、理事長が予算執行事務及び会計事務全般について、本法人の職員のうちから監査を行う職員（以下「監査員」という。）を命じて各予算執行単位（以下「執行単位」という。）を監査させることをいう。

3 自己点検とは、各執行単位の経理事務管理者等が現金及び預金の管理を主な対象として、自ら処理した会計事務について、定期的に検証することをいう。

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等について、法令に基づき適切な形で公表している。本学の監査関連規程に基づく監事監査及び内部会計監査、法令に基づく会計監査人による監査が実施され、財務に対する会計監査等が適正に行われている。

**観点9－2－①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。**

【観点に係る状況】

公立大学法人首都大学東京の管理運営は、業務を総理する理事長のほか、本法人の運営する各大学において教育研究組織を統括する学長（法人の副理事長）、事務組織を統括する事務局長（法人の副理事長）を中心に行っており、また法人役員である監事からの助言を受けている《資料9－2－①－i》。

運営にあたり、経営に関する重要事項については経営審議会において、大学の教育研究に関する重要事項については教育研究審議会において審議することとしている《資料9－2－①－ii》。経営審議会は教育研究の責任者である学長が構成員であるとともに、教育研究審議会には法人の副理事長である事務局長が構成員として出席しており、経営部門を含む事務組織と教育研究組織の連携・協力を図っている。また、法人の人事に関する事項の検討又は審査を行うために、法人に人事委員会を設置している《資料9－2－①－iii》。このほか、学長の意思決定を補佐し、円滑かつ効率的な運営を図るため、必要な運営委員会を設置し、専門的な検討及び調査あるいは実務を行っている《資料9－2－①－iv、v》。

教育研究面の管理運営に関する役職としては、学長の下に、産業技術研究科長、オープンインスティテュート長、図書館長を部局長として、それぞれ各部局等の管理運営責任を担っている。また、産業技術研究科には教授会が置かれている《資料9－2－①－ii》。

事務組織については、法人全体の統括機能を担う経営企画室、総務部、产学公連携センター及び学生サポートセンターと、大学・キャンパス管理機能を担う産業技術大学院大学管理部によって担われているということができ、役割の明確化と適切な分担を図っている《資料9－2－①－vi》。産業技術大学院大学管理部の人員に係る状況については、「事務職員等の配置状況（資料3－3－①－i）」のとおりである。

危機管理等に係る体制については、総務部総務課安全衛生管理担当が中心となって法人全体の体制整備を推進しており、本学も法人の体制に則っている。具体的には、災害・火災など危機発生時の体制整備として、緊急時の連絡体制、同一キャンパスに存する産業技術高等専門学校と共同での防火・防災計画の策定、災害用資機材、飲料水・食糧、新型インフルエンザ対策用品等の常備のほか、損害保険に加入し財産毀損・損害賠償責任等の発生に伴う財務的リスクへの対応を図っている。また、コンプライアンス面については、教職員の職務に係る倫理保持のための行動規準として倫理規程を整備するとともに、研究においては、「産業技術大学院大学における研究者の行動規範」の制定、「研究費不正使用防止計画」の策定、研究活動や研究費に関する不正防止対策推進室の設置、関係規則等の整備などにより不正防止を図っている《資料9－2－①－vii、viii》。加えて、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止に関しても、「観点7－2－⑤」で述べたとおり相談体制を整備しているほか、法人に運営委員会を設置してそれら事象の発生防止及び対策を図っており、さらに本学に分会を設置している《資料9－2－①－ix》。

《資料 9-2-①-i : 公立大学法人首都大学東京組織規則（抜粋）》

（理事長の職）

第6条の2 法人を代表し、法人の業務を総理する長として理事長を置く。

（学長の職）

第7条 首都大学東京及び産業技術大学院大学の教育研究組織を統括する長として、それぞれの大学に学長を置く。

（事務局長の職）

第8条 事務組織の長として事務局長を置く。

（監事の職）

第10条の2 法人に監事を置く。

《資料 9-2-①-ii : 産業技術大学院大学管理運営組織の概略図》

公立大学法人首都大学東京（理事長）

経営審議会（議長：理事長）  
法人の経営に関する重要な事項を審議する

人事委員会（議長：事務局長）

産業技術大学院大学（学長）

教育研究審議会（議長：学長）  
教育研究に関する重要な事項を審議する

運営諮問会議  
産業界のニーズを把握・教育内容への反映

報 審 調 告 議 査

各種運営委員会  
学長の意思決定を補佐する

事務局（産業技術大学院大学  
管理部管理課）

産業技術研究科（研究科長）

オープンインスティテュート（OPI長）

附属図書館（図書館長）

教授会（議長：研究科長）  
教授会規則第7条に定める、  
教育研究に関する事項を審議する

## 《資料 9-2-①-iii：管理運営に係る会議等の概要》

会議等名	構成員等	審議事項
経営審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長</li> <li>・副理事長</li> <li>・理事</li> <li>・学外委員</li> <li>・上記構成員に加えて監事、弁護士が出席</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①中期目標について知事に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関する事項</li> <li>②法人の経営に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項</li> <li>③重要な組織の編成に関する事項</li> <li>④人事の方針に関する事項のうち、法人の経営に関する事項</li> <li>⑤予算及び決算に関する事項</li> <li>⑥組織及び運営に係る自己点検及び評価に関する事項</li> <li>⑦その他法人の経営に関し、理事長が重要と認める事項</li> </ul>
教育研究審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学長</li> <li>・事務局長</li> <li>・理事</li> <li>・学長が指名する以下の教育研究組織の長</li> <li>①産業技術研究科長</li> <li>②オープンインスティテュート長</li> <li>③図書館長</li> <li>・上記構成員に加えて以下の者が出席</li> <li>①産学公連携センター長</li> <li>②産学公連携センター副センター長</li> <li>③学生サポートセンター副センター長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①中期目標について知事に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項</li> <li>②教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項</li> <li>③人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関する事項</li> <li>④教育研究に係る自己点検及び評価に関する事項</li> <li>⑤教育課程の編成に係る方針に関する事項</li> <li>⑥学生の円滑な修学、進路選択等に必要な助言、指導その他の支援に関する事項</li> <li>⑦学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位に係る方針に関する事項</li> <li>⑧その他教育研究に関し、学長が重要と認める事項</li> </ul>
人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長</li> <li>・産業技術研究科長</li> <li>・オープンインスティテュート長</li> <li>・学生サポートセンター長</li> <li>・産学公連携センター長</li> <li>・総務部長</li> <li>・経営企画室長</li> <li>・経営審議会の学外委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会は、次に掲げる事項を職務とする。</li> <li>①教育研究組織の編制に関する検討</li> <li>②人事の適正化に係る方針・計画に関する検討</li> <li>③任命、服務及び業績評価など人事に係る基準及び手続に関する検討</li> <li>④人員・人件費配分、採用・昇任など人事に係る計画に関する検討</li> <li>⑤採用、昇任、再任、業績評価に関する審査</li> <li>⑥異動、降任、解雇及び懲戒処分に関する審査</li> <li>⑦業績評価に対する苦情への対応</li> <li>⑧不利益処分（重大な懲戒処分を除く。）に係る不服申立てに関する審査</li> <li>⑨公立大学法人首都大学東京教職員の兼業等に関する規則第9条第1項に定める特定の兼業に関する審査</li> <li>⑩裁量労働制に関する苦情への対応</li> <li>⑪職員の降任、解雇及び懲戒処分に関する審査</li> <li>⑫退職手当の支給制限及び返納の処分に関する審査</li> </ul>

《資料9－2－①－iv：公立大学法人首都大学東京運営委員会規則(抜粋)》

(運営委員会)

第2条 法人に設置する運営委員会の名称及び所掌事項は、別表のとおりとする。

2 理事長は、別表に定める運営委員会のほか、組織規則第2条の4第2項に掲げる場合に該当し、必要と認める場合には、新たに運営委員会を設置することができる。この場合、理事長は、あらかじめ学長又は校長（以下「学長等」という。）と協議の上、経営審議会の議を経なければならない。

3 学長は、新たに運営委員会を設置しようとするときは、教育研究審議会の議を経て、理事長に申し出ることができる。

4 校長は、新たに運営委員会を設置しようとするときは、理事長に申し出ることができる。

5 特定の事項について取り扱うために時限的に設置する運営委員会については、本規則別表の改正を要しないこととする。

(運営委員会の職務)

第5条 運営委員会は、理事長又は学長等の定める方針の下、以下の職務を遂行する。

(1) 各運営委員会規程に職務として定める事項及び理事長又は学長等から指示される事項に関する調査、審議

(2) 所管事項とされた実務の実施

(3) その他必要な事項

2 理事長又は学長等は、各運営委員会の事項に係る基本方針を示し、又は期限を定めて特に審議すべき事項を諮問することができる。

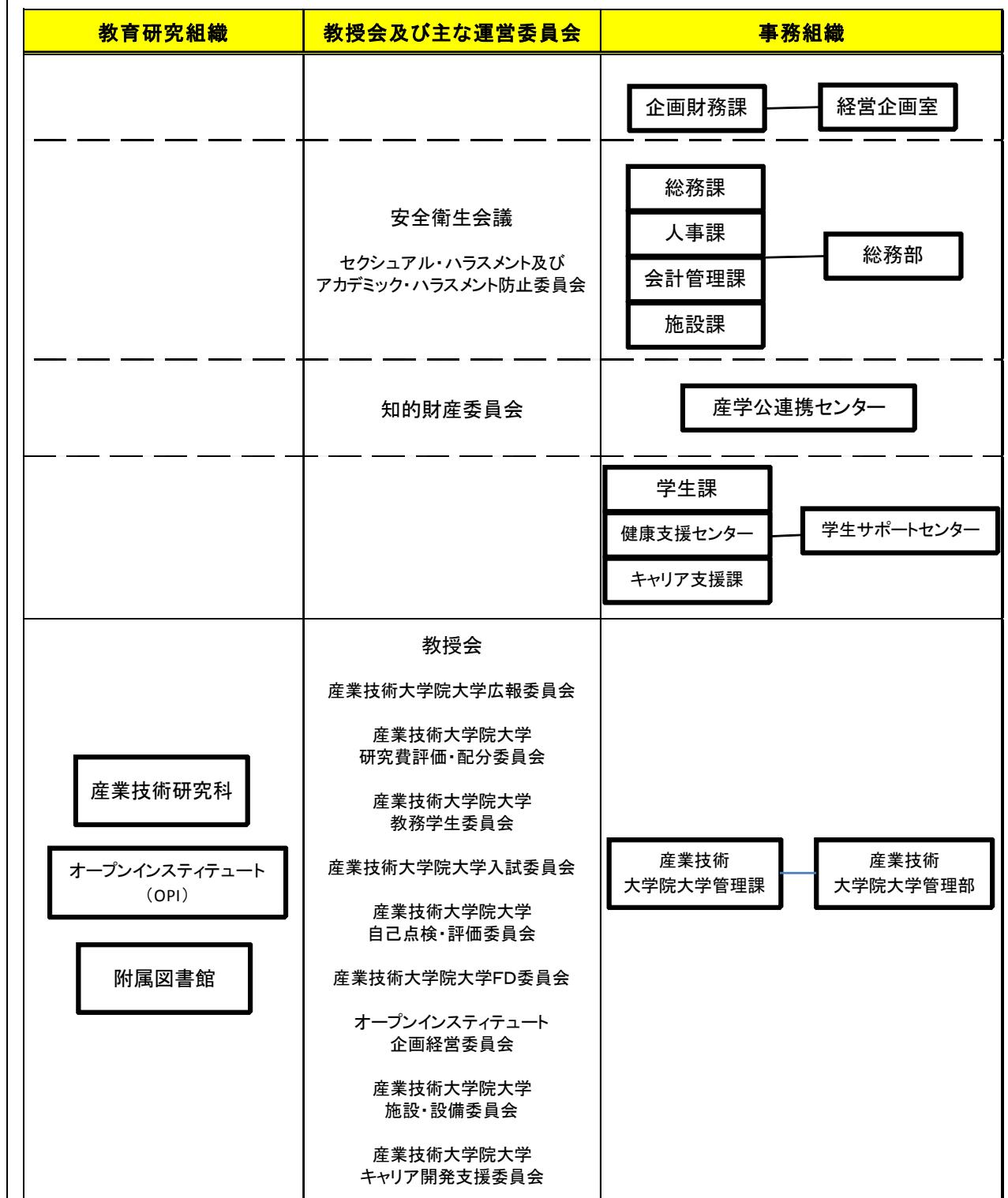
3 運営委員会は、前項の基本方針に従い、運営されなくてはならない。

4 運営委員会は、期限内にとりまとめを行い、理事長又は学長等に報告をし、又は事務を執行しなくてはならない。

## 《資料 9-2-①-v：法人及び産業技術大学院大学に設置している運営委員会》

	運営委員会	所掌事項
法人に設置	セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止委員会	セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの防止及びその対策に関すること。
	知的財産委員会	知的財産の法人への帰属及び特許等の出願等に関すること。
	安全衛生会議	安全衛生管理に関すること。
本学に設置	産業技術大学院大学広報委員会	広報に関すること。
	産業技術大学院大学研究費評価・配分委員会	研究テーマ、研究費の評価及び配分に関すること。間接経費の配分に関すること。
	産業技術大学院大学教務学生委員会	教務及び学生指導の適正な遂行に関すること。
	産業技術大学院大学入試委員会	入学者の選考、企画等に関すること。
	産業技術大学院大学自己点検・評価委員会	教育研究分野における自己点検・評価の基本方針の策定、実施に関すること。
	産業技術大学院大学FD委員会	教育の改善に関すること。
	オープンインスティテュート企画経営委員会	オープンインスティテュートの基本計画の策定等に関すること。
	産業技術大学院大学施設・設備委員会	施設・設備に関すること。
	産業技術大学院大学キャリア開発支援委員会	学生等のキャリア開発支援に関すること。

《資料 9-2-①-vi：教育研究組織と事務組織の関係図》



《資料9－2－①－vii：産業技術大学院大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（抜粋）》

(目的)

第1条 この規則は、産業技術大学院大学（以下「本学」という。）の研究者が研究活動の不正行為及びその他の不正とみなされる行為（以下「不正行為等」という。）の防止について、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、「産業技術大学院大学における研究者の行動規範（平成19年12月12日制定）」を遵守し、高い倫理性の保持に努めるとともに、不正行為等と疑われる行為を行ってはならない。

2 研究者は学長及び産業技術研究科長の指示に従うとともに、この規則及び別に定める調査等に協力しなければならない。

(責任と権限)

第4条 本学において研究者倫理の向上及び不正行為等の防止を図るため、最高責任者及び部局責任者を置き、それぞれの責任と権限を次のように定める。

(1) 最高責任者は、本学全体を統括し、研究者倫理の向上及び不正行為等の防止の最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

(2) 部局責任者は、部局における研究者倫理の向上及び不正行為等の防止について統括する実質的な責任を持つものとし、産業技術研究科長を持って充てる。

(3) 最高責任者は、部局責任者が責任をもって研究者倫理の向上及び不正行為等の防止についての活動が行えるよう、適切にリーダーシップを發揮しなければならない。

(組織体制)

第5条 本学において研究者倫理の向上及び不正行為等の防止を図るため、研究活動不正行為防止対策推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

2 推進室の室長は、学長をもって充てる。

3 委員は、室長のほか、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 産業技術研究科長

(2) 産業技術大学院大学管理部長

(3) その他学長が指名する者 若干名

4 推進室は、次の各号に掲げる事項を職務とする。

(1) 研究者倫理の向上のための基本方針を策定すること

(2) 上記基本方針を実施するための、情報収集、研修及び啓発活動に関するここと

(3) その他、不正行為等の防止に関するここと

5 推進室の事務は、産業技術大学院大学管理部管理課において行う。

[http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/29/116.html?d=assets/files/download/teikan\\_kisoku/23/20-062\\_23.pdf](http://www.houjin-tmu.ac.jp/kisoku/29/116.html?d=assets/files/download/teikan_kisoku/23/20-062_23.pdf)

《資料 9－2－①－viii：産業技術大学院大学研究費の不正使用防止に関する規則(抜粋)》

(目的)

第1条 この規則は、産業技術大学院大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用防止に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(責任と権限)

第3条 本学において研究費を適正に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置き、それぞれの責任と権限を次のように定める。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもつて充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもつて充てる。
- (3) 部局責任者は、部局における研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究科長をもつて充てる。
- (4) 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもつて研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(不正使用防止計画の策定及び実施)

第4条 最高管理責任者は、研究費を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するために、毎事業年度に不正使用防止計画を策定し実施しなければならない。

(組織体制)

第5条 本学の研究費を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に研究費不正使用防止対策推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

- 2 推進室の室長は、事務局長をもつて充てる。
- 3 推進室は、室長のほか、次の各号に掲げる者をもつて組織する。
  - (1) 研究科長
  - (2) 経営企画室長
  - (3) 総務部長
  - (4) 産業技術大学院大学管理部長
  - (5) 产学公連携センター長
  - (6) その他推進室の室長が指名する者 若干名
- 4 推進室は、研究費の不正使用防止に関し、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 不正使用防止計画の策定に関すること。
  - (2) 不正使用防止計画の実施に関すること。
  - (3) 意識向上(研修等)に関すること。
  - (4) その他不正使用防止に関すること。
- 5 推進室の事務は、関係部課の協力を得て、産業技術大学院大学管理部管理課において行う。

[http://aiit.ac.jp/graduate\\_course/expenses/pdf/fuseiboshikisoku\\_no4.pdf](http://aiit.ac.jp/graduate_course/expenses/pdf/fuseiboshikisoku_no4.pdf)

《資料9－2－①－ix：セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止委員会規程（抜粋）》

(委員会の職務)

第2条 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 前条に規定する目的を達成するための基本方針(案)を作成し、理事長に報告すること。
- (2) 上記基本方針を実施するための対応策を作成し、理事長に報告すること。
- (3) セクシュアル・ハラスメント等の事案の解決に関すること。
- (4) セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する情報収集、研修及び啓発活動に関すること。
- (5) 第10条に定めるキャンパス部会との連絡・調整に関すること。
- (6) その他セクシュアル・ハラスメント等の防止及び対策に関すること。

(委員会の構成)

第3条 防止委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 首都大学東京副学長(複数いる場合は1名とする)
- (2) 首都大学東京の各学部長
- (3) 首都大学東京都市教養学部の各系長
- (4) 産業技術大学院大学産業技術研究科長
- (5) 東京都立産業技術高等専門学校副校長
- (6) 首都大学東京社会科学研究科法曹養成専攻長
- (7) 首都大学東京大学教育センター長
- (8) 首都大学東京国際センター長
- (9) 首都大学東京オープンユニバーシティ長
- (10) 学生サポートセンター長
- (11) 学生サポートセンター副センター長
- (12) 学生サポートセンター学生相談支援担当部長
- (13) 総務部長
- (14) 首都大学東京管理部長
- (15) 産業技術大学院大学管理部長
- (16) 東京都立産業技術高等専門学校管理部長

(分会)

第7条の2 首都大学東京及び産業技術大学院大学並びに東京都立産業技術高等専門学校の各々に係る第2条第3号から第6号の職務を遂行するため、首都大学東京及び産業技術大学院大学並びに東京都立産業技術高等専門学校にそれぞれ分会(以下、「分会」という。)を置く。

2 分会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (2) 産業技術大学院大学分会
  - ア 産業技術研究科長
  - イ 産業技術大学院大学管理部長
  - ウ 総務部長
  - エ 学生サポートセンター学生相談支援担当部長

<http://www.houjin-tmu.ac.jp/harrassement/boushiinkai.html>

### 【分析結果とその根拠理由】

経営審議会、教育研究審議会、人事委員会、各運営委員会等がそれぞれ審議、検討などを行う機関として、適切に役割が分担され、管理運営を行う組織として適切に機能している。

事務組織については、法人統括機能と大学・キャンパス管理機能の役割を明確にし、適切な人員配置を行っている。また、分掌に定めるところにより、教育研究組織と適切に連携できる体制となっている。

危機管理等に係る体制については、法人統括部門において危機管理等を所掌する組織体制となっており、緊急時の連絡・意思決定体制等の整備、災害用資機材・食糧等の配備、損害保険の加入等を法人として統一的に行うなど、組織として有効に機能している。また、法人全体での倫理規程の整備とあわせ、研究活動の不正行為・研究費の不正使用やセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどの防止に対する取組も行っている。

以上より、管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという役割を果たす上で、適切な規模と機能を持ち、また、危機管理等に係る体制を整備している。

**観点 9－2－②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。**

### 【観点に係る状況】

「観点 8－1－②」でも述べているとおり、教職員については、教授会や企画会議、各種の運営委員会等における議論により意見を聴取し、各方面からの改善を図っている。学生については、学生を対象とした各種のアンケートや学生会からの要望、フェイスブック等の SNS の利活用などによりニーズの把握、対策を行っている。具体的には、東日本大震災の影響により中止となった平成 22 年度学位授与式について、修了生からの要望を受けて平成 24 年度 4 月入学式と同日に挙行した。

学外関係者のニーズ把握については、経営審議会に学外委員を迎えることで学外の各種ニーズを把握しているということができる。また、「観点 8－1－①」に述べた、毎年度の業務実績報告に対する東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）からの評価結果およびそれに対する改善の取組や、「観点 8－1－③」に述べた、産業界の委員によって構成された運営諮問会議からの答申およびそれに対する対応等が挙げられる。

平成 22 年度運営諮問会議答申において、外国からの留学生を受け入れる体制の整備が求められたことを受け、平成 23 年度から、10 月入学入試やリロケーション契約による外国人留学生対象の住居支援制度の実施等の取組を行っている。

### 【分析結果とその根拠理由】

教職員及び学生、その他学外関係者のニーズは、各種会議、アンケート、法人評価委員会による評価等、様々な機会を捉え、その把握を行っており、学内で共有し改善に生かしている。

**観点9－2－③：監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。**

【観点に係る状況】

公立大学法人首都大学東京には、地方独立行政法人法及び定款に基づき監事を1名置いている。監事は、監事監査規則に基づき、当該年度の監査計画を作成し、業務監査を実施するとともに、事業年度決算時の会計監査を実施している。その結果は、監査報告書として取りまとめ、理事長に報告している《資料9－1－⑥－ii、iii》。

また、監事は、経営審議会に出席し、適宜助言を行っているほか、重要文書の確認や会計監査法人の監査に係る対応について、適切な指導・助言を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

監事は、監査計画に基づき、業務及び会計について監事監査を実施し、適切な指導・助言を行っている。また、経営審議会に出席し、適宜助言を行うとともに、重要文書の確認や会計監査法人の監査に対する指導・助言を行っている。以上のことから、監事が適切な役割を果たしている。

**観点9－2－④：管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。**

【観点に係る状況】

職員の資質向上のために、法人では「人材育成プログラム」を策定している。「人材育成プログラム」を法人職員の戦略的人材育成の指針とともに、これを具体化し実践するため、中長期的な人材育成の観点を踏まえて、平成21年度より体系的、計画的にSD研修を企画・実施している。実施にあたっては、年度ごとに職員研修実施計画を策定し、職場外研修、職場内研修(OJT)、自己研修を3つの柱として体系を明確にしている《別添資料9－2－④－i》。

職場外研修では、職区分ごとに実施するキャリアアップ系研修やスキルアップ系研修、全職員を対象とした実務系研修を実施している。職場内研修(OJT)では、チューター制度を導入しており、新規採用職員の育成を図るほか、法人職員として必要な基礎力、知識等の学習を促す取組である「法人職員基礎知識理解度測定」の実施や各職場のOJT推進責任者である各管理職を対象とした悉皆研修の実施など、OJTが組織的取組となるよう研修を通じて働きかけを行っている。さらに、自己研修として、大学の国際化を支える職員を育成するための語学研修(英語)や資格取得支援制度など自己啓発の取組を支援する制度も導入している。また、教学と連携した取組として、教職員合同のFD・SD宿泊セミナーを実施し、教職員の一体感を醸成するとともに、法人の経営方針や教学に関する理解の促進に取り組んでいる《資料8－2－②－i》。本学独自の取組としては、本学職員を対象とした接遇研修、クレーム対応研修等を行っている。また、新任職員育成を目的として、平成23年度より本学にて実施された「業務日報」は、入職後3か月間、新任職員にその日行った業務について報告を行わせるものであり、平成24年度からは、法人全体にも取り入れられるようになった《資料9－2－④－ii》。

このほか、公立大学協会等の他機関が実施するセミナー等にも職員が参加し、資質向上を図っている。

なお、「法人職員基礎知識理解度測定」では、各事務部署の職員で構成されたプロジェクトチームのメンバーを中心として編集を行い、隔年で発行している、『法人職員ハンドブック』をテキストとして活用している。

《別添資料9－2－④－i：平成24年度職員研修実施計画》

《資料 9-2-④-ii : 業務日報について》

【内容】

- 新卒の新人職員 2名について、毎日業務日報を作成。
- 記載した業務日報をもとに、毎日夕方 10 分程度面談の実施。
- 面談は本学の職員全員が延べ 2 回程度実施。
- 業務日報には、新人が 1 日の時間ごとの職務内容、今日の感想（連絡事項、相談事項）などを記載。面談職員がコメント欄を記載。
- 面談する職員に対しては、事前に新人職員の社会人マインドを醸成することの大切さを説明。

【分析結果とその根拠理由】

人材育成の指針として「人材育成プログラム」を策定しているほか、同プログラムに基づき「職員研修実施計画」を年度ごとに作成し、職場外研修、職場内研修（OJT）、自己研修を 3 つの柱として体系的な研修を実施している。また、高等教育機関の職員として必要な SD を推進するため、FD と連携した取組や他機関が実施するセミナー等も活用している。

これらの研修等に加え、法人職員として習得すべき基礎知識を網羅した『法人職員ハンドブック』の作成、これを活用した「法人基礎知識理解度測定」、新任職員の育成を目的とした「業務日報」の導入等の取組を実施している。

以上より、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組が組織的に実施されていると判断する。

観点9－3－①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価活動は、本学研究科からの委員及び関係課長等で構成される自己点検・評価委員会を中心に実施しており、同委員会において自己点検・評価活動の進め方の検討や自己点検・評価の実施に関する全学的な取りまとめ及び必要な資料・データの収集を行っている《資料9－3－①－i》。

自己点検・評価委員会の活動の一つとして、毎年度の業務実績報告があり、中期計画に基づく各年度計画の実施状況について自己点検・評価を行い、業務実績報告書として取りまとめを行っている。作成された業務実績報告書は、教育研究審議会および経営審議会の審議を経た後、東京都総務局首都大学支援部へと提出されることとなっており、これらの過程で、報告書の内容についてさらなる見直しがなされている《資料8－1－①－iii》。

また、本学は、学校教育法第109条第2項および第3項並びに同法施行令第40条の規定に基づき、7年以内ごとに、教育研究等の総合的な状況について、5年以内ごとに、設置の目的に照らして教育課程や教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価機関による認証評価を受けることとされている（以下、前者の認証評価を「機関別認証評価」、後者の認証評価を「分野別認証評価」とする）。認証評価への対応として、本学では、認証評価検討委員会を設置して、認証評価機関の大学評価基準に基づく自己点検・評価活動を行い、試行的に自己評価書を作成しながら、改善に向けて検討すべき事項を抽出する取組を実施している。

平成22年度には、産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻が日本技術者教育認定機構（JABEE）による分野別認証評価を受審しており、その結果を受けてアクションプランの作成を行った。平成24年度には、産業技術研究科創造技術専攻が同様の分野別認証評価を受審するほか、本学全体としても機関別認証評価を受審することとなっており、これに向けて、教育改善検討ワーキング・グループ（WG）を発足し、自己評価書の作成を行いつつ、シラバスの記載内容の改善等の取組がなされている《資料9－3－①－ii》。また、このWGでは、教授会や自己点検・評価委員会、各専攻の専攻会議と連携しつつ、認証評価に必要とされる資料やデータの取りまとめも行っている。

## 《資料9－3－①－i：産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程（抜粋）》

## (目的)

第1条 産業技術大学院大学学則（平成18年度法人規則第3号）第2条に基づき、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び使命の達成を目的に、公立大学法人首都大学東京運営委員会規則（平成17年法人規則第5号）第2条に定める運営委員会として、自己点検・評価委員会を置く。

## (委員会の職務)

第2条 自己点検・評価委員会は、本学の教育研究分野における次の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 自己点検・評価（外部評価を含む。以下同じ。）の基本方針及び実施基準の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価の結果の学長への報告及び公表に関すること。
- (4) その他自己点検・評価について必要な事項に関すること。

## (委員会の構成)

第3条 自己点検・評価委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 各専攻 各1名
- (2) 総務部総務課長
- (3) 経営企画室企画財務課長
- (4) 産業技術大学院大学管理課長
- (5) その他学長が指名する教職員

## 《資料9－3－①－ii：教育改善検討WG開催状況》

開催日	会議	内容
平成23年11月2日	第1回教育改善検討WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価項目や基準等の確認</li> <li>・認証評価自己評価書作成にかかる役割分担</li> </ul>
平成23年12月21日	第2回教育改善検討WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準等の確認</li> <li>・認証評価自己評価書たたき台の内容確認および修正</li> </ul>
平成24年1月4日	第3回教育改善検討WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証評価自己評価書の修正報告および改善</li> </ul>
平成24年1月24日	第4回教育改善検討WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証評価自己評価書の修正報告および改善</li> </ul>
平成24年2月7日	第5回教育改善検討WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証評価自己評価書の修正報告および改善</li> </ul>
平成24年2月28日	第6回教育改善検討WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証評価自己評価書の修正報告および改善</li> </ul>
平成24年3月8日	第7回教育改善検討WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証評価自己評価書の修正報告および改善</li> <li>・PBL説明シート集の見直しおよびPBLシラバスの作成</li> </ul>
平成24年3月22日	第8回教育改善検討WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証評価自己評価書の修正報告および改善</li> <li>・PBL説明シート集の見直しおよびPBLシラバスの作成</li> </ul>
平成24年5月23日	教育改善検討WG総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証評価自己評価書の内容確認</li> <li>・認証評価受審に係る今後のスケジュール等について</li> </ul>
平成24年5月29日	第9回教育改善検討WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証評価自己評価書の修正報告および改善</li> <li>・PBL説明シート集の見直しおよびPBLシラバスの作成</li> </ul>

### 【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価活動として、資料やデータを収集しながら、毎年度、中期計画に基づく年度計画の実施状況について業務実績報告書を取りまとめている。また、平成 22 年度には、本学産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻が認証評価機関による専門職大学院認証評価を受審しており、平成 24 年度には創造技術専攻の専門職大学院認証評価と大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価の受審を予定している。

**観点 9－3－②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。**

### 【観点に係る状況】

「観点 8－1－①」でも述べたとおり、東京都の附属機関である東京都地方独立行政法人評価委員会（公立大学分科会）は、法人に対して地方独立行政法人法第 28 条に定める業務実績評価（公立大学法人評価）を行っている《資料 8－1－①－i》。業務実績評価とは、法人の設立団体（東京都）の資源配分や政策判断のため、また、法人の業務の公共性・透明性を担保するために行われる評価であり、評価の対象である法人の業務の中には、本学の業務が含まれることから、本学の業務も評価対象となる。公立大学法人の場合、設立団体（都）が法人の意見に配慮した上で策定する 6 年間の中期目標（都議会の議決が必要）を受け、法人が 6 年間の中期計画を作成して東京都知事の認可を受けることとされている。

そのほか、外部者による検証としては、「観点 9－3－①」に述べたような認証評価がある。平成 22 年度に、産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻が認証評価機関による分野別認証評価を受審している《資料 9－3－②－i》。さらに、平成 24 年度には創造技術専攻の分野別認証評価と大学機関別認証評価を受審することとなっている。

#### 《資料 9－3－②－i：平成 22 年度情報アーキテクチャ専攻分野別認証評価 評価結果》

##### 自己評価書

([http://aiit.ac.jp/info/pdf/publication/20110328\\_1.pdf](http://aiit.ac.jp/info/pdf/publication/20110328_1.pdf))

##### 認証評価報告書

([http://aiit.ac.jp/info/pdf/publication/20110328\\_2.pdf](http://aiit.ac.jp/info/pdf/publication/20110328_2.pdf))

##### 適格認定証

(<http://aiit.ac.jp/info/img/20110418.jpg>)

### 【分析結果とその根拠理由】

地方独立行政法人法に基づき、法人を通じて、東京都地方独立行政法人評価委員会（公立大学分科会）による年度ごとの業務実績評価を受けており、年度計画に沿って業務が遂行されているか否かについて評価されている。また、学校教育法および同法施行令に基づき、認証評価機関による機関別認証評価および分野別認証評価について、受審あるいは受審に向けた準備を実施している。

**観点9－3－③：評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。**

**【観点に係る状況】**

評価結果を改善に結びつける継続的な取組として、業務実績報告作成に係る自己評価及び東京都地方独立行政法人評価委員会（公立大学分科会）による評価の過程で出された意見に対して、改善のための対応について計画を策定し、改善状況を教育研究審議会にて報告を行っている《資料9－3－③－i》。具体的な事例としては、平成22年度業務実績評価において、受験生の確保のための入試広報の充実を課題として、本学ウェブサイトのリニューアルが計画され、平成23年度に実施されたことなどが挙げられる。

また、平成22年度に産業技術研究科情報アキテクチャ専攻が受審した分野別認証評価の受審結果を受けて、「C（懸念）」あるいは「W（弱点）」とされた項目についての改善活動を行っている。これらの項目に係る改善状況について専攻でまとめた後に、自己点検・評価委員会や認証評価報告会などの場を活用して、学内における情報共有を図っている。改善のための具体的な取組にあたっては、創造技術専攻および本学事務局、教育改善検討WGなどと連携して活動しており、シラバスに記載する各科目評価基準の明確化や、PBL型科目の評価に係る根拠資料の保存などを行った。

**《資料9－3－③－i：平成22年度業務実績報告・評価に対する改善計画》**

項目	全体評価／項目別評価	評価書における記述	所管部署																												
Ⅱ 教育研究について（特色ある取組など）	全体評価	産業技術大学院大学における受験生の確保については必ずしも十分とは言えない状況にあり、専門職大学院としての教育理念を踏まえつゝ、求める人材像と育成すべき人材像も含めた検証を期待する。																													
Ⅲ 産業技術大学院大学に関する目標を達成するためのべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置	項目別評価	「専門的知識を有する学生の確保」については、AIIT単位・バンク制度が順調に運営され、利用者数が増加し、履修生が正規学生として入学するなど、成果が着実に表れてきているとともに、多様な教育機会の提供として履修証明プログラム講座を実施し、社会人のキャリア形成に寄与した点を高く評価する。ただし、創造技術専攻の志願者数が伸び悩んでおり、志願者中、学部新卒者の割合が増加傾向にあるが、専門職大学院としての教育理念の達成に向け、問題点の検討を望む。	産業技術大学院大学 管理課																												
<b>○対応報告</b>																															
<p>現状と課題</p> <p>○ 創造技術専攻の入学志願者数が伸び悩み、学部新卒者の割合が増加傾向にあるとの指摘を受けた。創造技術専攻の分野では、経験というより感性が重要なファクターであり、自分の職業観を持っていれば、学部新卒者でも本学の教育理念を達成することができ、社会人及び学部新卒者の間で大きな差はないと考えている。また、社会人と学部新卒者を分けて考えているわけではなく、本学が想定しているビジネス価値を理解できる人材を求めており、学部新卒者であっても本学の教育理念の達成に足りる人材が受験することに問題はないと考えている。ただし、今後、優秀な学生確保のためには、競争倍率の向上が重要であり、現在の広報活動、在学生への支援体制整備等の検証が必要である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">&lt;産業技術大学院大学 入学試験結果&gt;</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報アキテクチャ専攻</td> <td>募集人数 志願者数 競争倍率</td> <td>50 71 1.42</td> <td>50 61 1.22</td> <td>50 79 1.58</td> <td>50 82 1.64</td> <td>50 80 1.60</td> </tr> <tr> <td>創造技術専攻</td> <td>募集人数 志願者数 競争倍率</td> <td>— — —</td> <td>— — —</td> <td>50 55 1.10</td> <td>50 62 1.24</td> <td>50 75 1.50</td> </tr> </tbody> </table>				<産業技術大学院大学 入学試験結果>								H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	情報アキテクチャ専攻	募集人数 志願者数 競争倍率	50 71 1.42	50 61 1.22	50 79 1.58	50 82 1.64	50 80 1.60	創造技術専攻	募集人数 志願者数 競争倍率	— — —	— — —	50 55 1.10	50 62 1.24	50 75 1.50
<産業技術大学院大学 入学試験結果>																															
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度																									
情報アキテクチャ専攻	募集人数 志願者数 競争倍率	50 71 1.42	50 61 1.22	50 79 1.58	50 82 1.64	50 80 1.60																									
創造技術専攻	募集人数 志願者数 競争倍率	— — —	— — —	50 55 1.10	50 62 1.24	50 75 1.50																									
<p>平成23年度内に実施する対応</p> <p>上記課題に対し、以下のように対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入試において的に難易度に選抜しているとともに、入学前のブレースクールの実施により、学部新卒者と社会人学生とのレベル差を埋める方策を講じている。</li> <li>○ 入試委員会及び広報委員会と連携し、入試広報の充実に向けた議論を行い、受験生確保につながるよう広報活動の充実を図る。</li> <li>○ 本学ホームページをリニューアルし、アクセス率の向上、またツイッターやフェイスブックなどのSNSを活用し、受験生の確保につながる広報に取り組んでいる。</li> <li>○ 両専攻に国際コースなどのモデル履修コースを設置するとともに、創造技術専攻での授業科目を新設するなど、カリキュラムの充実を図ったことが、受験生確保にもつながると考えている。</li> <li>○ 優秀な学生を確保するためには優れたキャリア支援等が必要なため、就職説明会や就職支援研修会などのキャリア支援を実施している。</li> <li>○ 社会人が学修しやすいよう、創造技術専攻にてサテライトキャンパスでの講義を新たに実施し、学習環境の充実に努めている。</li> </ul>																															
<p>平成24年度以降に実施する対応</p> <p>平成24年度 年度計画記載事項</p> <p>平成25年度以降も引き続き実施する対応</p> <p>項目No.058 ★ 学生や大院説明会参加者へのアンケートの実施・分析や、入学候補者への再アプローチの方法を検討することで、ターゲットにあった広報媒体・広報手段を明確にし、効果的・効率的な広報活動を開拓することにより、優秀な学生を確保する。 ★ 修了生や各種講座の参加者等に対し、大会員カードの活用やICT等を利用して継続的広報を行い、交流関係を維持するとともに各講座の申し込みにつなげるなどの取組を行う。 項目No.059 ★ 高度専門職業人としての素养を有する学生確保のため、専門スタッフによる企業訪問結果を踏まえた新規学生の開拓や、東京商工会議所や中小企業振興公社等の産業支援機関と連携した広報活動を実施する。</p> <p>○ 運営諮詢会議企業と連携し、本学の教育理念に沿った育成すべき人材像と本学を志向する学生の求める教育内容とのマッチングにつき検討する。 ○ 入学候補者（科目等履修生、入試説明会参加者等）に対するダイレクトメールを入学候補者が継続的に受け取れるよう、潜在的な入学候補者リストのデータベースなどを整備する。 ○ 両専攻におけるサテライト教室での講義を充実させるなど、社会人に配慮した学修環境を整備する。 ○ 担任制の導入など、学生への支援体制を強化するとともに、担任教員の協力等による学生の多様な就職やキャリアアップ等を見据えたキャリア開発支援の充実を図る。</p>																															

### 【分析結果とその根拠理由】

業務実績報告作成に係る自己評価及び法人評価委員会による評価の過程で、改善の必要ありという意見が出された事項について改善計画を策定し、改善を図っている。また、平成 22 年度に情報アーキテクチャ専攻が受審した分野別認証評価についても、評価結果を受けて改善への取組を行っている。

以上より、評価結果について改善に結びつける継続的な取組を実施していると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

職員の資質向上のために、法人の人材育成の指針として「人材育成プログラム」が策定され、同プログラムに準拠した法人の職員研修実施計画に基づき、体系的に各種研修を実施しているほか、高等教育機関の職員として必要な SD を推進するための取組も実施している（「観点 9－2－④」）。

### 【改善を要する点】

各種のデータや情報について、一括管理し、必要に応じて提供する組織的な仕組みについては不十分であり、今後の課題として、自己点検・評価委員会において情報収集・管理の一元化の検討を行っていく。

## 基準 10 教育情報等の公表

### (1) 観点ごとの分析

観点 10－1－①： 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

#### 【観点に係る状況】

本学の目的は、観点 1－1－①および②で述べたとおり、学則および中期目標にて明確に定められ、本学ウェブサイトや大学院案内によって広く社会に公表されている《資料 10－1－①－i》。

そのほか、教職員は、中期目標に基づいて策定される中期計画、年度計画に則って大学を運営しており、本学の目的を常に意識しながら業務を執行している。また、学生については、本学の受験を志願する段階で大学院説明会等で本学の目的を知る機会が適切に確保されている。

《資料 10－1－①－i：「建学の理念と特色、ミッション」》

<http://aiit.ac.jp/info/philosophy.html>

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、ウェブサイトや大学院案内等を通じて広く社会に公表されているとともに、教職員や学生等の構成員において十分周知されている。

観点 10－1－②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

#### 【観点に係る状況】

入学者受入方針については、「観点 4－1－①」にて述べたとおり、教育の目的に沿って、専攻ごとにアドミッションポリシーを定めており、募集要項・本学ウェブサイト・大学院案内に掲載している。

教育課程の編成・実施方針については、「観点 5－4－①」にて述べたとおり、学則にて明確に規定されており、学則は本学ウェブサイトにて公開されている。

また、「観点 5－6－①」にて述べたとおり、本学においては、「情報アーキテクト」及び「ものづくりアーキテクト」に必要な業務遂行能力（コンピテンシー）を整理し、それらのコンピテンシー修得を目的としたカリキュラム編成を行っている。そして、このカリキュラムを修了したことをもって上記のコンピテンシーを修得したものとみなし、「情報システム学修士」および「創造技術修士」の専門職学位を授与している。学位授与に関する上記のような考え方は、本学ウェブサイトにおいても公表されている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、募集要項・本学ウェブサイト・大学院案内等で適切に公表され、周知されている。

観点 10－1－③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている教育情報については、本学ウェブサイトにて公表されている。また、そのほかにウェブサイトにおいては、平成 22 年度に本学産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻が受審した、一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）による分野別認証評価の結果や、資料・データ集としてその他各種の資料・データが掲載され、広く公表されている《資料 10－1－③－i、ii》

刊行物としては、大学院案内（年 1 回発行）、法人事業概要（年 1 回発行）、産業技術大学院大学基礎データブック（年 1 回発行）等において、本学に関する全体的な情報を公表している。そのほか、本学における研究活動については研究紀要、FD 活動については FD レポート（半年に 1 回発行）において情報が公表されている。

《資料 10－1－③－i：教育情報の公表》

<http://aiit.ac.jp/info/publication.html>

《資料 10－1－③－ii：資料・データ集》

<http://aiit.ac.jp/info/data.html>

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育研究活動に関する情報は、本学ウェブサイトや各種の刊行物にて公表されている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学の目的や入学者受入方針、教育研究活動等の教育情報等については、本学ウェブサイトや各種の刊行物にて公表されているとともに、教職員や学生等の構成員においても十分周知されている。

【改善を要する点】

特になし